

鳴門市子どもの生活に関する アンケート調査結果報告書

平成30年3月

鳴門市

目次

I 調査の概要	1
1. 調査の概要	2
2. 貧困に関する分析の視点について	3
3. 報告書の見方	8
II 保護者調査	9
1. 回答者について	10
2. 家庭の状況について	18
3. 暮らしの状況について	31
4. 必要な支援について	38
5. 子どもとの関わりかたについて	40
III 児童生徒調査	53
1. 回答者のこと、回答者の普段の生活習慣のことについて	54
2. 学校や勉強について	61
3. 放課後のすごしかたについて	72
4. 平日（月曜日～金曜日）のすごしかたについて	74
5. 家でのことについて	78
6. 回答者の考えについて	89
IV 分析・考察	99
1. 経済的な支援について	100
2. 保護者への支援について	102
3. 子育て支援について	103
4. 学習・進学支援について	105
5. 多様な体験・経験の場づくりについて	106

I 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子育て世帯の貧困や貧困の連鎖が社会問題として注目される中、本市において経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにするために実施しました。家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもの成長を支えるための方策を検討する上で、子育て世帯の経済状況と生活実態に関する本調査の結果を基礎資料とし、有効な施策のあり方についての有益な情報を得ることを目的としています。

(2) 調査方法

鳴門市の市立小中学校に通う子どもとその保護者及び児童扶養手当受給世帯の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。市立小中学校に通う子どもとその保護者については学校を通じて配布、児童扶養手当受給世帯については郵送にて配布し、いずれも郵送で回収しました。調査期間は平成30年2月5日から平成30年2月19日です。

(3) 調査対象者

アンケート調査の調査対象者は、鳴門市立小学校に在籍する小学1年生全員(430人)の保護者、小学5年生全員(423人)の子どもとその保護者、鳴門市立中学校に在籍する中学2年生全員(434人)の子どもとその保護者、鳴門市に居住する児童扶養手当受給世帯で、子どもが前記の学年に在籍していない全世帯(379世帯)の保護者です。

(4) 回収結果

アンケートの回収結果は以下のとおりです。小学5年生と中学2年生については、子どもと保護者のアンケートの両方に回答があるものを有効回答とし、本報告書の分析の対象としています。

■アンケート回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
小学1年生調査	保護者 : 430	225	52.3%
小学5年生調査	児童 : 423 保護者 : 423	205	48.5%
中学2年生調査	生徒 : 434 保護者 : 434	180	41.5%
児童扶養手当受給世帯	保護者 : 379	127	33.5%
合計	保護者 : 1,666 児童生徒 : 857	保護者 : 737 児童生徒 : 385	保護者 : 44.2% 児童生徒 : 44.9%

※小学5年生と中学2年生については、上記以外に子どものみの回答のため無効回答とした回収が3通ありました。

2. 貧困に関する分析の視点について

(1) 相対的貧困世帯

国の国民生活基礎調査では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準と定義しています。この定義に基づき本調査においても、世帯収入が国民生活基礎調査によって示された相対的貧困水準以下の世帯を相対的貧困世帯とします。

本調査においては、保護者を対象として税込みの世帯収入を 50 万円区分で調査しています。そこで、相対的貧困水準の算定に対応する可処分所得を概算した上で、相対的貧困となる区分を選定しました。具体的には、本調査と同様の調査設計となっている内閣府「親と子の生活意識に関する調査」（平成 23 年）と同じ手法を採用しました。

まず、平成 28 年国民生活基礎調査における所得 5 分位階級（すべての世帯を収入の低い方から順番に並べ、それを 5 等分して 5 つのグループを作った場合の各グループ）ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します（表 A）。続いて、相対的貧困水準（世帯人数別に、その金額以下の世帯収入の場合に相対的貧困となる所得額）が定義されている平成 28 年国民生活基礎調査から、世帯人員別に相対的貧困線を算出し、それぞれに対応する上記の係数を乗じることで、貧困線の値に対応する世帯収入を概算し、この世帯収入を下回る収入区分を、本調査における相対的貧困世帯としました（表 B）。

■表 A 所得 5 分位階級ごとの係数（平均可処分所得に対する平均所得の比）

	1 世帯あたり平均所得 (a)	平均可処分所得 (b)	係数 (a/b)
第 I（～200 万円）	126.2 万円	114.1 万円	1.11
第 II（200～347 万円）	271.9 万円	237.3 万円	1.15
第 III（347～529 万円）	431.3 万円	358.3 万円	1.20
第 IV（529～800 万円）	654.9 万円	528.8 万円	1.24
第 V（800 万円～）	1,244.8 万円	952.7 万円	1.31

※平成 28 年国民生活基礎調査結果（調査年は平成 27 年）より作成。「1 世帯あたり平均所得」は税込み収入、「平均可処分所得」は手取り収入に該当します。

■表B 世帯人員ごとの相対的貧困となる区分

世帯人員	相対的貧困線	係数	対応する世帯収入	相対的貧困世帯となる区分
2人	173万円	1.11	192万円	200万円未満
3人	211万円	1.15	243万円	250万円未満
4人	244万円	1.15	281万円	250万円未満
5人	273万円	1.15	314万円	300万円未満
6人	299万円	1.15	344万円	350万円未満
7人	323万円	1.15	371万円	350万円未満
8人	345万円	1.15	397万円	400万円未満
9人	366万円	1.20	439万円	450万円未満
10人	386万円	1.20	463万円	450万円未満

※「相対的貧困線」は平成28年国民生活基礎調査を参照、「係数」は表Aを参照。「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は税込み収入、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査でたずねた世帯全員の税込み収入です。

■参考 内閣府「親と子の生活意識に関する調査」（平成23年）における相対的貧困区分

世帯人員	相対的貧困線	係数	対応する世帯収入	相対的貧困世帯となる区分
2人	177万円	1.11	196万円	200万円未満
3人	217万円	1.15	249万円	250万円未満
4人	250万円	1.15	288万円	250万円未満
5人	280万円	1.15	321万円	300万円未満
6人	306万円	1.15	352万円	350万円未満
7人	331万円	1.18	390万円	350万円未満
8人	354万円	1.18	417万円	400万円未満

上記に基づいて算出した、本調査における相対的貧困世帯の割合は以下のとおりです。本調査における本市の子どもの相対的貧困率（小学1年生、5年生と中学2年生の平均）は、判定不能を除いて算出すると、10.5%となっています。国全体における子どもの相対的貧困率（相対的貧困水準を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合）は13.9%（平成28年国民生活基礎調査）ですが、調査方法が異なるため本調査との単純な比較はできません。

■本調査における相対的貧困世帯の割合（相対的貧困率）

調査区分	N	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯		判定不能		判定不能を除いて算出した相対的貧困率(%)
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	
小学1年生	225	19	8.4	169	75.1	37	16.4	10.1
小学5年生	205	22	10.7	143	69.8	40	19.5	13.3
中学2年生	180	11	6.1	129	71.7	40	22.2	7.9
小計	610	52	8.5	441	72.3	117	19.2	10.5
児童扶養手当	127	74	58.3	35	27.6	18	14.2	67.9
合計	737	126	17.1	476	64.6	135	18.3	20.9

※判定不能は、相対的貧困世帯の判定に必要な世帯人員と世帯収入のいずれかが無回答であったものです。

(2) 児童扶養手当受給世帯

本調査で注目するもう一つの世帯類型が、ひとり親世帯を対象とした経済的支援を受けている「児童扶養手当受給世帯」です。一般にひとり親世帯、特に母子世帯については、経済的に厳しい状況にあることが多いことが知られており、平成 28 年国民生活基礎調査においても、ひとり親世帯の相対的貧困率が 50.8%と半数を超えていたことが報告されています。また、経済的な支援の必要性だけでなく、ひとり親世帯に特有の、暮らしや教育に関する課題があることも考えられます。そこで、本調査では、市内に居住する児童扶養手当受給者についても、調査対象とし、小中学生の保護者を対象とした調査と同様のアンケート調査を実施しています。そこで、全体と相対的貧困世帯に加えて、児童扶養手当受給世帯のみを抽出した集計についても、本報告書の全体を通して常に結果を示すようにしています。

本報告書の児童扶養手当受給世帯とは、調査対象とした児童扶養手当受給世帯に加えて、小中学校の保護者を対象とした調査において児童扶養手当を「現在、受けている」と回答したものを集計したものです。これは、児童扶養手当受給世帯を対象とした調査においては、小中学校の調査の対象となっている世帯を除いているためです。

■児童扶養手当受給世帯の定義

下の 1、2 のいずれかに該当したものを児童扶養手当受給世帯としています。

- 1 児童扶養手当受給世帯対象のアンケート調査に回答したもの
- 2 小学 1 年生、5 年生、中学 2 年生を対象とした調査の保護者調査において、児童扶養手当を「現在、受けている」と回答したもの

本調査の、児童扶養手当受給世帯の割合は以下のとおりです。本報告書で分析する際に世帯類型として用いる「児童扶養手当受給世帯」は、下の表の児童扶養手当受給世帯を合計したもの（188 件）です。

■児童扶養手当受給世帯

調査区分	N	児童扶養手当受給世帯		非受給世帯		不明		不明を除いて算出した児童扶養手当受給世帯率 (%)
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	
小学 1 年生	225	29	12.9	181	80.4	15	6.7	13.8
小学 5 年生	205	21	10.2	180	87.8	4	2.0	10.4
中学 2 年生	180	11	6.1	164	91.1	5	2.8	6.3
児童扶養手当	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	100.0
合計	737	188	25.5	525	71.2	24	3.3	26.4

(3) 本報告書における基本的な分析軸

本調査は、経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにすることを目的としています。そこで本調査では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の回答状況を、全体の回答状況と比較することを基本的な分析軸とし、すべての質問について、上記の比較が可能な形で調査結果を示しています。調査結果の解釈にあたっては、以下の点に留意する必要があります。

第1に、相対的貧困世帯と児童扶養手当受給世帯の両方に含まれている世帯が多く存在していることです。下の表に示すように、児童扶養手当受給世帯の4～6割は相対的貧困世帯となっています。また、相対的貧困世帯における児童扶養手当受給世帯についても、同様に5～6割を占めています。

■児童扶養手当受給世帯に占める相対的貧困世帯の割合

調査区分	N	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯		判定不能		判定不能を除いて算出した相対的貧困率(%)
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	
小学1年生	29	12	41.4	13	44.8	4	13.8	48.0
小学5年生	21	13	61.9	6	28.6	2	9.5	68.4
中学2年生	11	5	45.5	3	27.3	3	27.3	62.5
児童扶養手当	127	74	58.3	35	27.6	18	14.2	67.9
合計	188	104	55.3	57	30.3	27	14.4	64.6

■相対的貧困世帯に占める児童扶養手当受給世帯とひとり親世帯の割合

調査区分	N	児童扶養手当受給世帯		ひとり親世帯	
		世帯	%	世帯	%
小学1年生	19	12	63.2	12	63.2
小学5年生	22	13	59.1	16	72.7
中学2年生	11	5	45.5	5	45.5
合計	52	30	57.7	33	63.5

第2に、本調査では本市で児童扶養手当を受給している全世帯を対象としているため、児童扶養手当受給世帯については子どもの年齢のばらつきが大きく、そのことが児童扶養手当受給世帯の回答状況に影響している可能性があるということです。児童生徒調査については、調査対象学年である小学5年生または中学2年生の子どものいる世帯のみが対象となっているため、子どもの年齢による違いを考慮する必要はありませんが、保護者調査においては、全体の数値は調査対象学年である小学1年生、小学5年生、中学2年生の子どものいる世帯が多く含まれているのに対し、児童扶養手当受給世帯については子どもの年齢のばらつきが大きいため、両者の比較においてはそのことに留意する必要があります。

第3に、保護者調査における「全体」の数値は、本市の平均的な子育て家庭の状況を代表するものとは言えないということに留意する必要があります。全体の数値には、本調査に回答のあった全数が含まれているため、一般的な割合以上に児童扶養手当受給世帯を多く含んでいることになるた

めです。また、一般的に郵送による回収を行う調査では、生活状況が厳しい世帯ほど回収率が低くなりがちであることが知られており、本調査で得られた相対的貧困率についても、本市の実態を正確に反映した数値と言えるかどうかについては、慎重な検討が求められます。

3. 報告書の見方

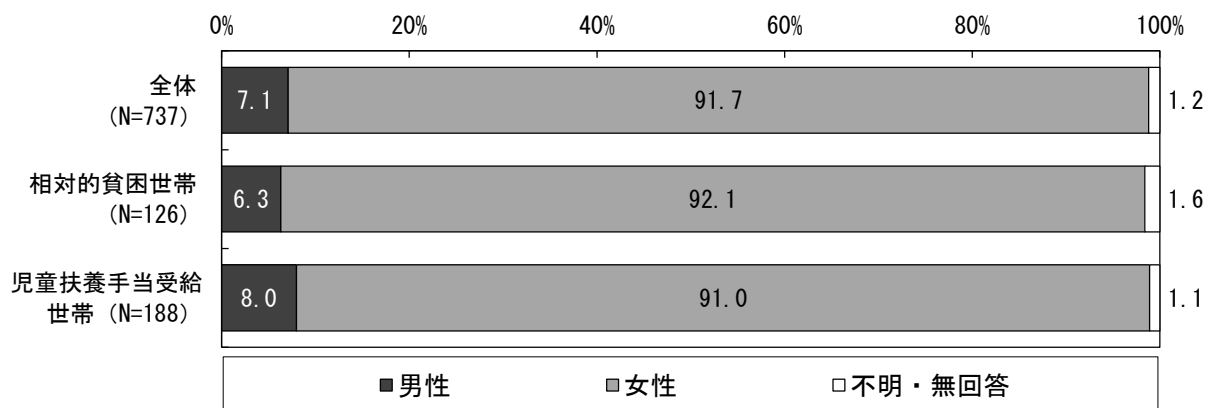
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（回答者を限定する設問の場合は限定条件に該当する人の総数）を表しています。
- 本文・図表中の設問の選択肢の表記は、スペースの都合等で簡略化している場合があります。

II 保護者調査

1. 回答者について

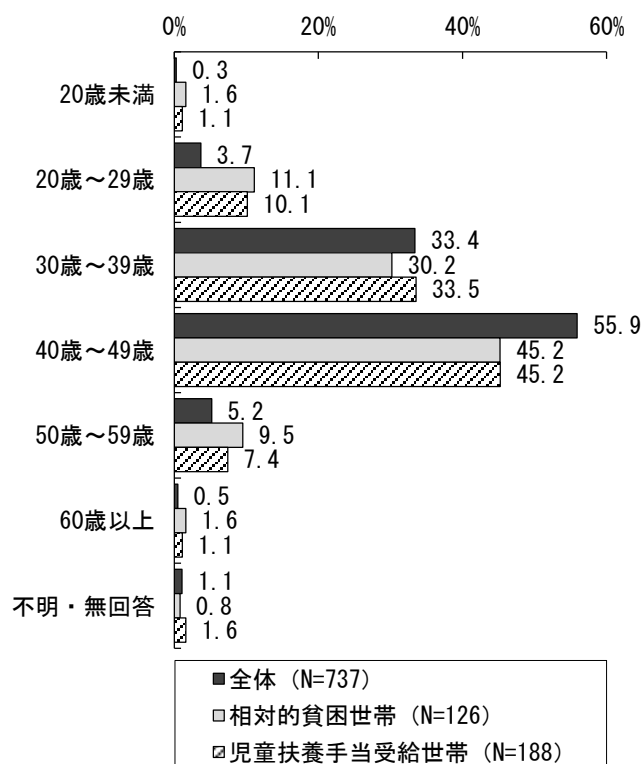
質問1 あなたの性別をお答えください。

いずれの世帯も「女性」が9割を超えています。



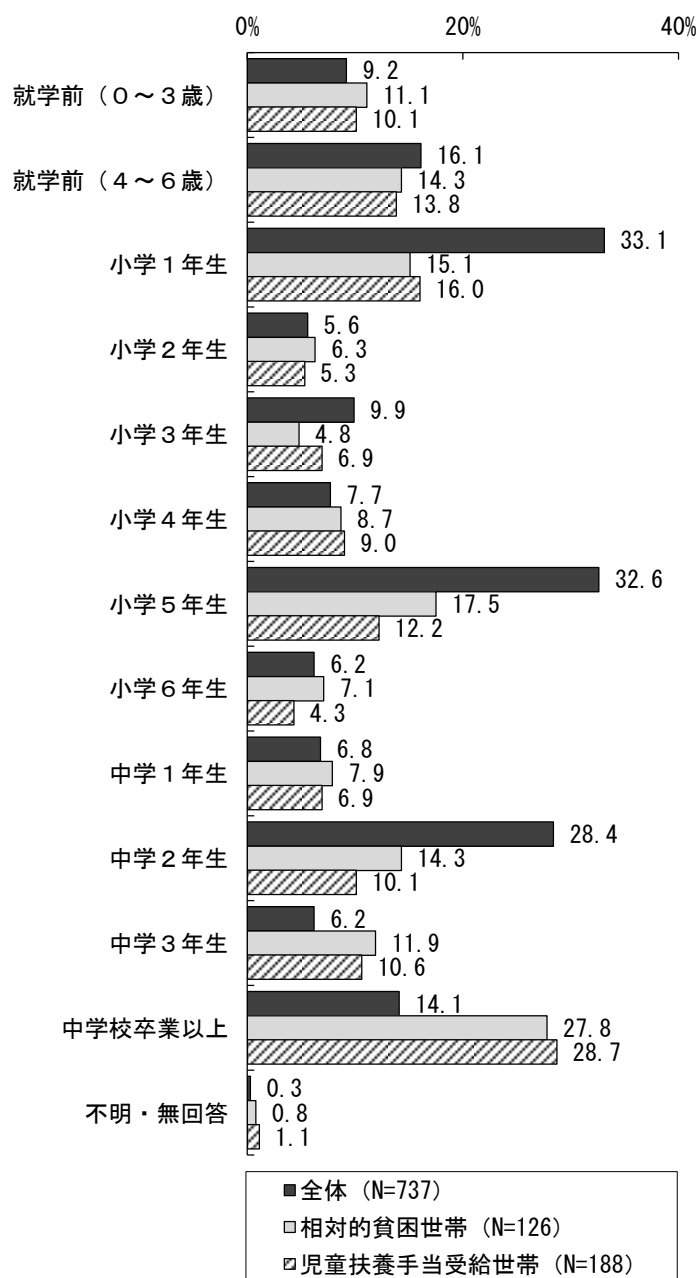
質問2 あなたの年齢をお答えください。

30歳代と40歳代が多くなっています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、全体と比べて20歳代、50歳代が多くなっています。



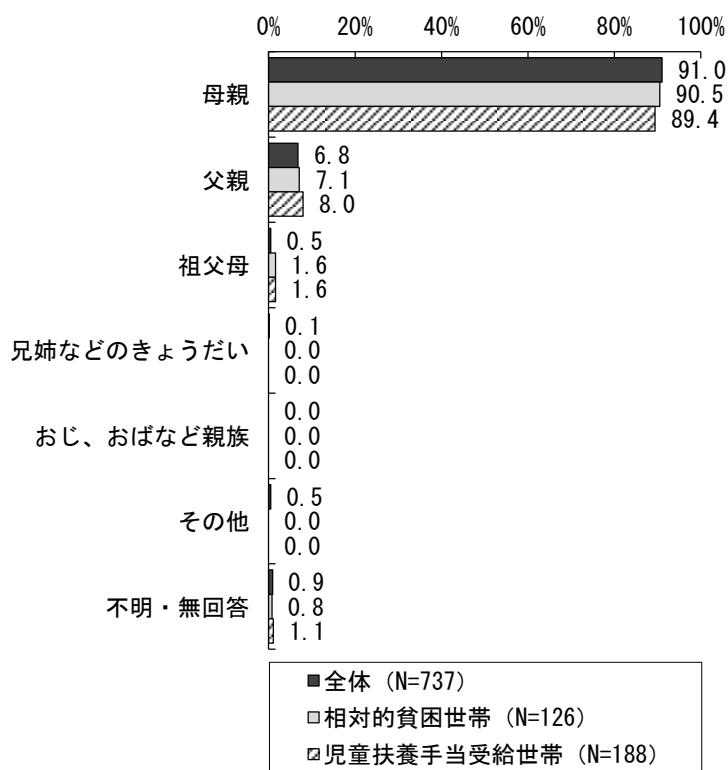
質問3 お子さんの学年（年齢）をお答えください。（複数回答）

調査対象となった「小学1年生」「小学5年生」「中学2年生」が多くなっています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で中学校卒業以上が多くなっているのは、児童扶養手当受給世帯を対象とした調査は、子どもの年齢が18歳以下の世帯が対象となっていることによります。



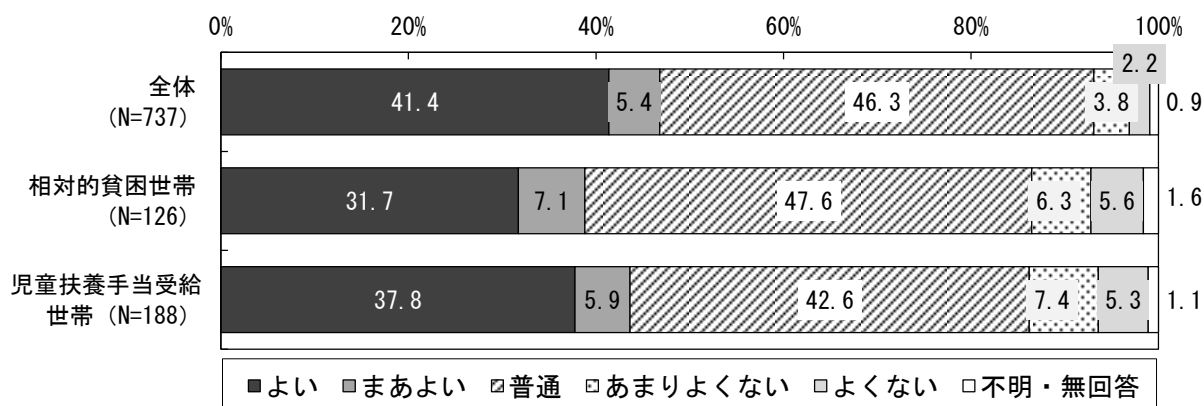
質問4 お子さんから見た、あなたの続柄をお答えください。

いずれの世帯も「母親」が9割前後となっています。



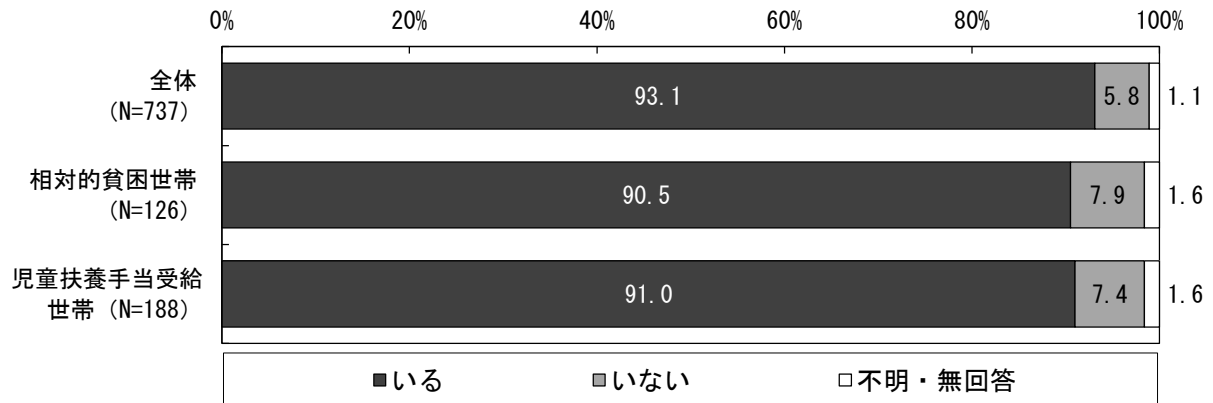
質問5 あなたの健康状態をお答えください。

相対的貧困世帯は「よい」が少なくなっています。また、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「あまりよくない」または「よくない」がやや多くなっています。



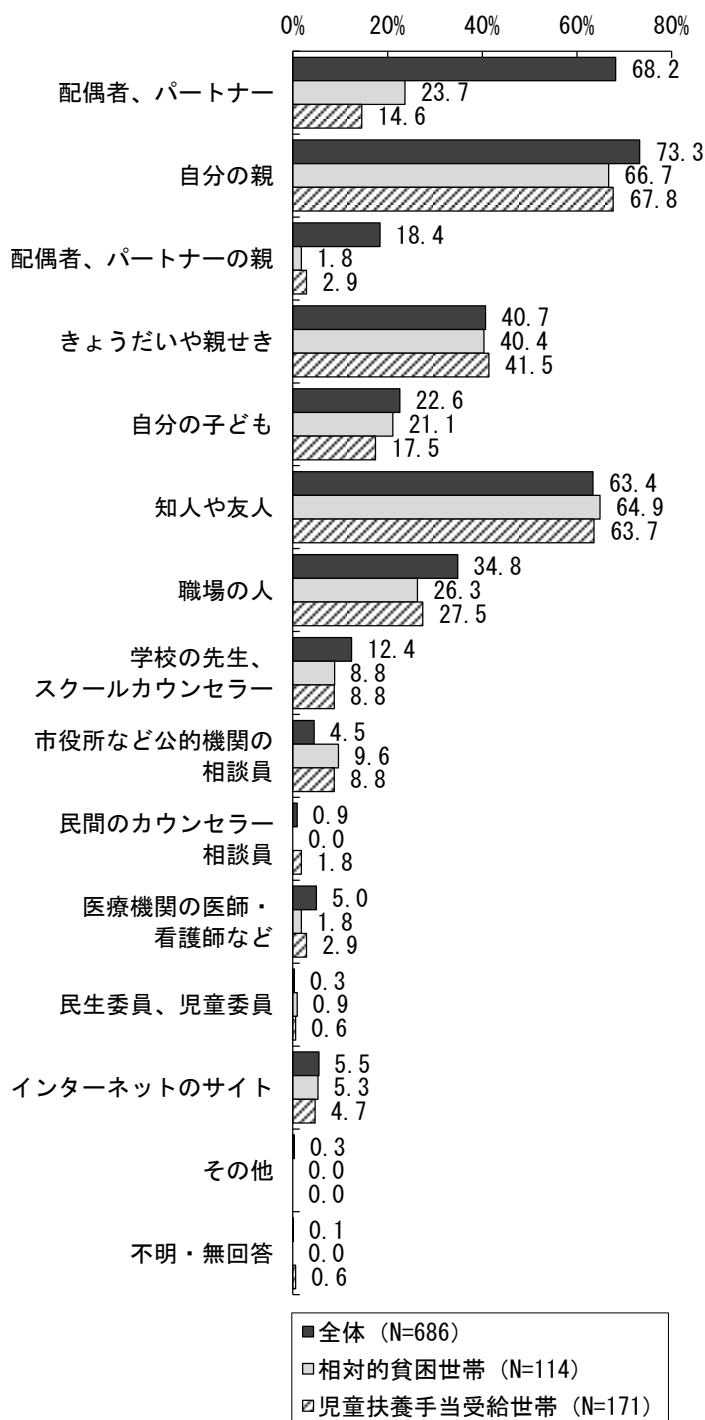
質問6-1 あなたは、困ったときや悩みがあるとき、相談できる人がいますか。

9割以上が「いる」と回答しています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「いない」がやや多くなっています。



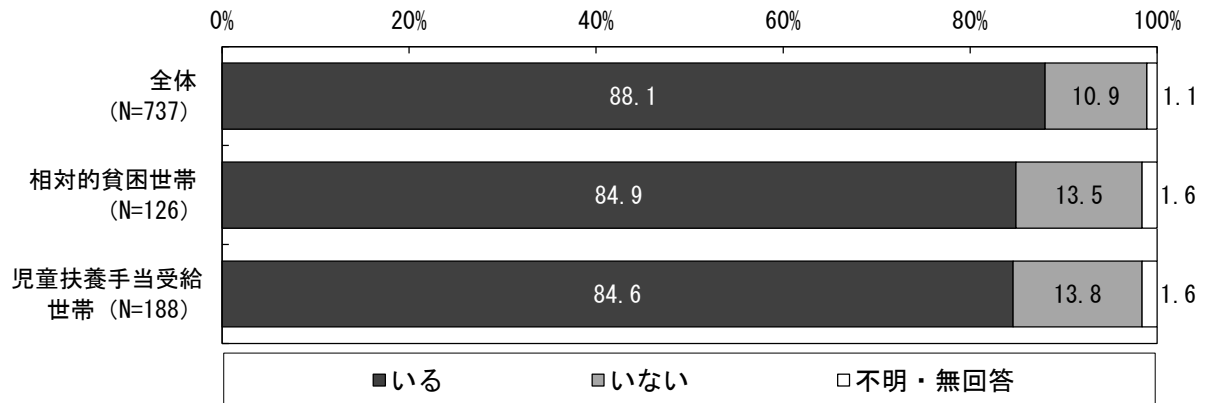
質問6-2 質問6-1で、「1 いる」と答えた方におたずねします。相談できる相手は、どのような人ですか。（複数回答）

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、ひとり親世帯が多いため、「配偶者、パートナー」「配偶者、パートナーの親」という回答が少なくなっています。また、「自分の親」「職場の人」「学校の先生、スクールカウンセラー」という回答もやや少なく、「市役所など公的機関の相談員」はやや多くなっています。



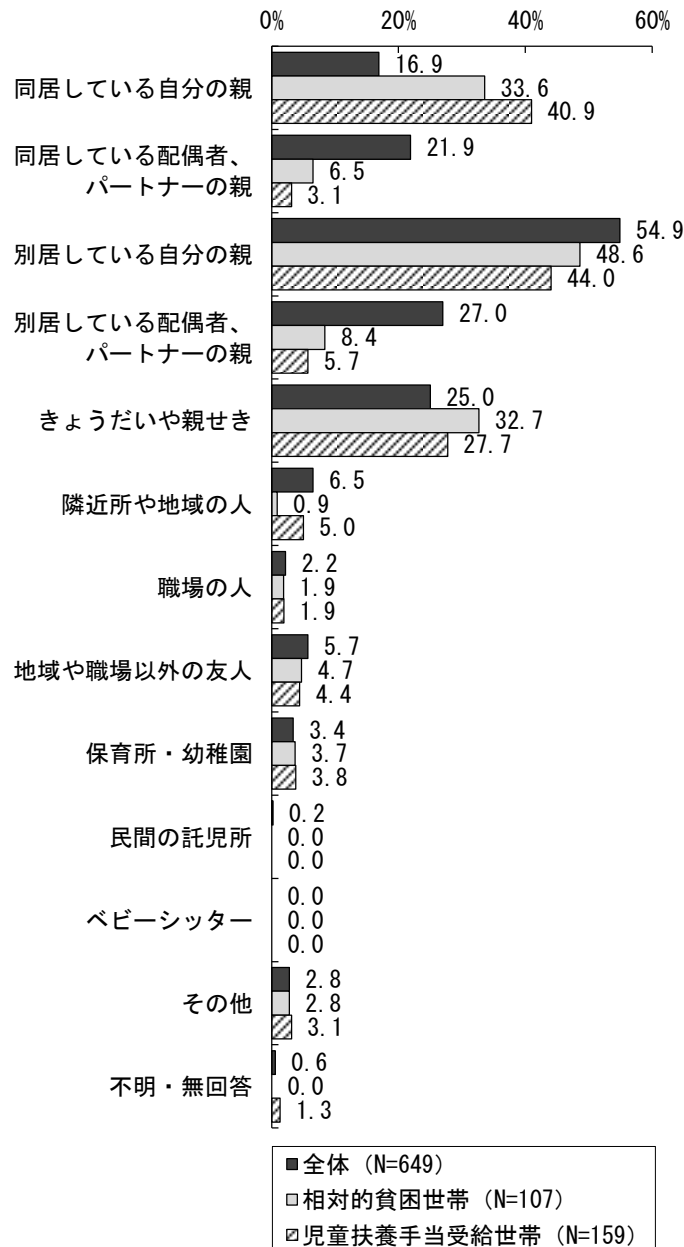
質問7-1 あなたは、緊急時にお子さんを預かったり、助けてくれる人がいますか。

全体では9割近くが「いる」と回答しています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「いない」がやや多くなっています。



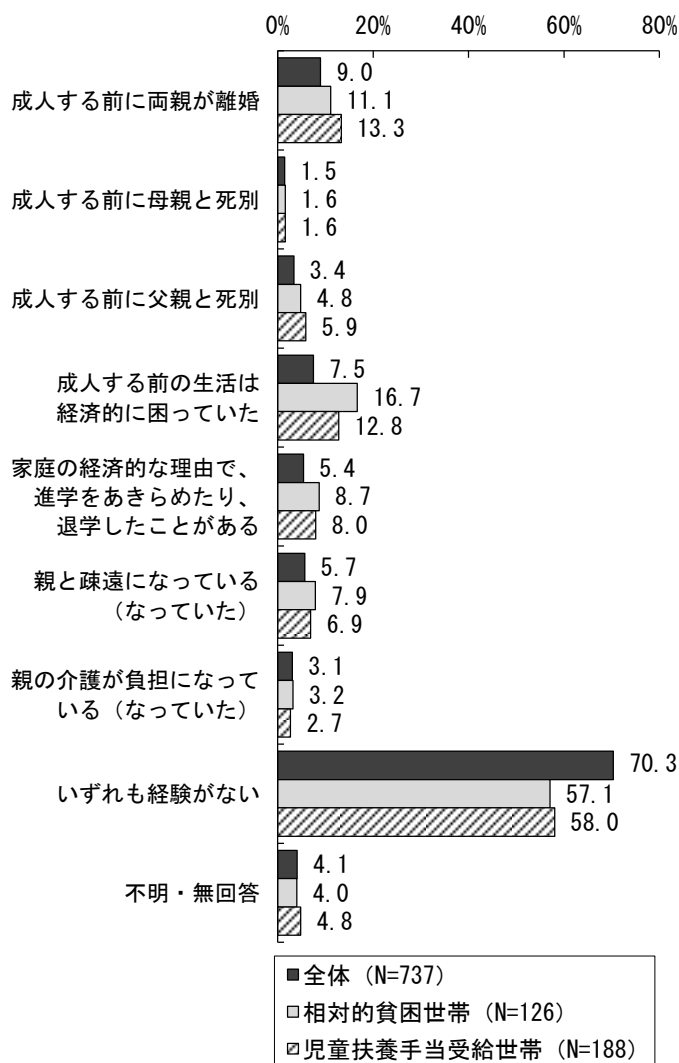
質問7-2 質問7-1で、「いる」と答えた方におたずねします。緊急時にお子さんを預かったり、助けてくれる相手は、どのような人ですか。（複数回答）

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「同居している自分の親」が多く、「配偶者、パートナーの親」が少なくなっています。



質問8 あなたは、次のような経験をしたことがありますか。（複数回答）

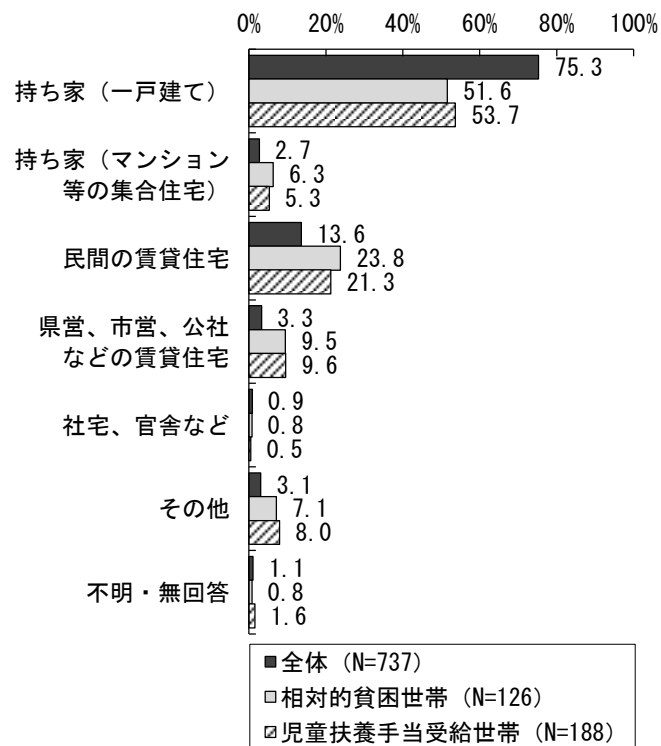
「いずれも経験がない」は全体では約7割ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、6割弱となっています。一方で、成人する前の両親の離別、死別や経済的困窮を経験している世帯が多くなっており、特に相対的貧困世帯の16.7%は、「成人する前の生活は経済的に困っていた」と回答しています。



2. 家庭の状況について

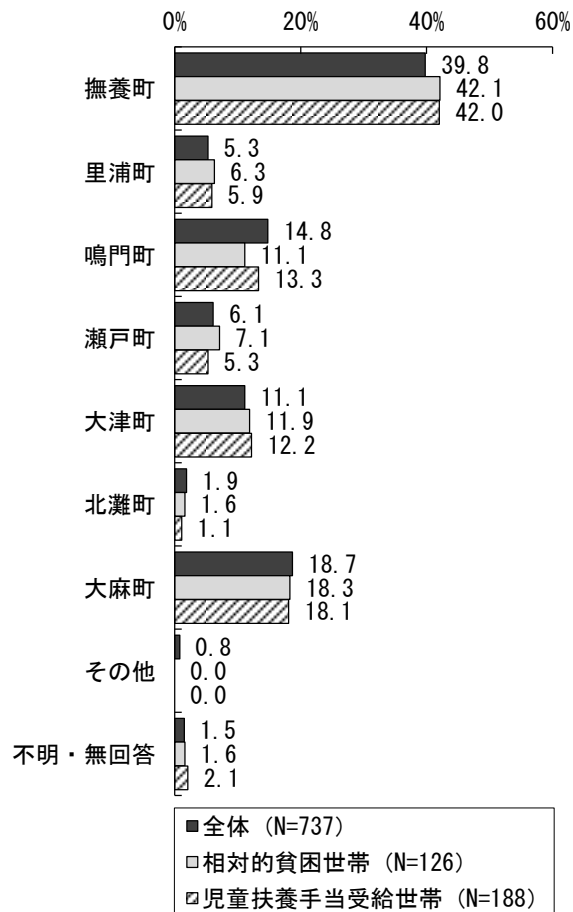
質問9 あなたの現在のお住まいについてお答えください。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「持ち家（一戸建て）」が少なく、「民間の賃貸住宅」「県営、市営、公社などの賃貸住宅」が多くなっています。



質問10 あなたのお住まいの地域をお答えください。

全体では、撫養町が最も多く、全体の約4割を占めています。次いで、大麻町、鳴門町、大津町までが1割を超えています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯についても、ほぼ同様の結果となっています。

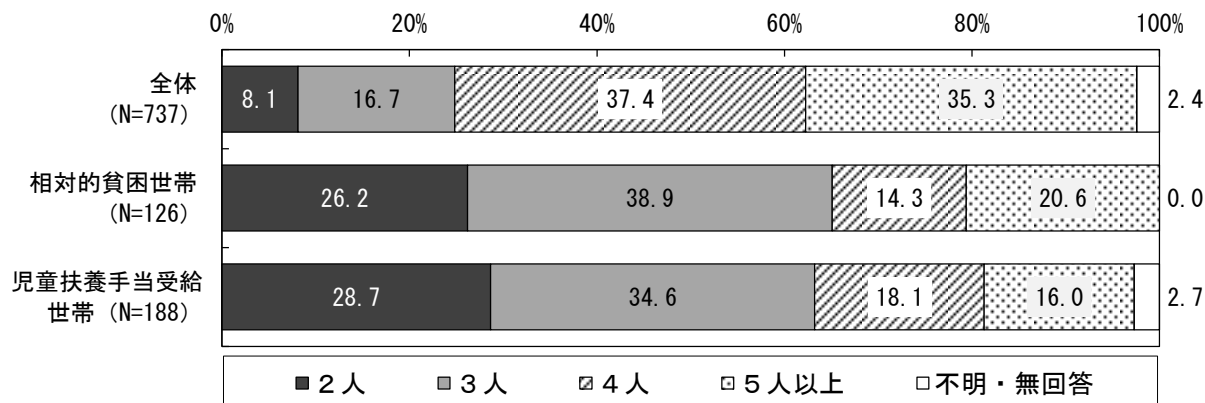


質問 1 1 あなたのご家庭の世帯員（家族）の人数をお答えください。（人数を記入）

※世帯員とは、住居と家計を一緒にしている人をいいます。旅行や出張などで一時的に自宅を離れている人も含みます。また、生活費の稼ぎ手が単身赴任している場合や、大学等で下宿のため仕送りをしている子どもも含みます。

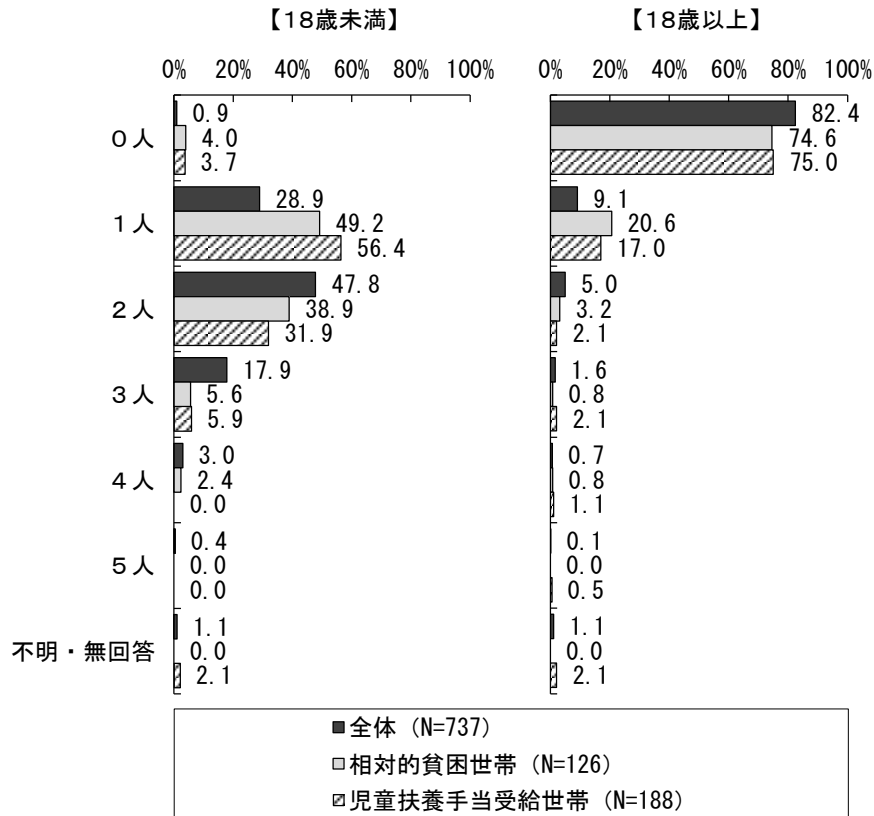
1 世帯員の人数(あなたも含めて)

全体では、「4人」が37.4%で最も多く、次いで「5人」が35.3%となっています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「3人」が最も多く、次いで「2人」が多くなっています。



2 世帯員のうち、子どもの人数

18歳未満の子どもの人数は、全体では「2人」が最も多く、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「1人」が多くなっています。18歳以上の子どもの人数が相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で多くなっているのは、児童扶養手当受給世帯については18歳以下の子どもがいる全世帯が調査対象となっていることによるものです。

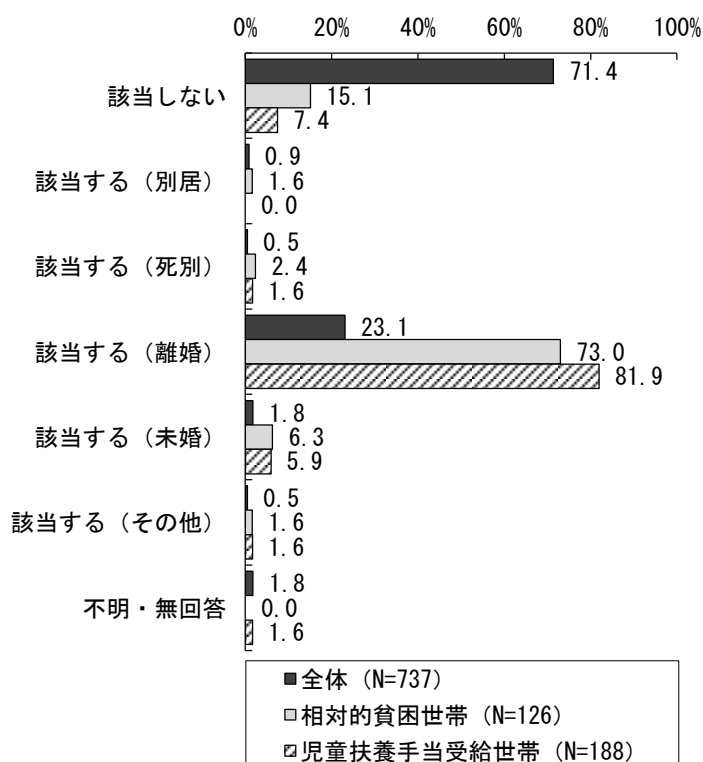


質問12 あなたのご家庭は、ひとり親家庭に該当しますか。

※法律上の婚姻でなくても、事実上の婚姻状態の場合は「該当しない」に○

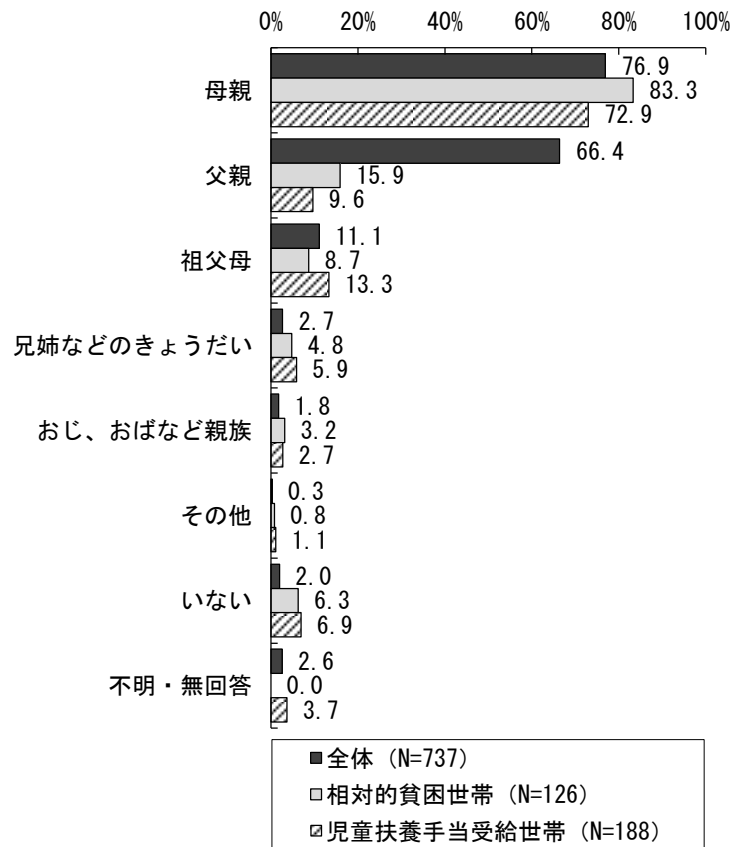
※離婚が成立していなくても、事実上の離婚状態の場合は「該当する（別居）」に○

相対的貧困世帯の約8割、児童扶養手当受給世帯の約9割が「該当する」と回答しています。ひとり親となった経緯については、「離婚」が大半を占めており、次いで数は少なくなりますが「未婚」が多くなっています。



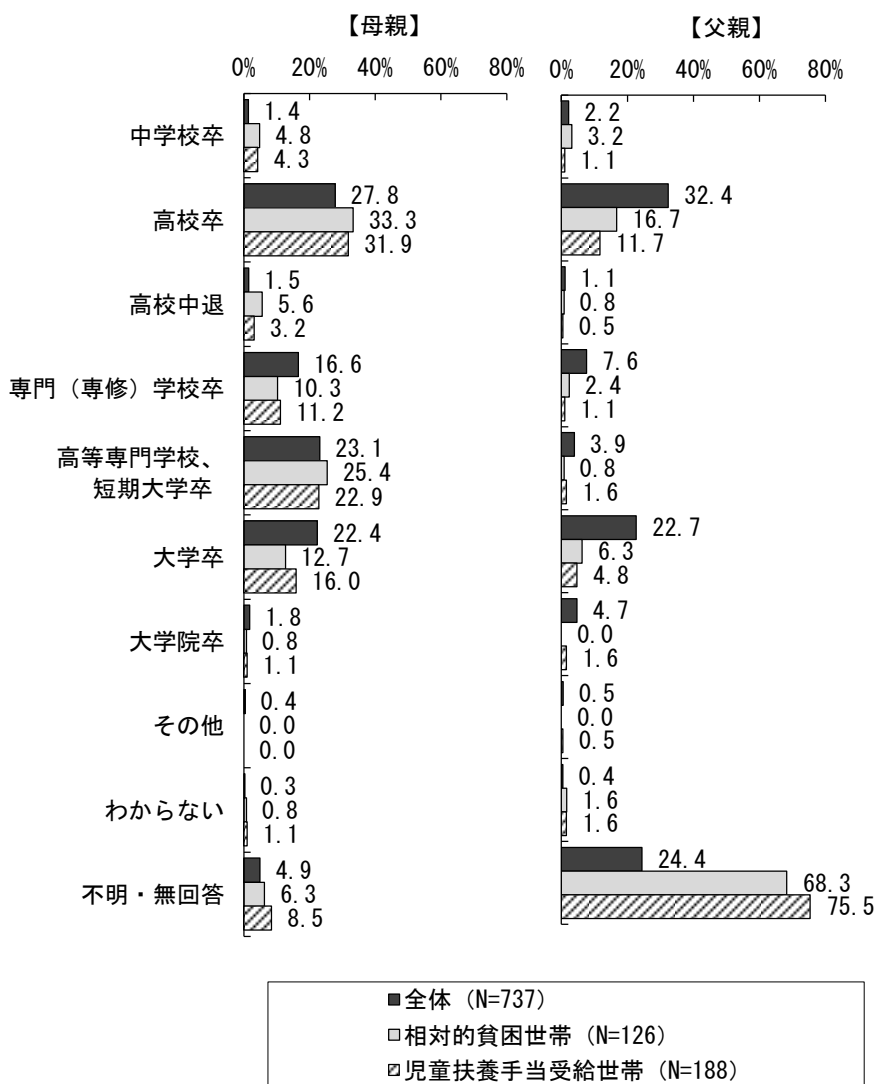
質問13 あなたのご家庭にお住まいで収入のある方について、お子さんから見た続柄をお答えください。（複数回答）

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「父親」が非常に少なくなっています。



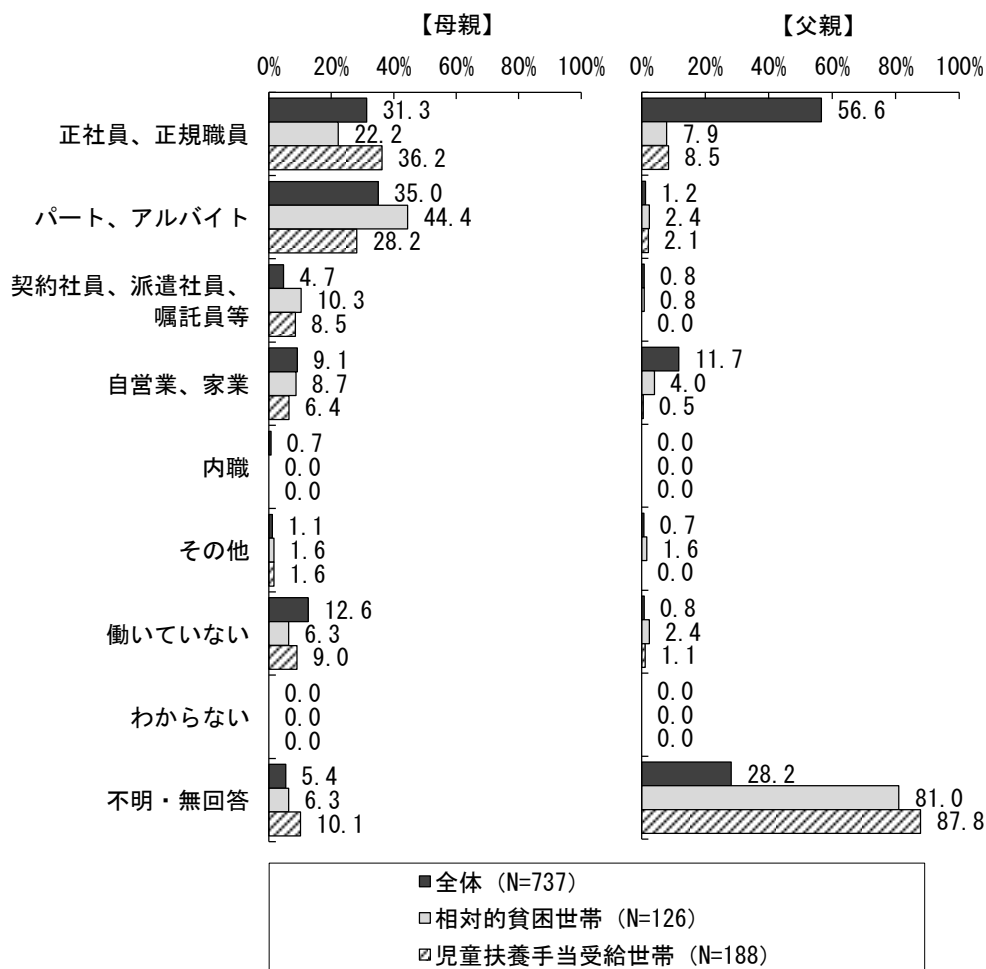
質問14 お子さんのご両親について、最終学歴（最後に卒業した、または現在在学中のもの）をお答えください。

母親の学歴をみると、相対的貧困世帯では、「大学卒」が少なく、「高校卒」「高校中退」が多くなっています。父親の学歴については、不明・無回答が多くなっていますが、全体と相対的貧困世帯を不明・無回答を除いて比較すると、相対的貧困世帯では「中学校卒」「高校卒」が多い一方で、「大学卒」が少なくなっています。



質問15-1 お子さんのご両親について、働きかたをお答えください。

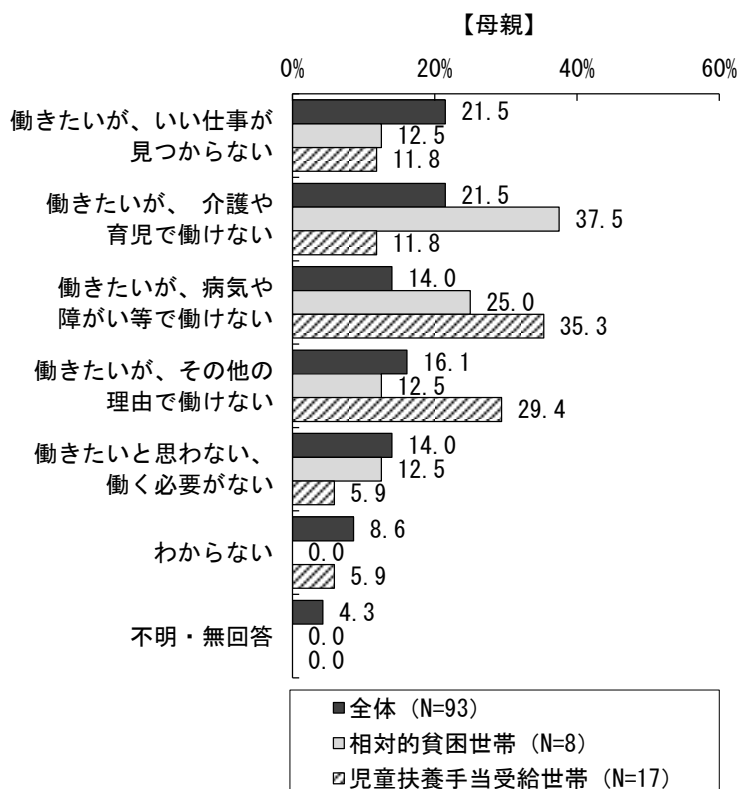
母親の働き方について、全体と比べて相対的貧困世帯では、「正社員、正規職員」が少なく、「パート、アルバイト」「契約社員、派遣社員、嘱託員等」が多くなっています。「働いていない」は相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯ではやや少なくなっています。児童扶養手当受給世帯では、やや「正社員、正規職員」が多くなっています。



質問15-2 質問15-1で、「働いていない」と回答した方におたずねします。働いていない理由をお答えください。

ア. 母親

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「働きたいが、いい仕事が見つからない」「働きたいと思わない、働く必要がない」が少なく、何らかの理由で働けないという回答が多くなっています。



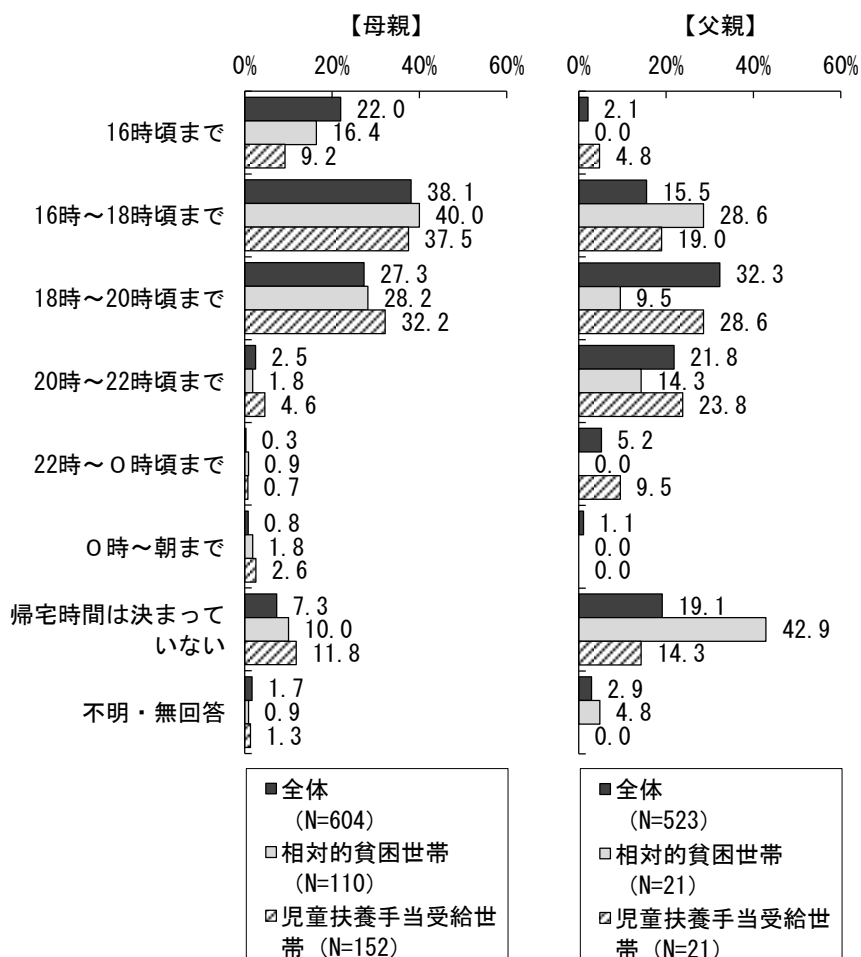
イ. 父親

父親については、働いていない件数が非常に少なくなっています。

上段:件数 下段:%		合計	働きたいが、いい仕事が見つからない	働きたいが、介護や育児で働けない	働きたいが、病気や障がい等で働けない	働きたいが、その他の理由で働けない	働きたいと思わない、働く必要がない	わからない	不明・無回答
父親	全体 (N=6)	6 100.0	3 50.0	-	2 33.3	-	1 16.7	-	-
	相対的貧困世帯 (N=3)	3 100.0	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	-
	児童扶養手当受給世帯 (N=2)	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-

**質問16 お子さんのご両親のどちらか、または両方が働いている方におたずねします。
仕事から帰宅する時間で、最も多い時間帯をお答えください。**

母親の帰宅時刻については、児童扶養手当受給世帯では「16時頃まで」が少なく、18時以降の回答が多くなっています。父親については、相対的貧困世帯で「帰宅時間は決まっていない」が多くなっており、生活が不規則となっている可能性があります。



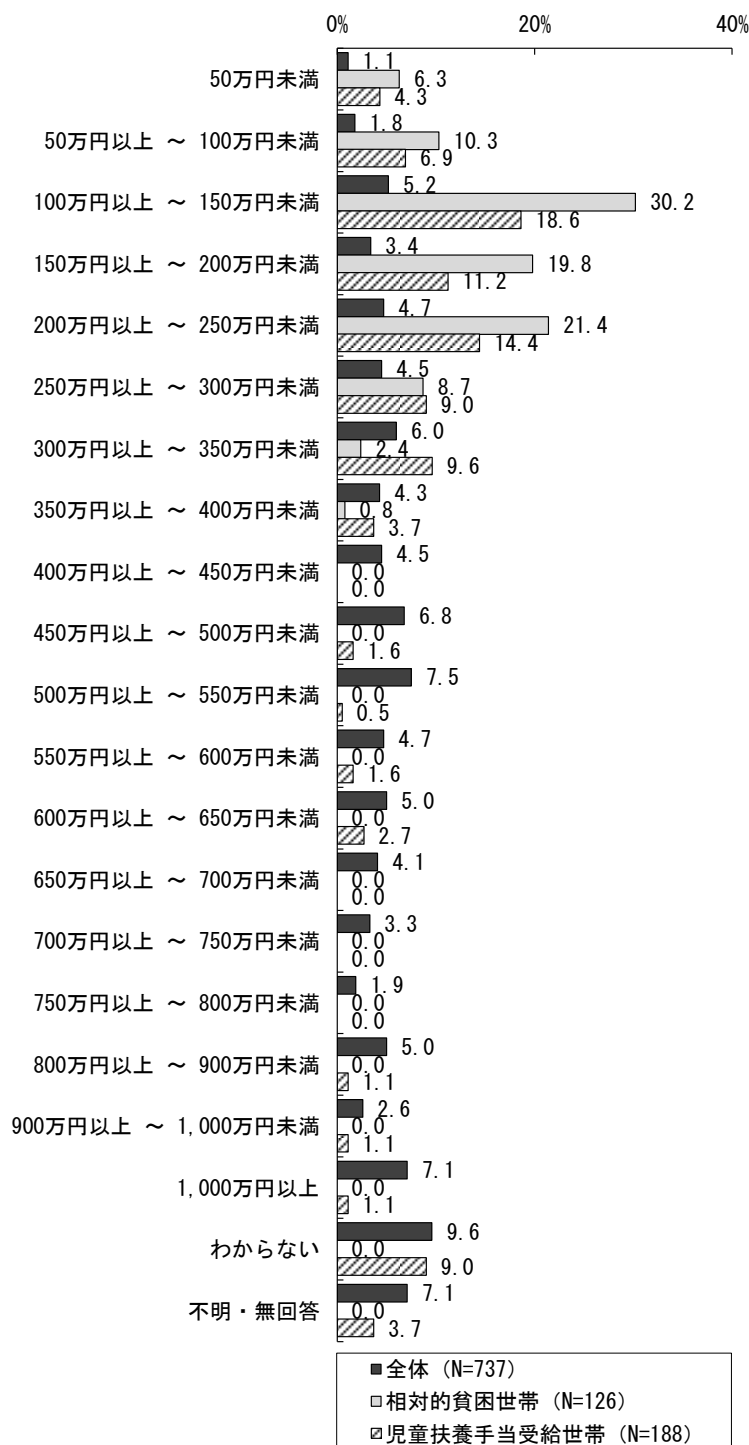
質問17 あなたのご家庭の経済状況についておたずねします。昨年（2017年）1年間の家族全員の収入の合計額は、税込み（所得税や住民税の引去り前）で、およそいくらかお答えください。

※家族とは、質問11でお答えいただいた方全員です。

※収入には、給料やボーナスのほか、不動産収入や株式などの副収入も含まれます。

※児童手当、就学援助、生活保護などの公的な援助や手当、離婚後の養育費は除きます。

全体の中央値（回答を少ない順に並べたときに中央の値が属する回答）は、「450万円以上～500万円未満」です。相対的貧困世帯では「150万円以上～200万円未満」、児童扶養手当受給世帯では「200万円以上～250万円未満」となっています。

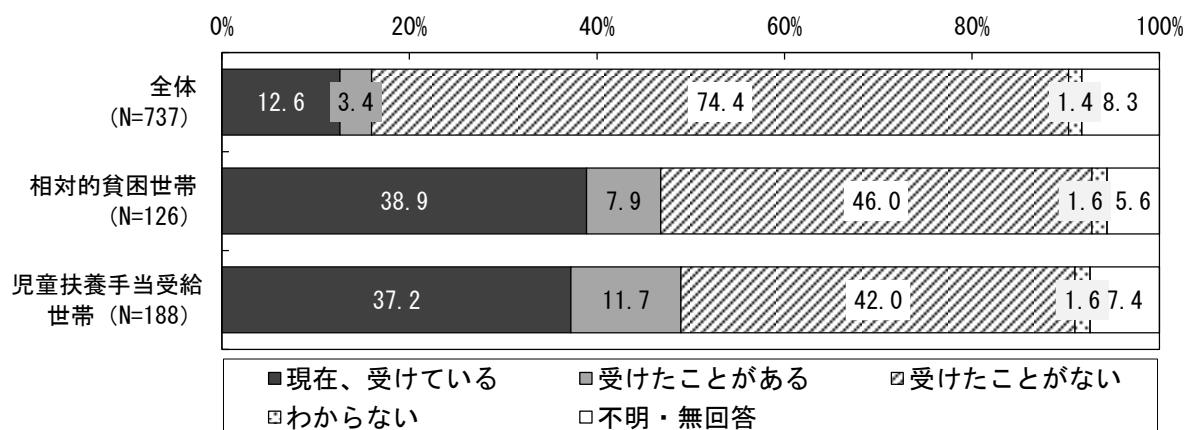


質問18 あなたのご家庭では、過去1年間に受けたことのある手当や援助はありますか。

①就学援助

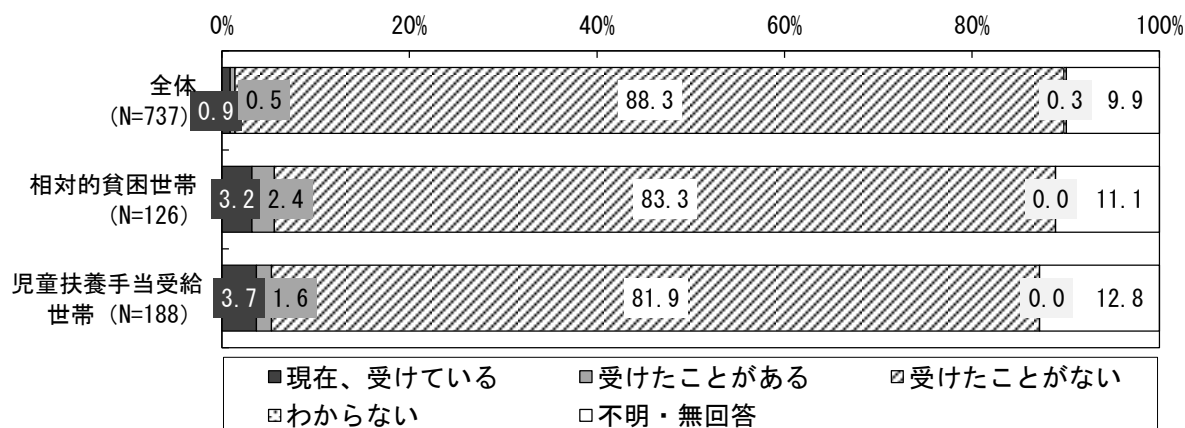
※給食費や学用品などの費用の一部を援助する制度

全体では「現在、受けている」は12.6%ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では4割弱となっています。受給要件をほぼ満たしていると考えられる相対的貧困世帯ですが、約半数が「受けたことがない」と回答しています。



②生活保護

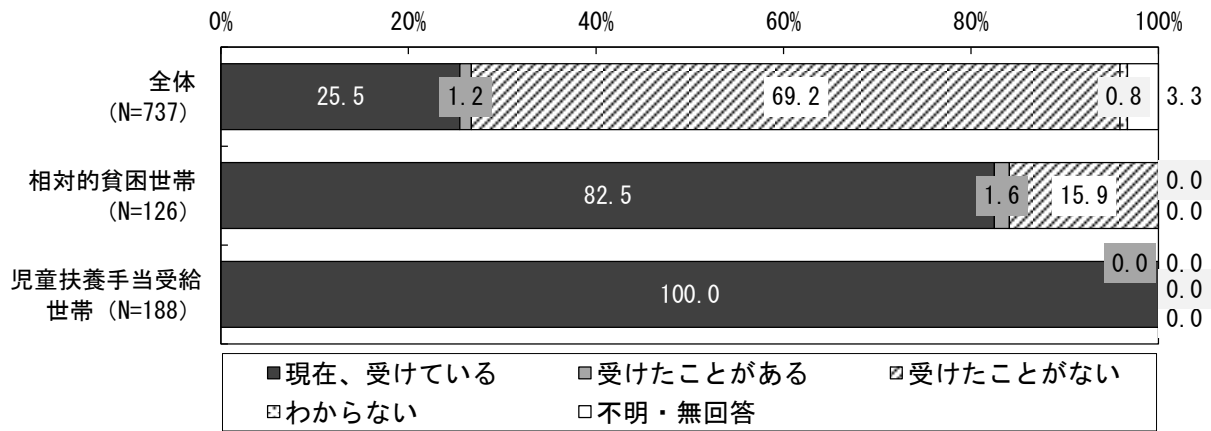
全体では0.9%、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では3%台が「現在、受けている」と回答しています。



③児童扶養手当

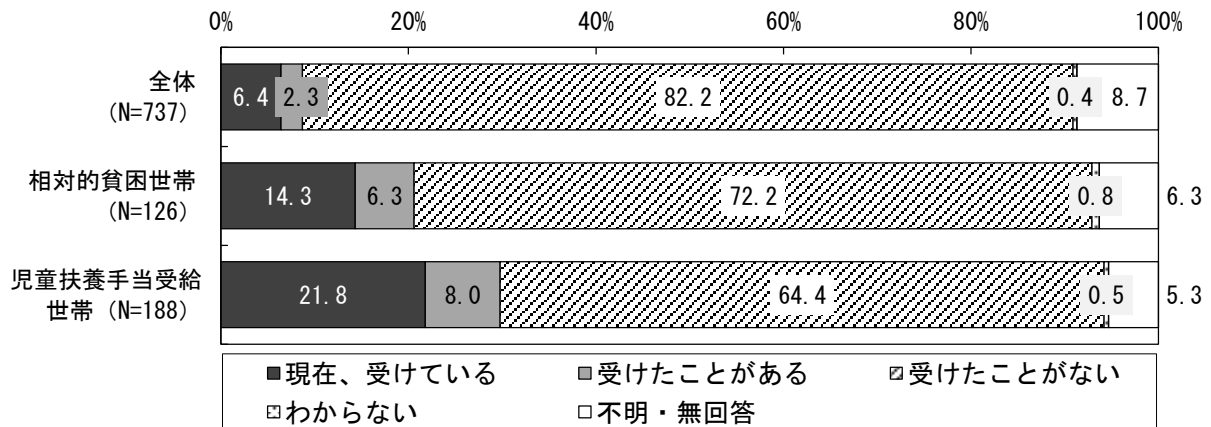
※18歳未満の子どもを養育するひとり親家庭等に支給される手当

相対的貧困世帯の82.5%が児童扶養手当受給世帯となっています。



④離婚後の養育費

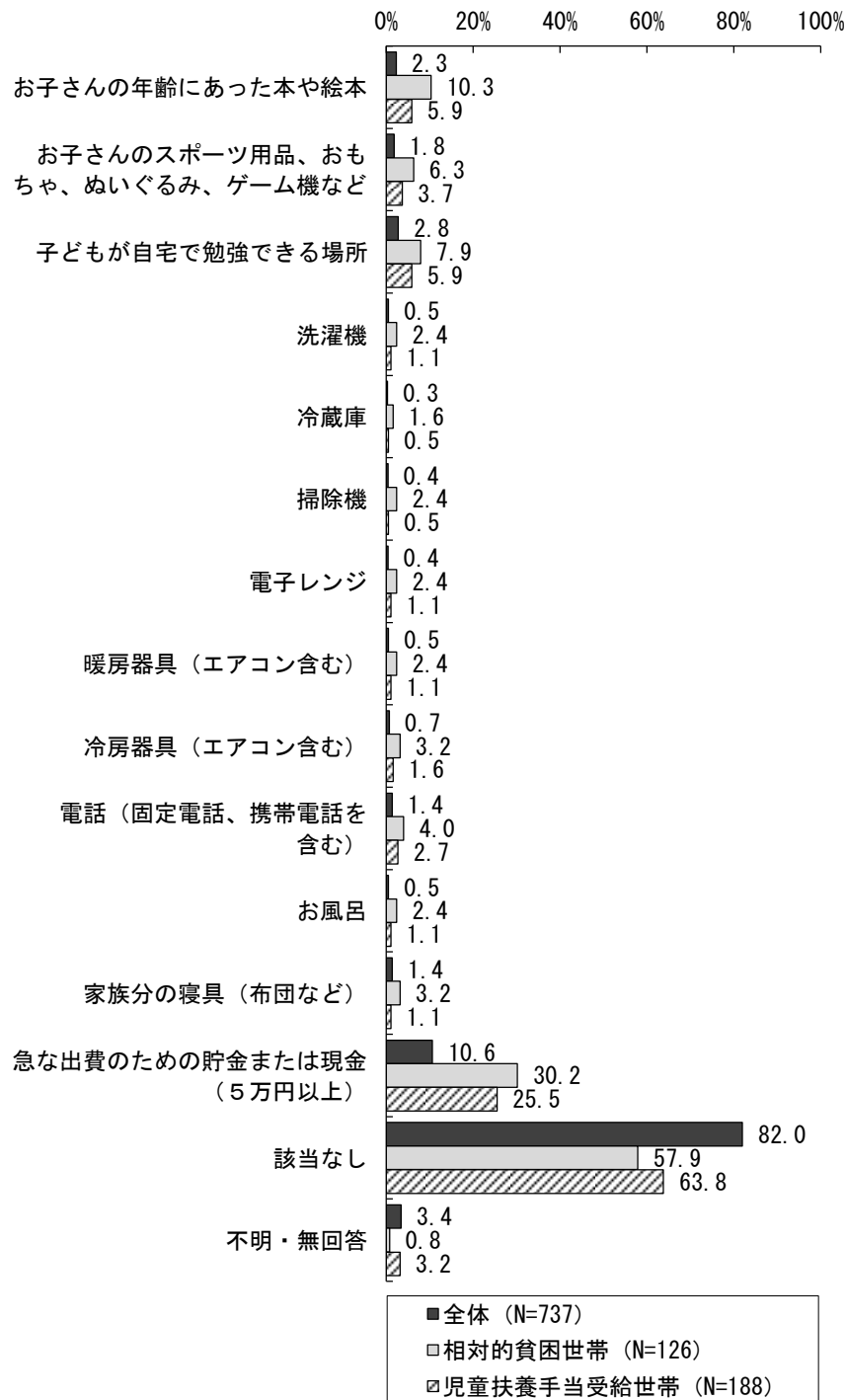
ひとり親世帯が大半を占める児童扶養手当受給世帯ですが、養育費については6割以上が「受けたことがない」と回答しています。



3. 暮らしの状況について

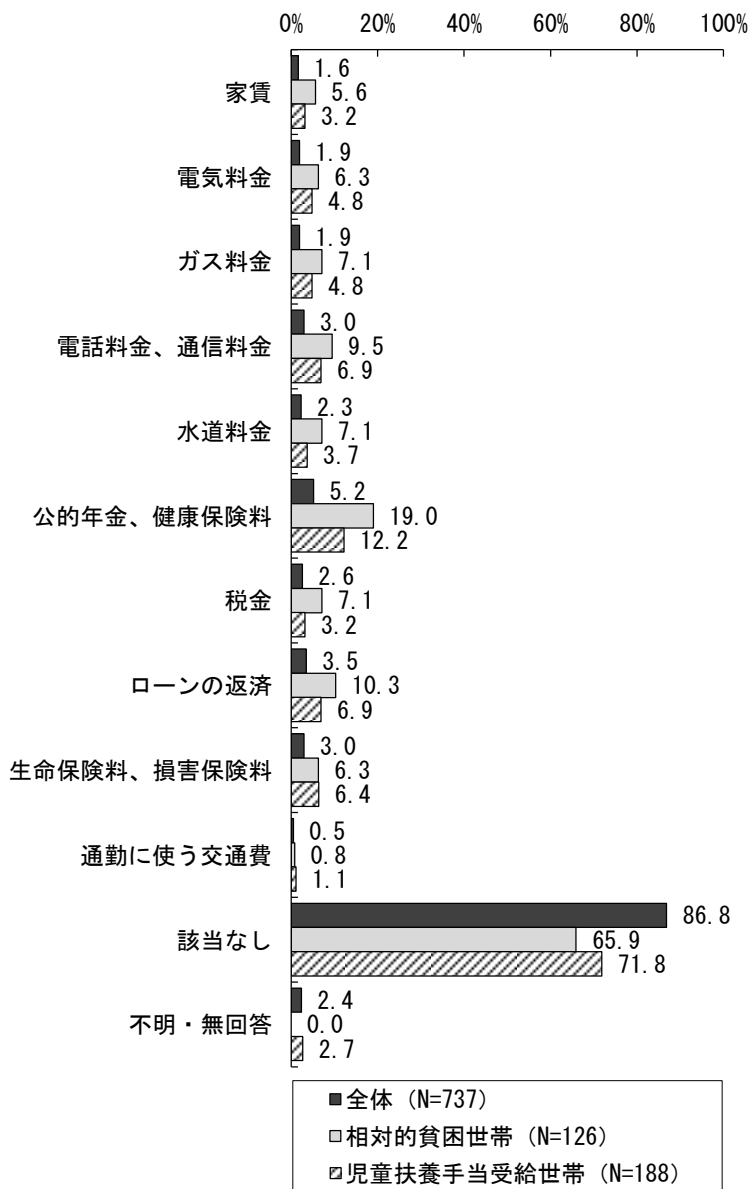
質問19 次のうち、経済的理由のために、あなたのご家庭にないものはありますか。 (複数回答、なければ「該当なし」に○)

「該当なし」という回答は、全体では8割を超えています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では6割前後となっています。家庭にないものについて、最も多く回答されているのは「急な出費のための貯金または現金（5万円以上）」で、全体で10.6%、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では約3割が回答しています。



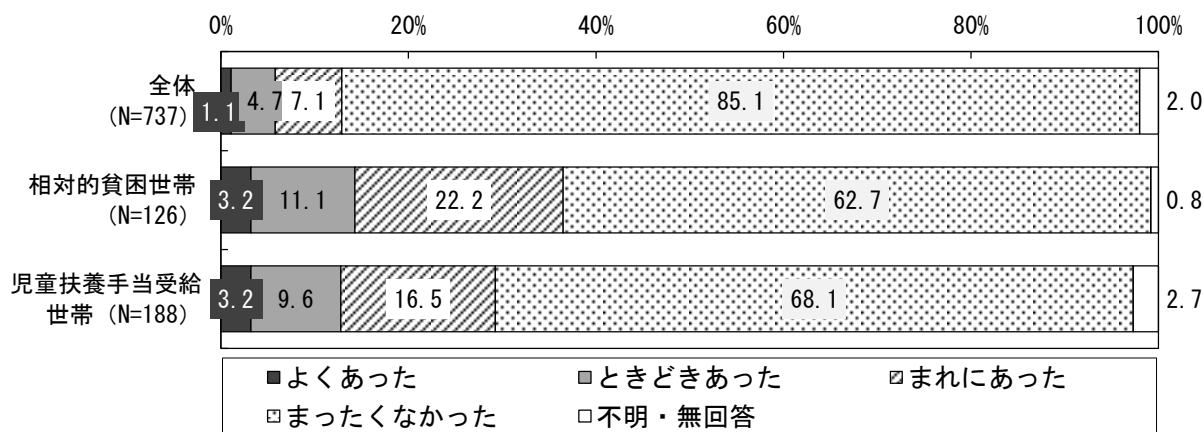
質問20 あなたのご家庭では、次のうち、過去1年間に経済的理由のために支払いができなかったことはありますか。（複数回答、なければ「該当なし」に○）

「該当なし」という回答は、全体では8割台ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では7割前後となっています。支払いができなかったもののうち、最も多く回答されているのは「公的年金、健康保険料」です。



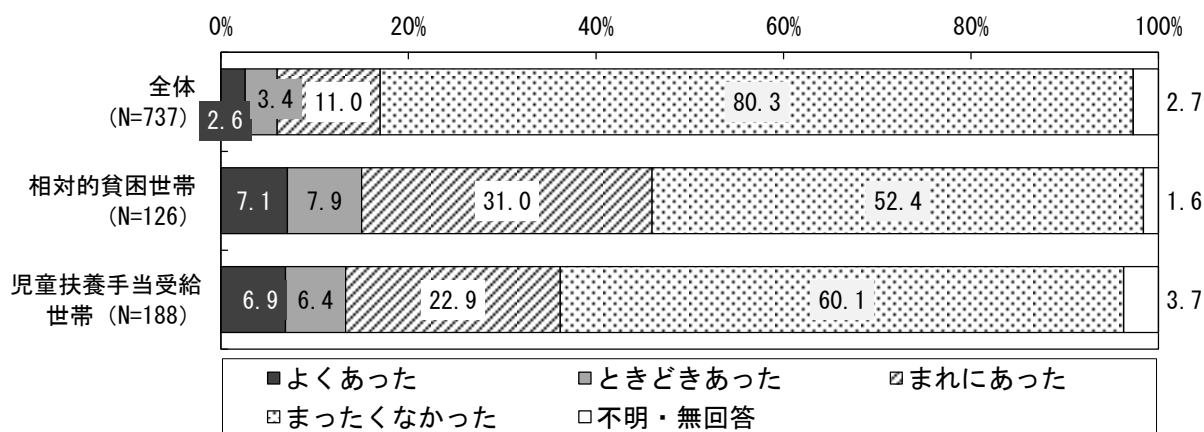
質問 2 1 あなたのご家庭では、過去 1 年間に、経済的理由のために家族が必要とする食料（嗜好品は除く）を買えないことがありましたか。

全体では「まったくなかった」は 8 割台ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では 6 割台となっています。「ときどき」以上あったという回答は、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では 1 割を超えています。



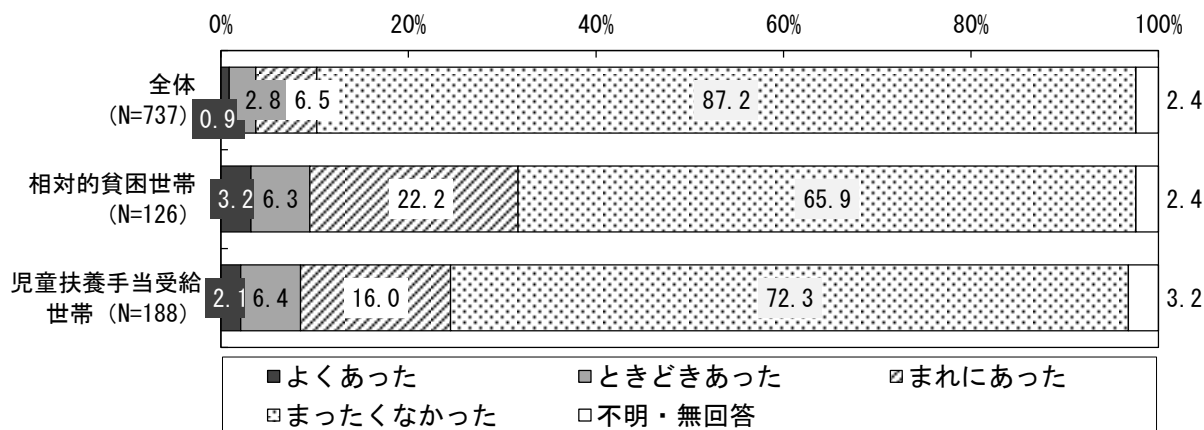
質問 2 2 あなたのご家庭では、過去 1 年間に経済的理由のために家族が必要とする衣類（高価な衣服や貴金属・宝飾品は除く）を買えないことがありましたか。

全体では「まったくなかった」は約 8 割ですが、相対的貧困世帯では約 5 割、児童扶養手当受給世帯では約 6 割となっています。「ときどき」以上あったという回答は、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では 1 割を超えています。



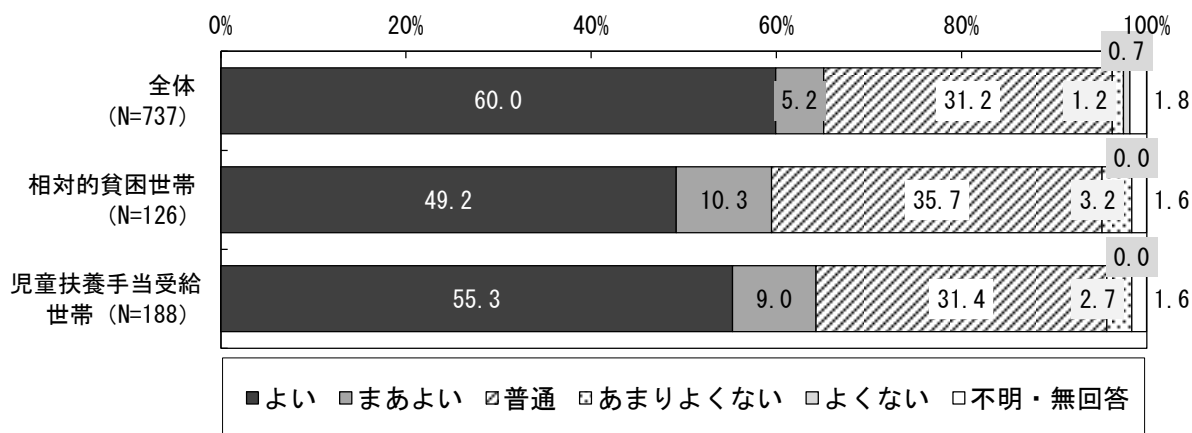
質問 2 3 あなたのご家庭では、過去 1 年間に経済的理由のためにお子さんが必要とする文房具や教材（学校指定の制服や靴、部活動の道具）を買えないことがありましたか。

全体では「まったくなかった」は約 9 割ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では 7 割前後となっています。「ときどき」以上あったという回答は、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯でも 1 割未満ですが、全体と比較するとやや多くなっています。



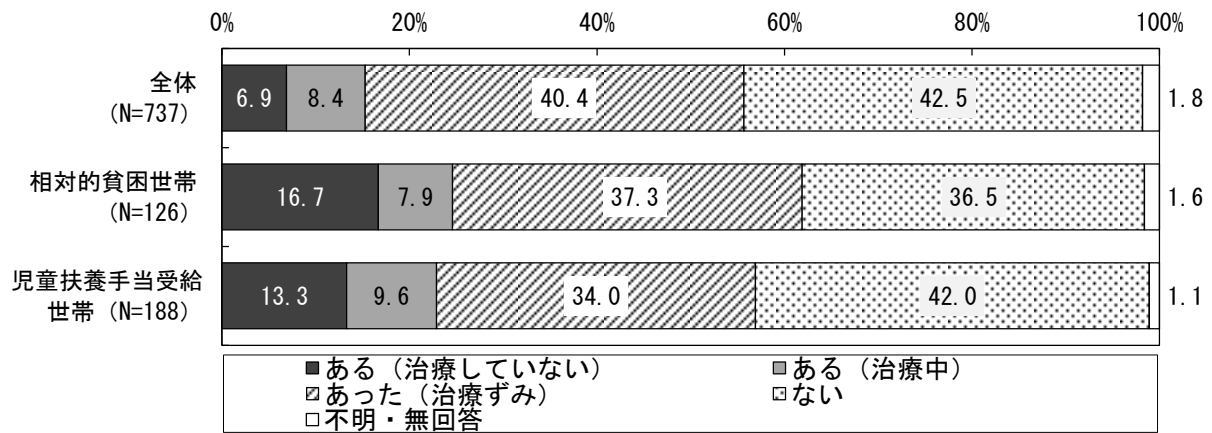
質問 2 4 お子さんの健康状態をお答えください。

相対的貧困世帯では「よい」が少なく「まあよい」「普通」が多くなっています。



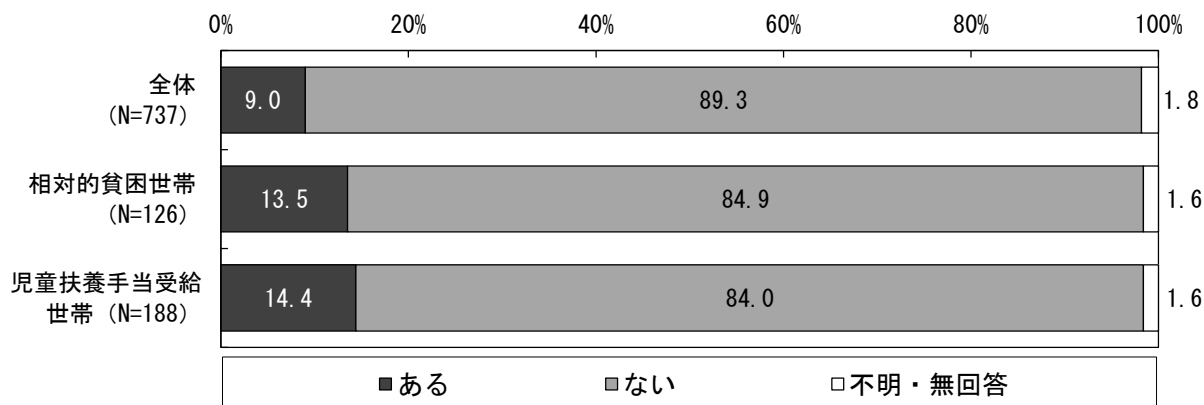
質問25 お子さんには現在、虫歯がありますか。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、全体と比べて「ある（治療していない）」が多くなっています。



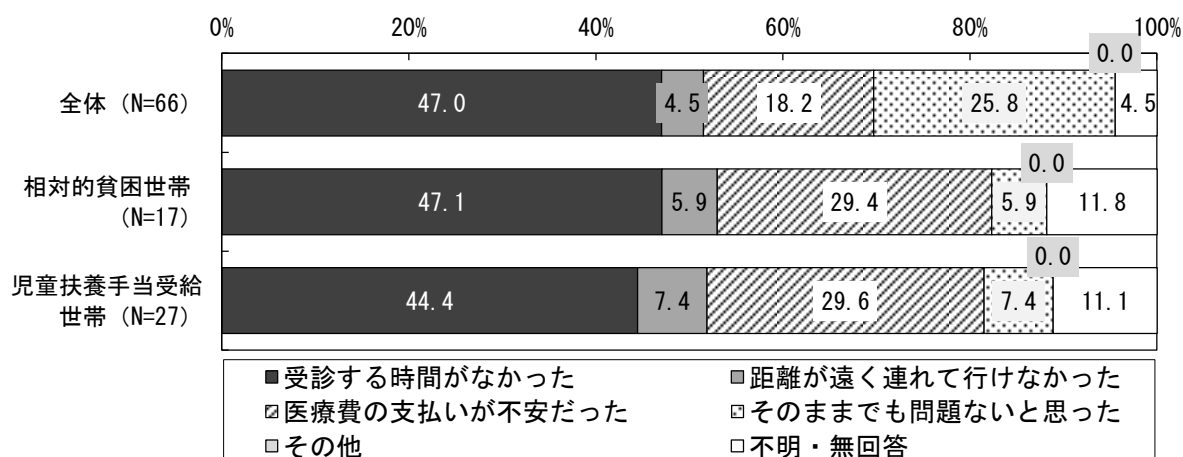
質問26-1 あなたのご家庭では、過去1年間に、お子さんの病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診したほうが良いと思ったのに、実際に受診しなかったことがありましたか。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「ある」がやや多くなっています。



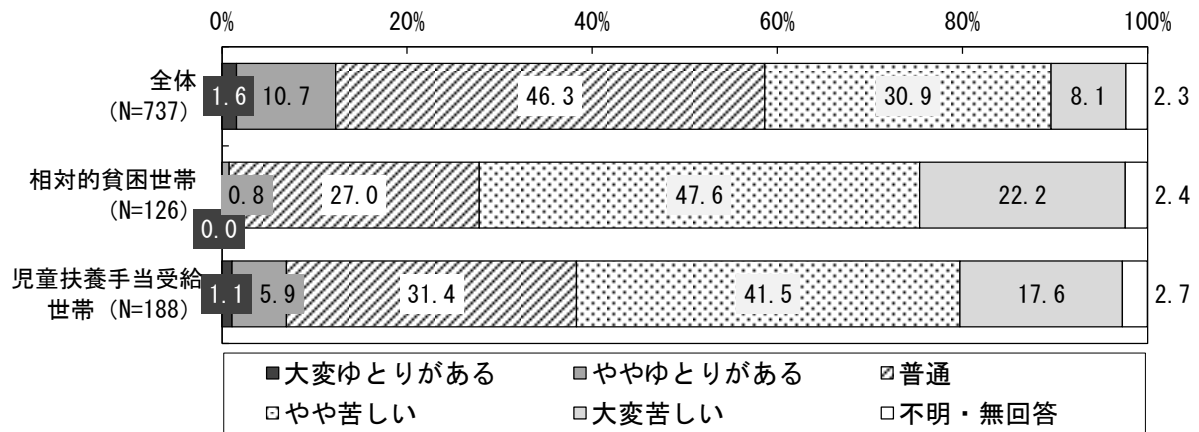
質問26-2 質問26-1で、「ある」と回答した方におたずねします。病院や診療所を受診しなかった理由をお答えください。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「医療費の支払いが不安だった」が多く、「そのままだも問題ないと思った」が少なくなっています。



質問27 あなたは、現在の暮らしを全体的に見てどう思いますか。

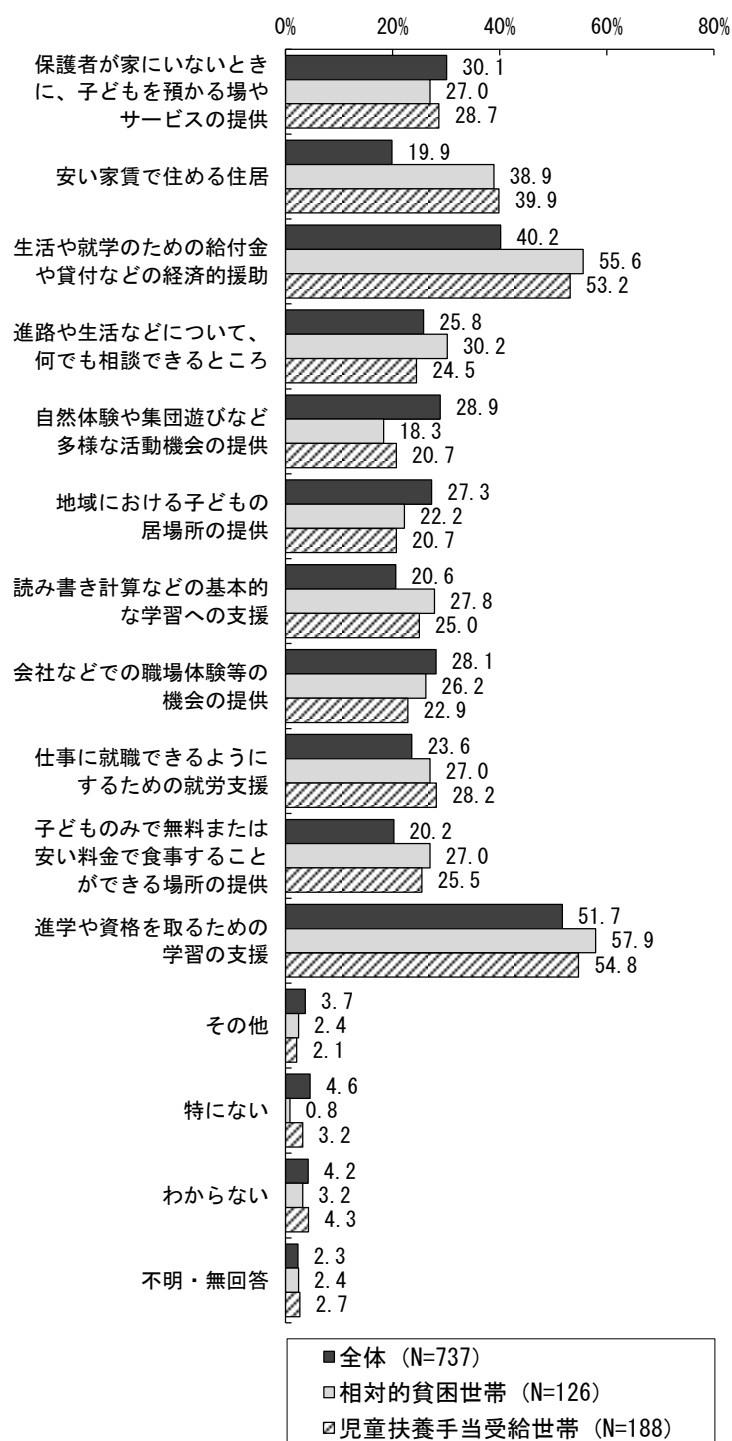
相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「やや苦しい」「大変苦しい」という回答が多くなっています。苦しさを感じているという回答（「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計）は、全体では約4割ですが、相対的貧困世帯では約7割、児童扶養手当受給世帯では約6割となっています。



4. 必要な支援について

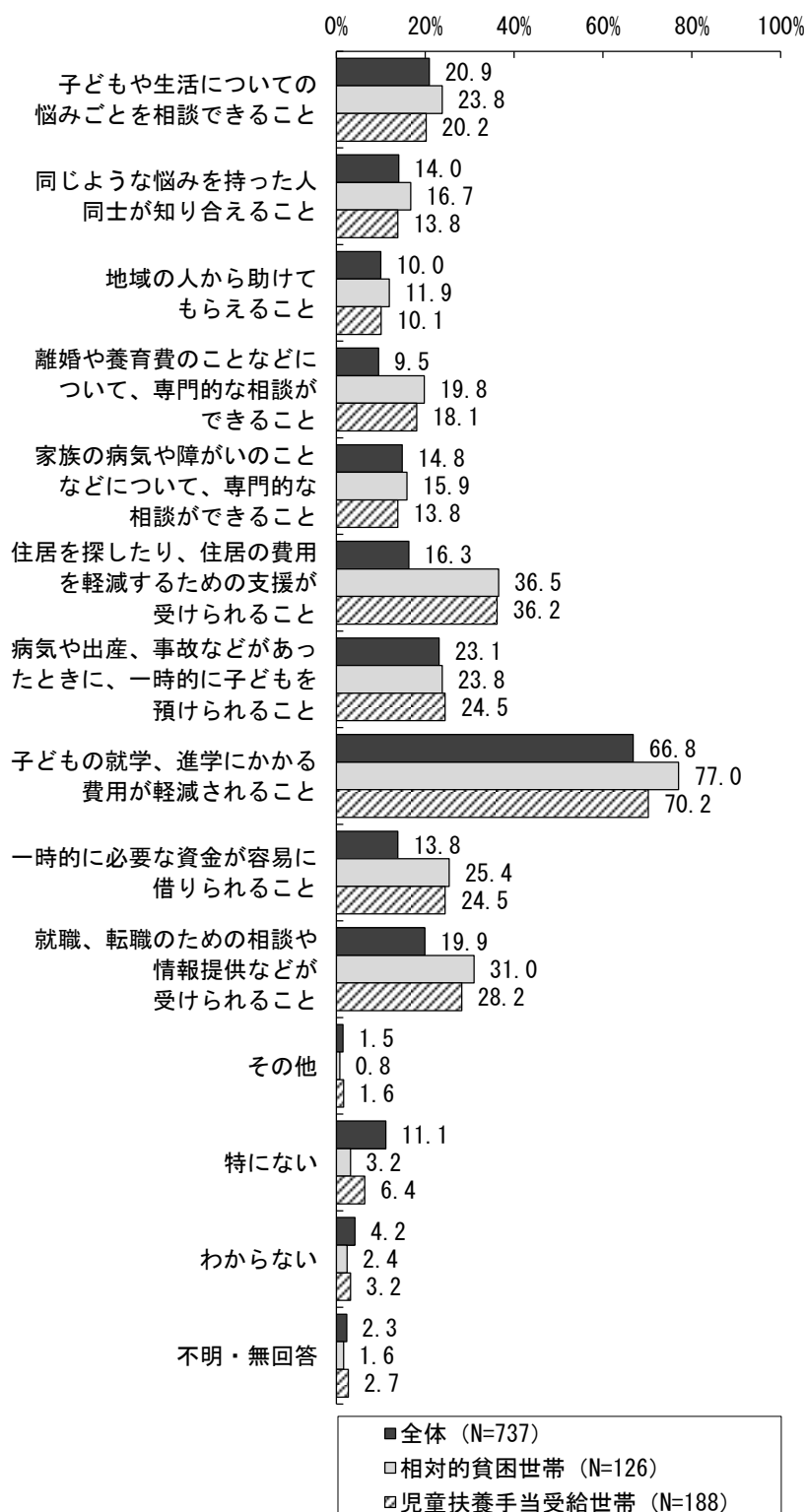
質問28 お子さんにとって、現在または将来に、どのような支援があると良いと思いますか。（複数回答）

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」という回答が多く、「読み書き計算などの基本的な学習への支援」「仕事に就職できるようにするための就労支援」「子どものみで無料または安い料金で食事することができる場所の提供」もやや多くなっています。一方で、「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」「地域における子どもの居場所の提供」という回答が少なくなっています。



質問29 あなたが、現在必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。（複数回答）

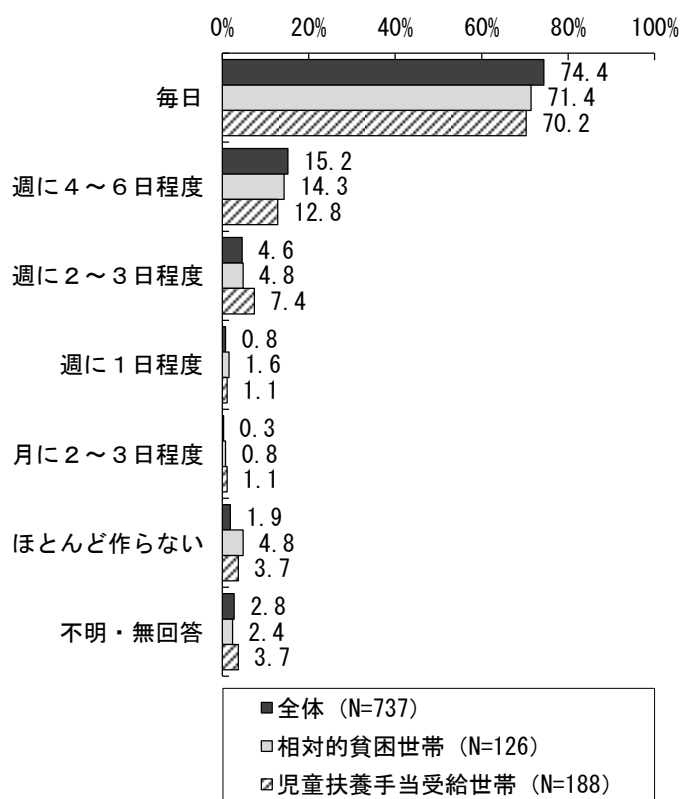
いずれの世帯についても、「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が7割前後で最も多くなっています。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「離婚や養育費のことなどについて専門的な相談ができること」「住居を探したり、住居の費用を軽減したりするための支援が受けられること」「一時的に必要な資金が容易に借りられること」「就職、転職のための相談や情報提供などが受けられること」が多くなっています。



5. 子どもとの関わりかたについて

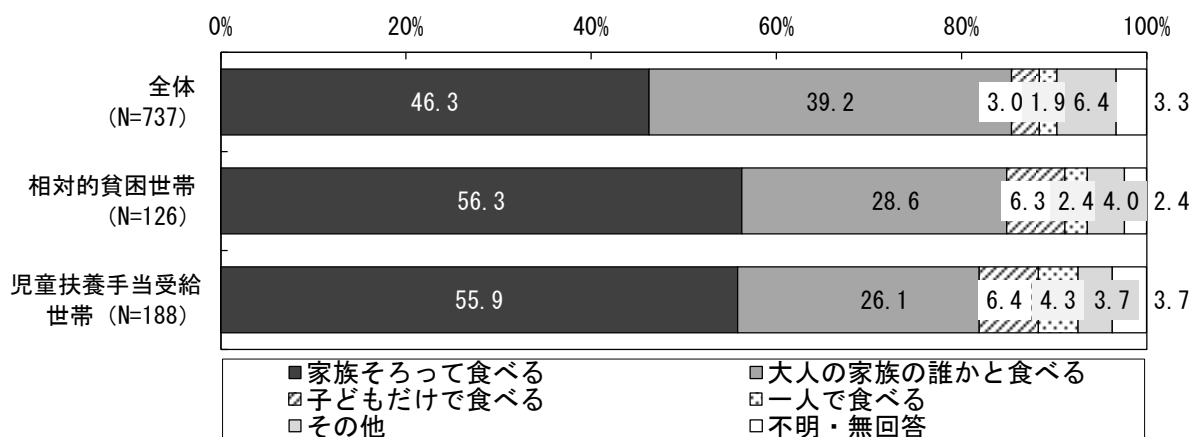
質問30 あなたのご家庭では、お子さんの夕食を作ることがどの程度ありますか。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「毎日」という回答がやや少なくなっています。また、件数は少ないものの「ほとんど作らない」という回答がやや多くなっています。



質問31 お子さんの夕食はいつもどのようにしていますか。

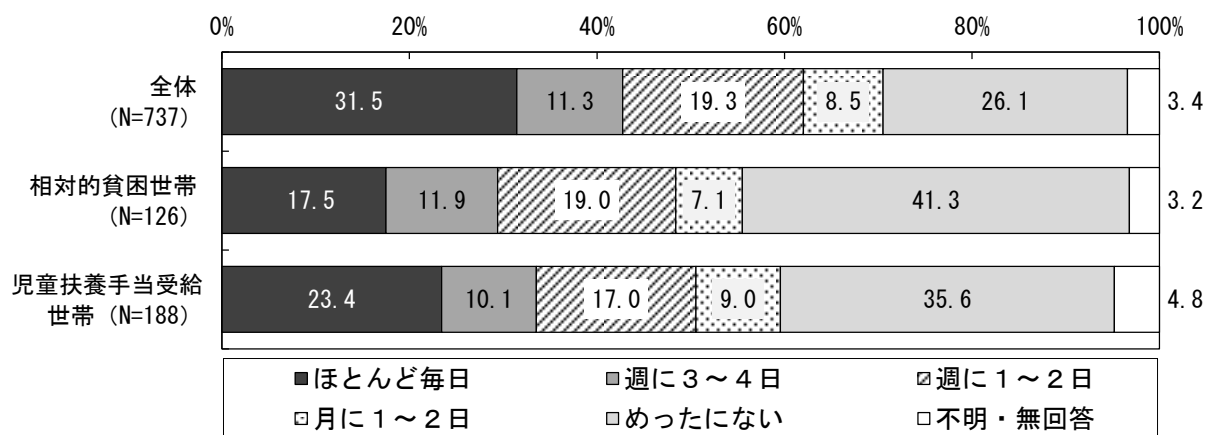
相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、全体と比べて「家族そろって食べる」が多くなっています。これは、ひとり親世帯が多く、保護者のどちらかが不在、という状況になりにくいことが影響していると考えられます。



質問3 2 あなたのご家庭では、お子さんと次のようなことをすることがありますか。あなた以外の大人の家族がすることを含めてお答えください。

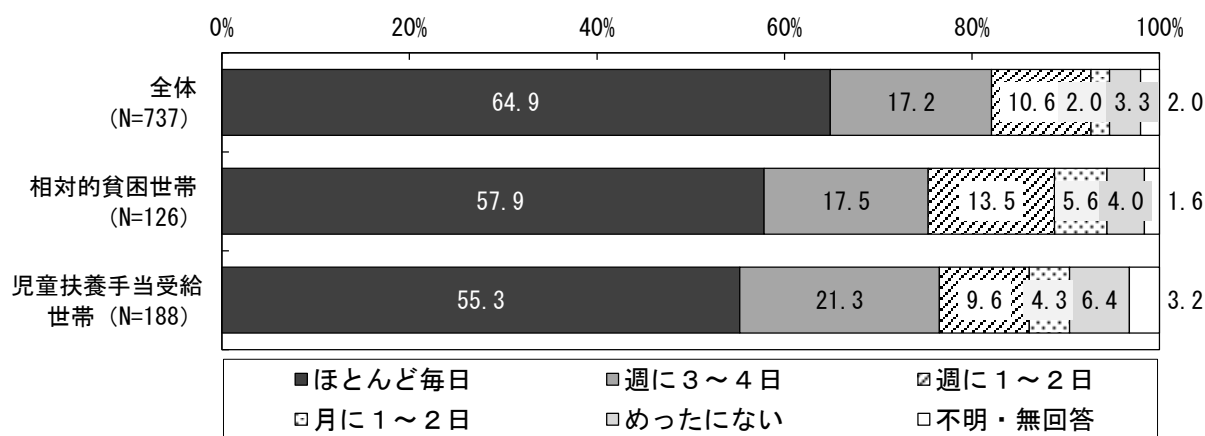
①お子さんの勉強をみる

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「ほとんど毎日」が少なく「めったにない」が多くなっています。



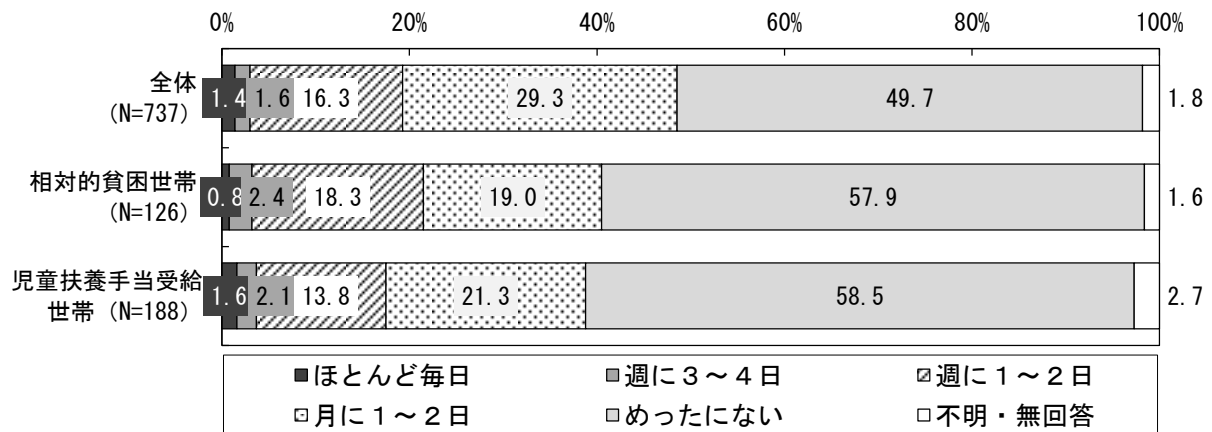
②お子さんと学校生活の話をする

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「ほとんど毎日」がやや少なくなっています。



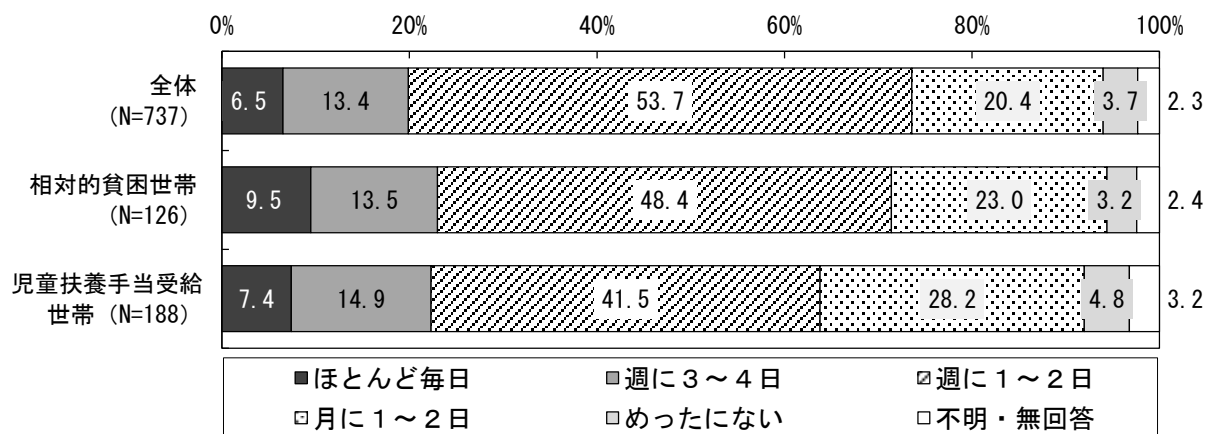
③お子さんと一緒に料理を作る

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「めったにない」がやや多くなっています。



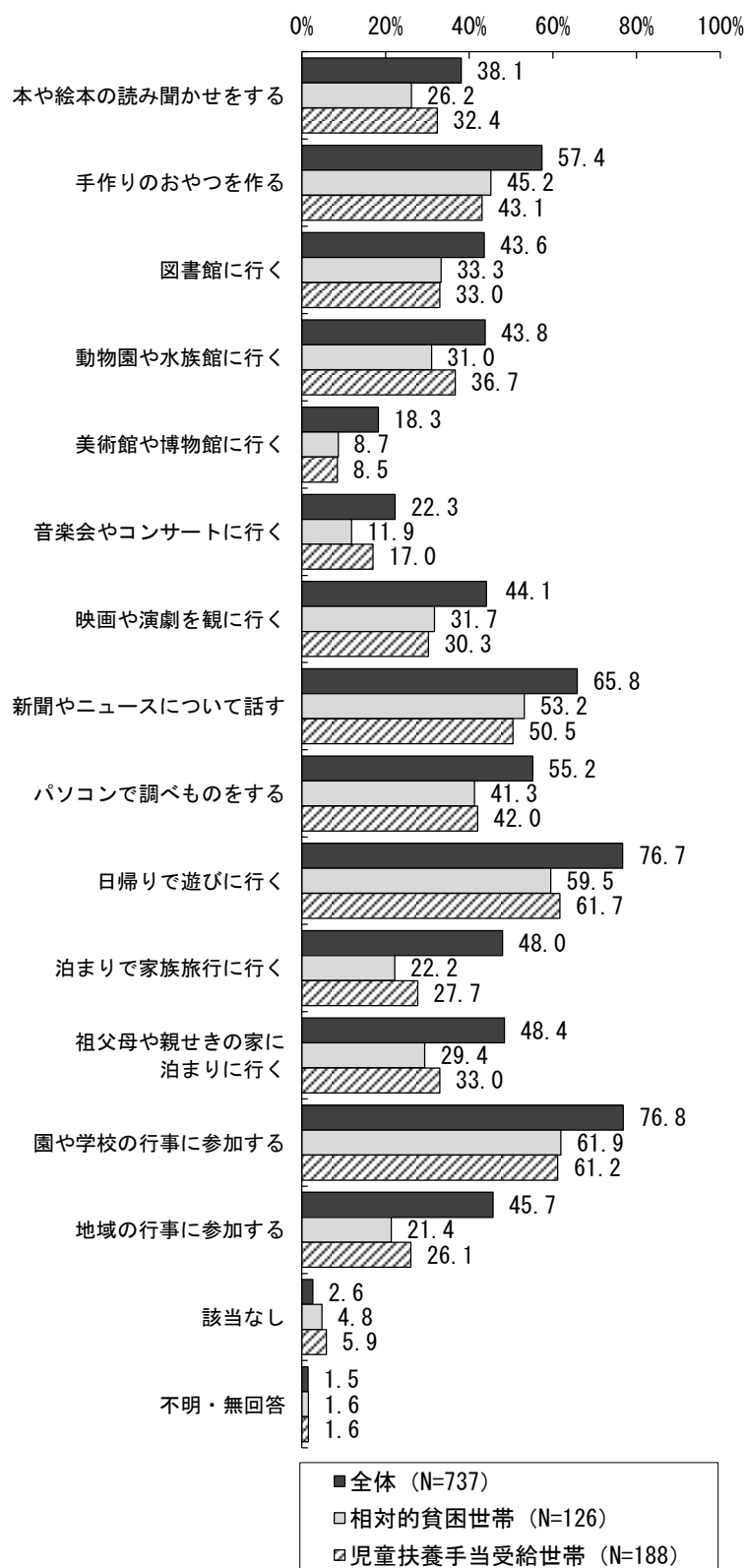
④お子さんと一緒に外出する

児童扶養手当受給世帯では、「週に1～2日」が少なく、「月に1～2日」がやや多くなっています。



質問33 あなたのご家庭では、過去1年間に、お子さんと次のようなことをすることがありましたか。（複数回答）

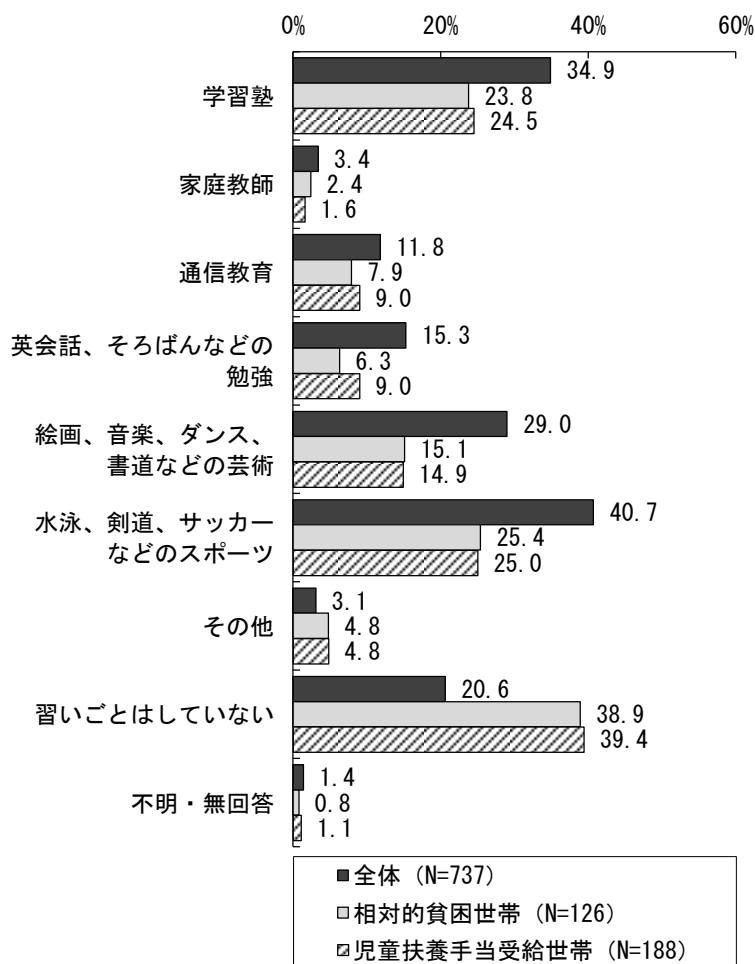
「該当なし」以外のすべての項目で、全体と比較して相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の回答が少なくなっています。特に、「美術館や博物館に行く」「泊まりで家族旅行に行く」「地域の行事に参加する」については、全体と相対的貧困世帯で倍以上の差があります。



質問34 お子さんは現在、習いごとをしていますか。（複数回答）

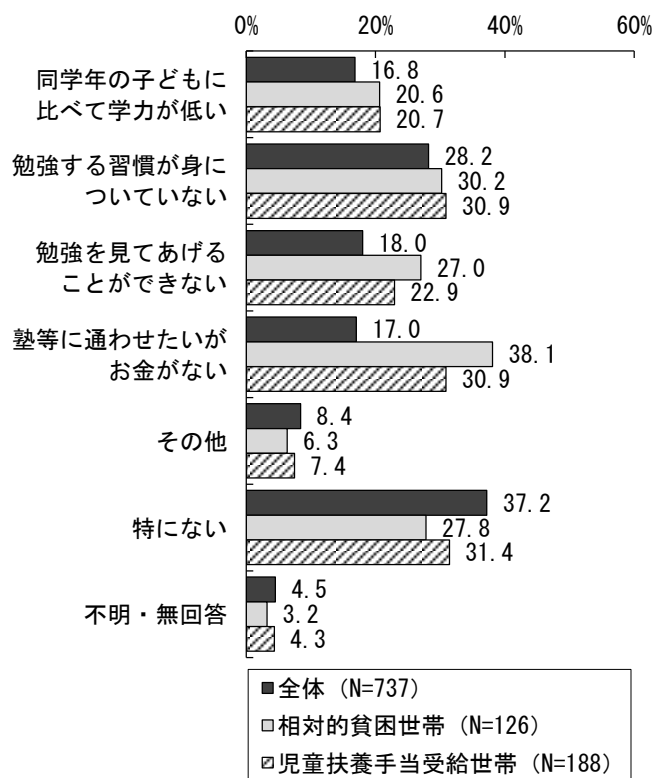
※費用のかからないサークル活動などは除きます。

「習いごとはしていない」は全体では約2割ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では約4割となっています。「その他」を除くいずれの項目についても、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の回答が少なく、特に学習関係以外の項目で、差が大きくなっています。



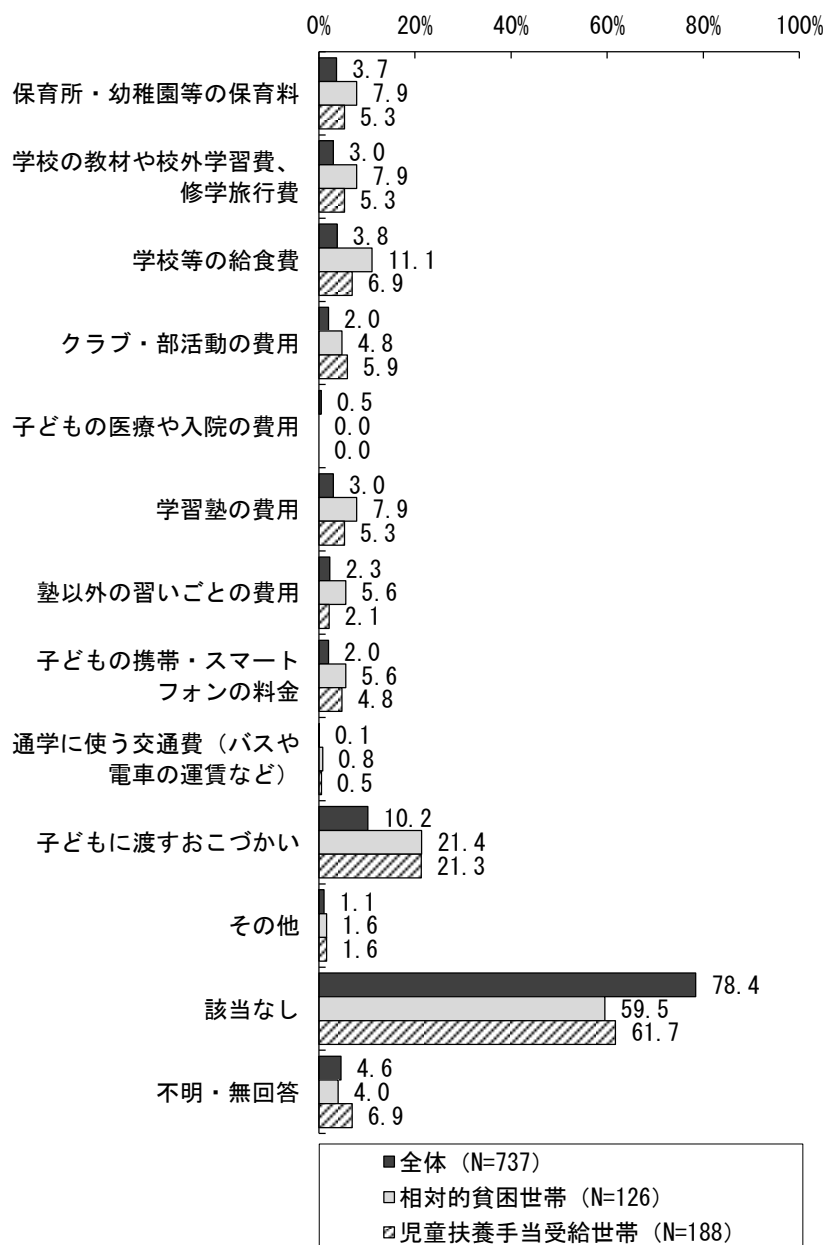
質問35 お子さんの教育に関して心配なことは何ですか。（複数回答）

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「塾等に通わせたいがお金がない」という回答が多くなっています。また、「同学年の子どもに比べて学力が低い」「勉強を見てあげることができない」についてもやや多くなっています。



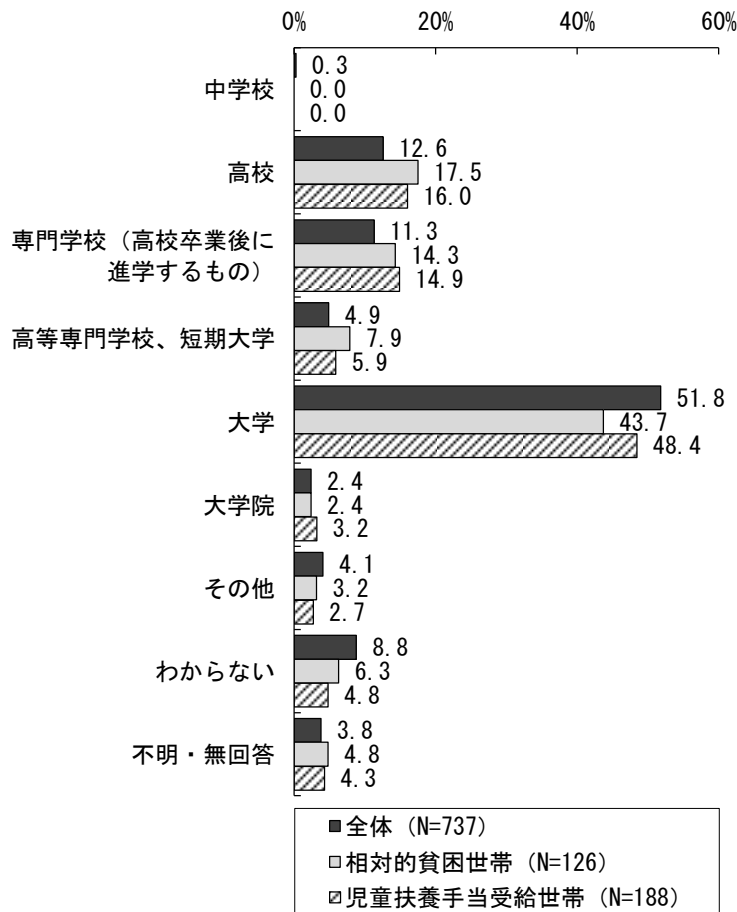
質問36 子育てや教育にかかる費用のうち、これまでにお金が足りなくて払えなかったことや、支払いを遅らせたことがあるものはありますか。（複数回答、なければ「該当なし」に○）

「該当なし」という回答は全体では約8割ですが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では約6割となっています。払えなかったり支払いを遅らせたことがあるものについては、「その他」を除くほとんどの項目で、全体より相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の回答が多くなっており、特に「子どもに渡すおこづかい」は2割を超えています。相対的貧困世帯では「学校等の給食費」も1割を超えています。



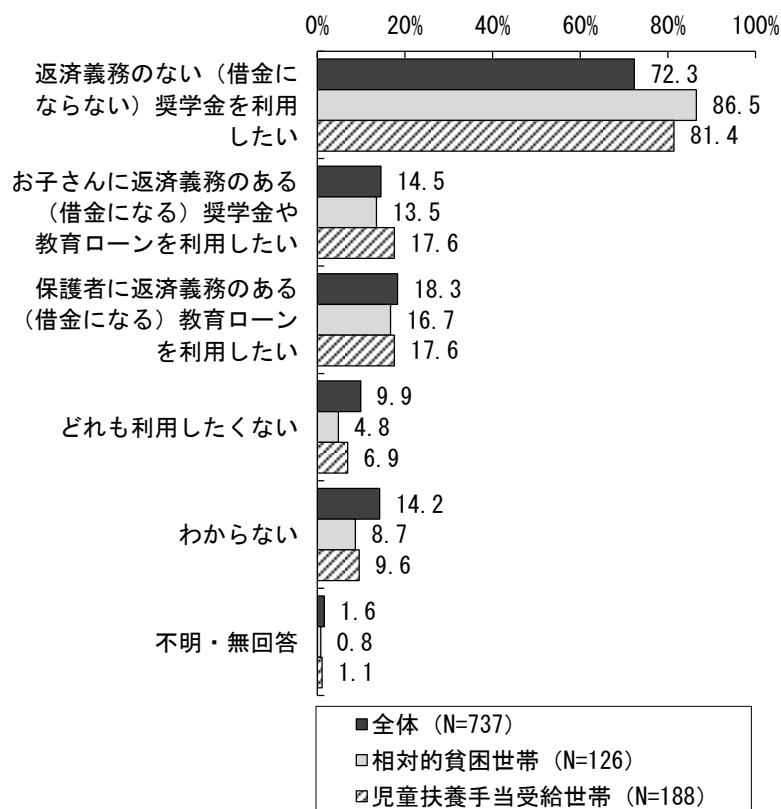
質問37 あなたは、お子さんの進学について、どこまで希望されていますか。

相対的貧困世帯では、「高校」「専門学校」「高等専門学校、短期大学」がやや多く、「大学」がやや少なくなっています。



質問38 あなたは、経済的な理由でお子さんに希望の学歴まで学ばせることが難しいとき、奨学金や教育ローンを利用したいと思いますか。（複数回答）

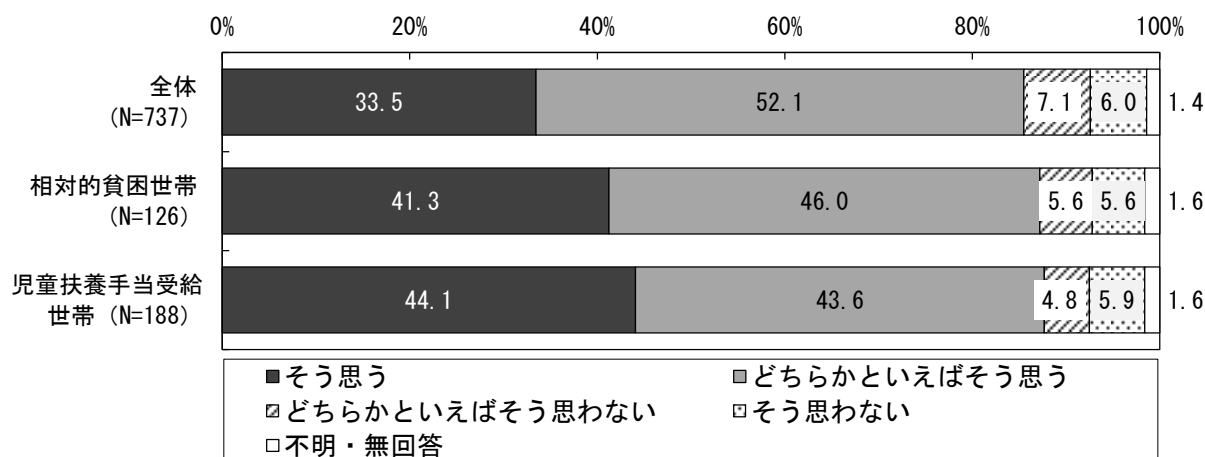
「返済義務のない奨学金を利用したい」という回答が最も多くなっており、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では8割を超えています。



質問39 あなたは、次の意見についてどう思いますか。

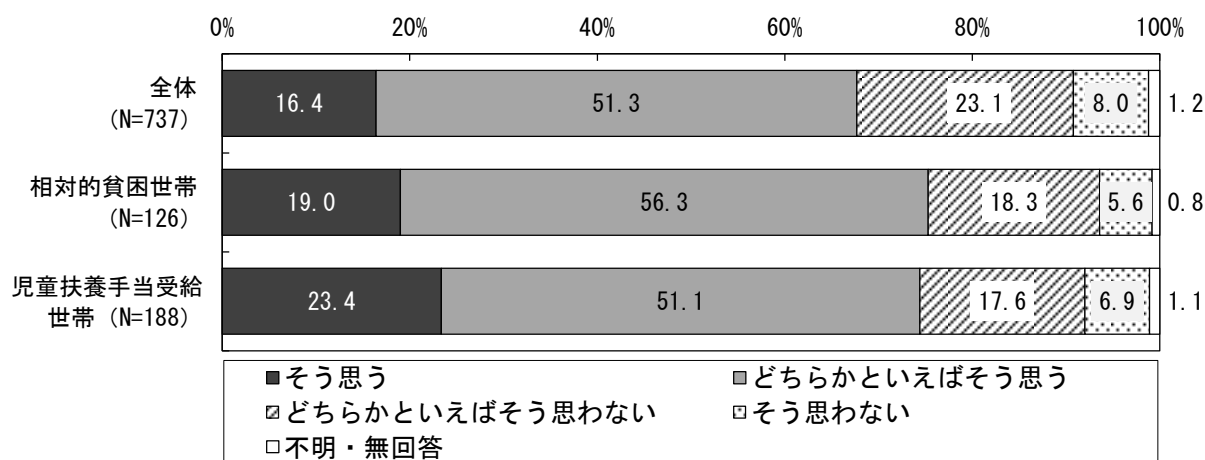
①学歴が低いと将来希望する職業につけない

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「そう思う」がやや多くなっています。



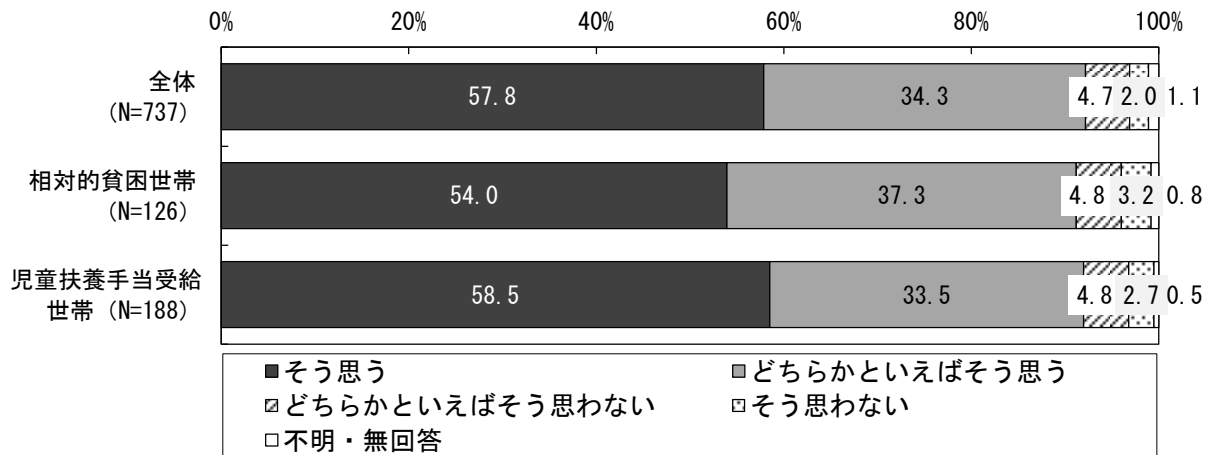
②他のことを我慢しても子どもの教育にお金をかけたほうがよい

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」がやや多くなっています。



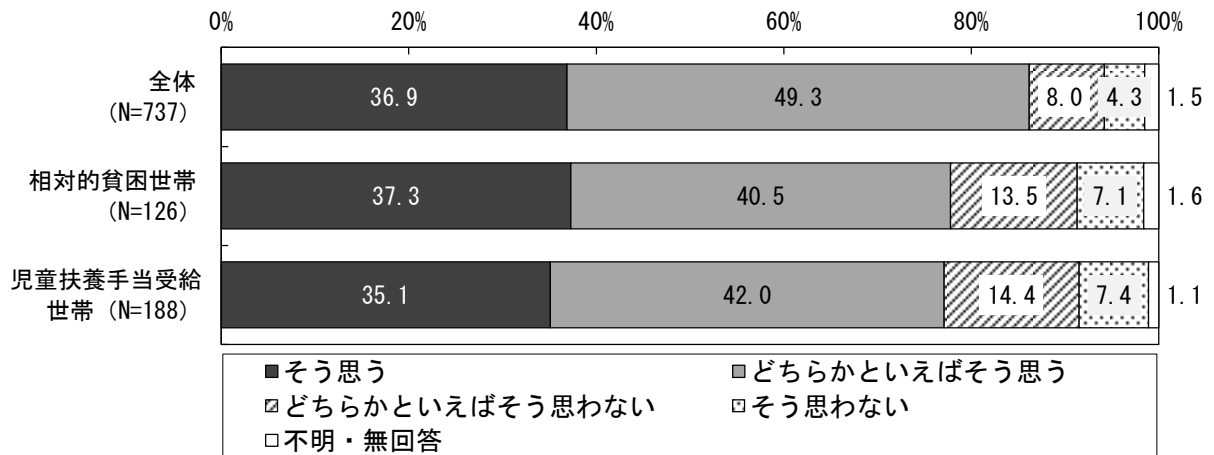
③勉強することで色々な考えを身につけることができる

肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が9割を超えており、世帯の経済状況による差はみられません。



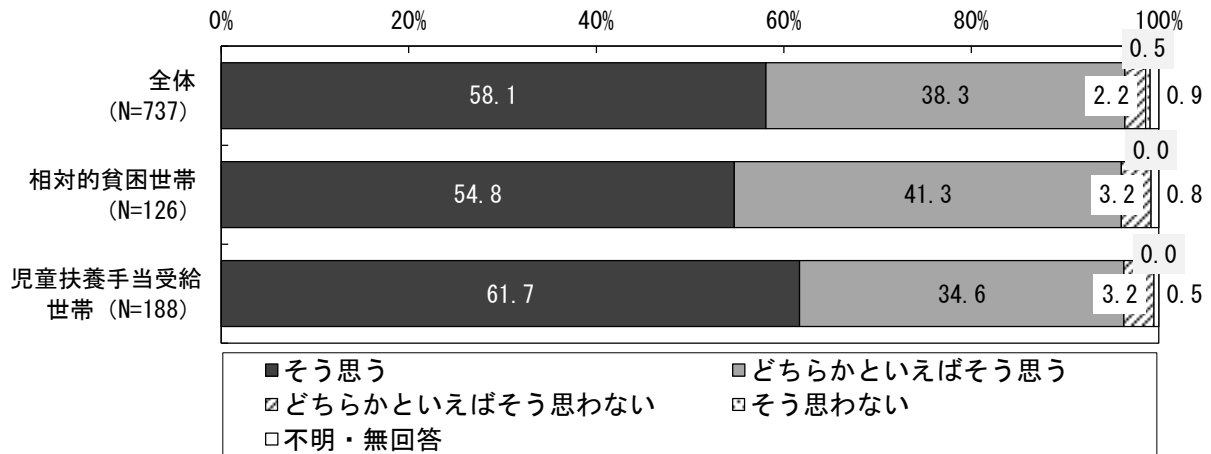
④努力すれば夢や希望はかなえられる

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、肯定的な回答がやや少なくなっています。



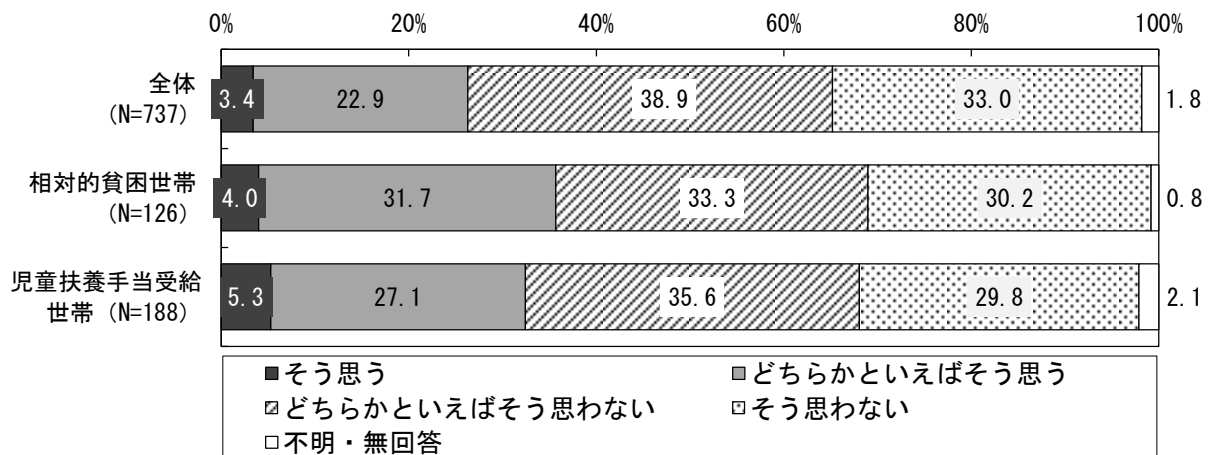
⑤子どもには頑張って勉強してほしい

肯定的な回答が9割を超えており、世帯の経済状況による差はみられません。



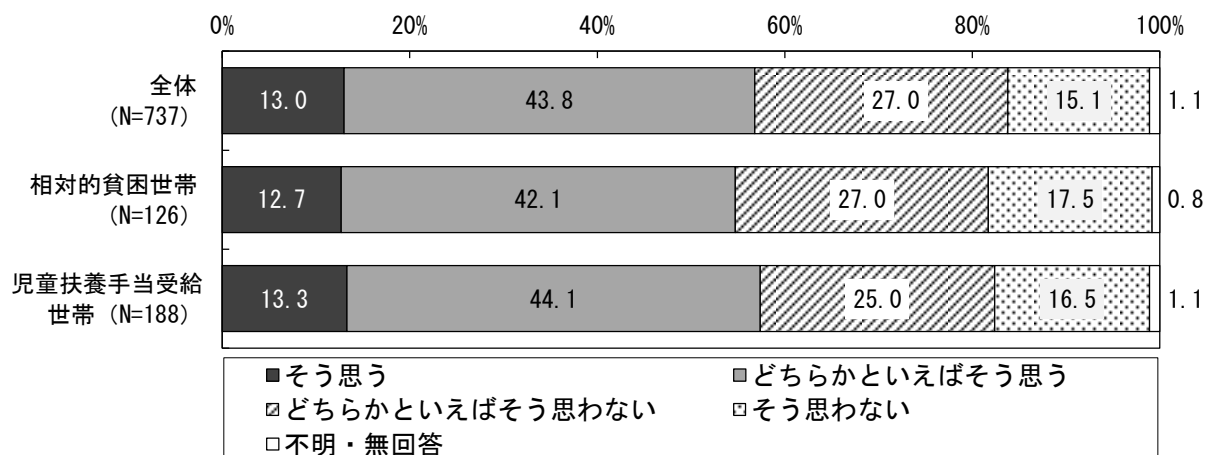
⑥子どもには少しでも早く働いてほしい

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、肯定的な回答がやや多くなっています。



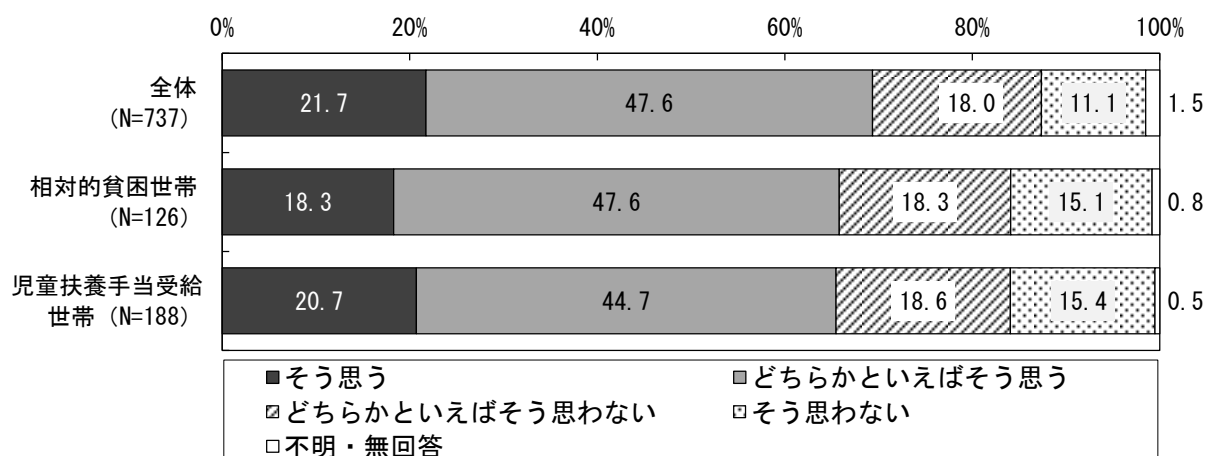
⑦子どもには早く親から独立してほしい

肯定的な回答は5割台で、世帯の経済状況による差はみられません。



⑧子どもには家事やきょうだいの世話をしてほしい

肯定的な回答は約7割で、世帯の経済状況による差はみられません。



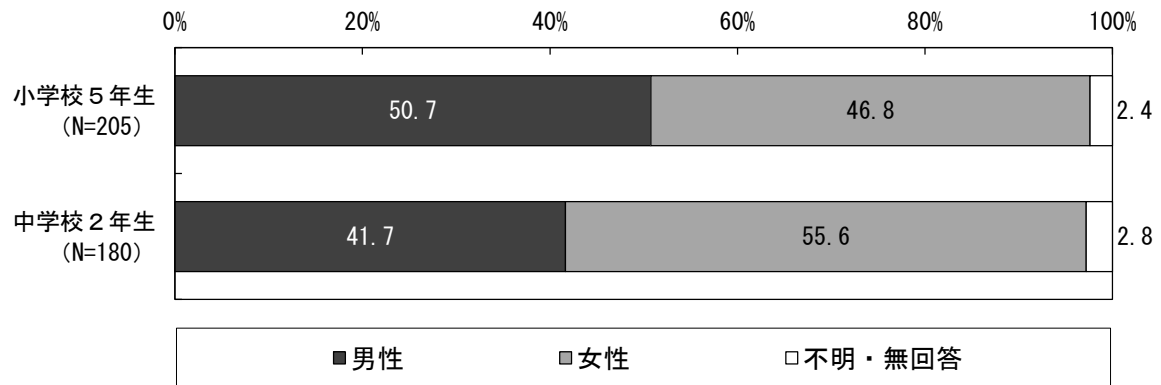
Ⅲ 児童生徒調査

1. 回答者のこと、回答者の普段の生活習慣のことについて

質問1 あなたの性別をお答えください。

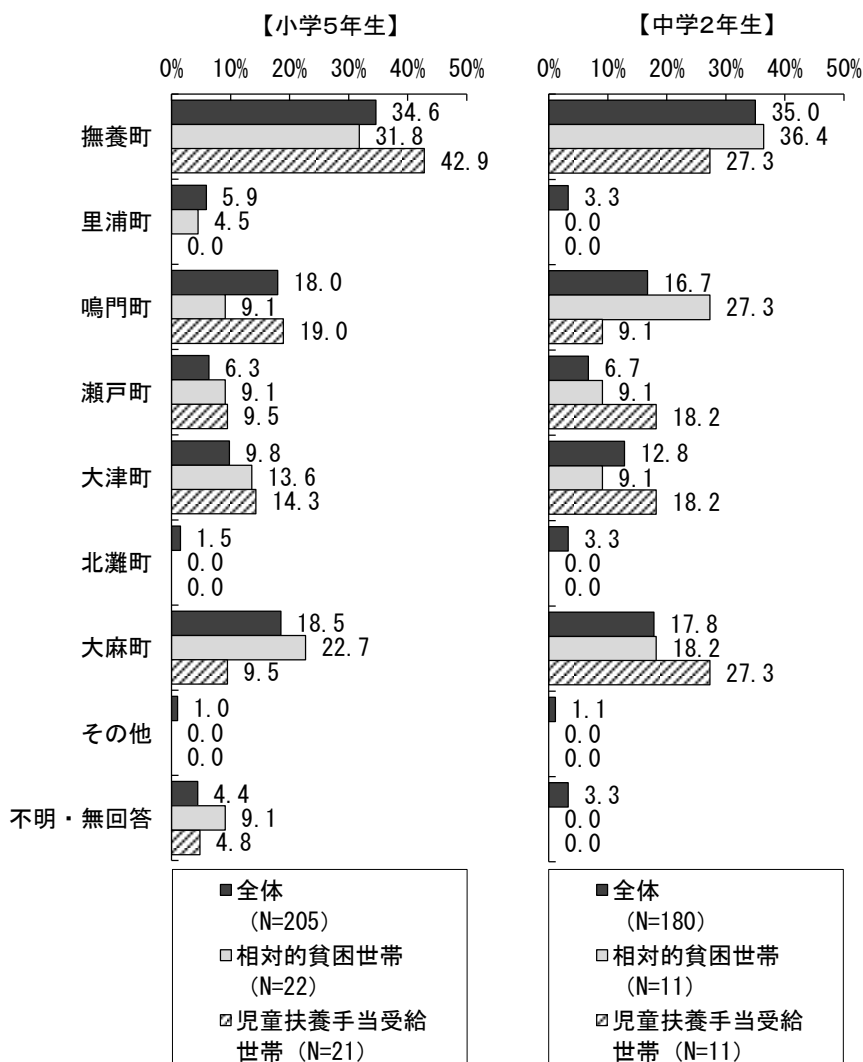
質問2 あなたの学年をお答えください。

中学2年生では、女性の回答がやや多くなっています。



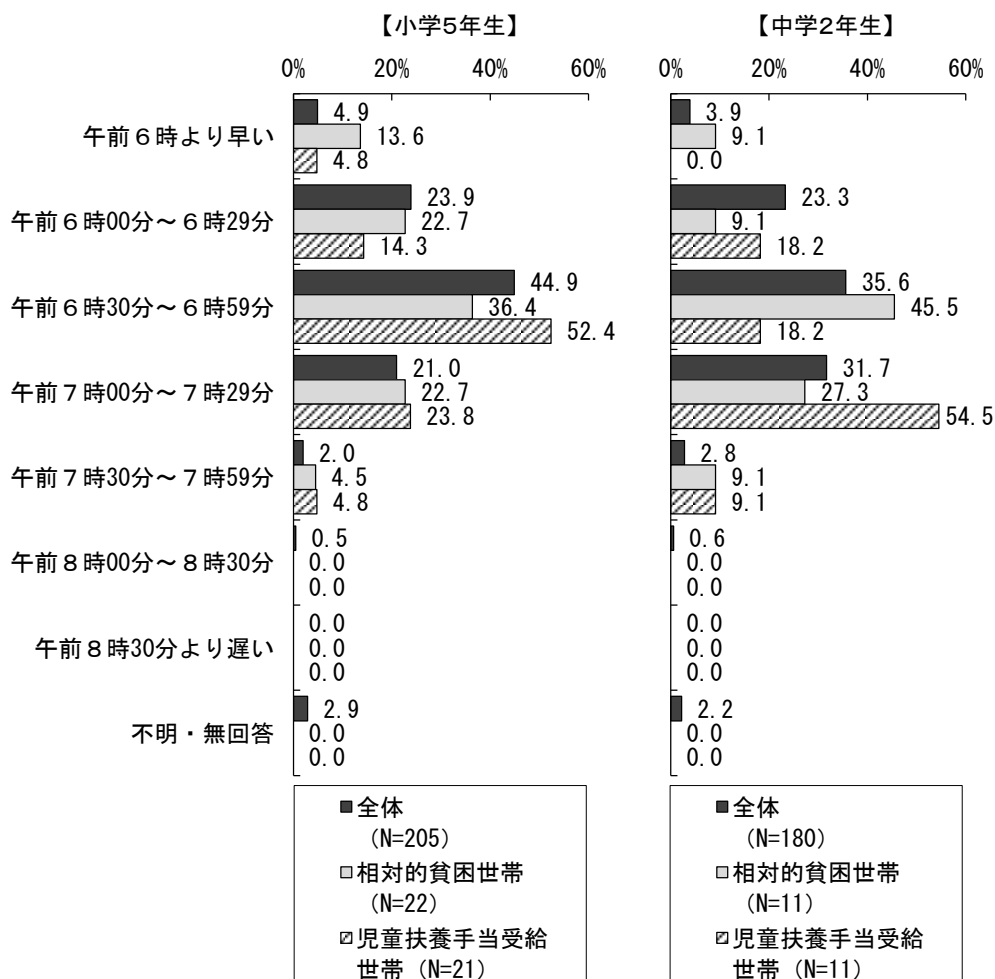
質問3 あなたのお住まいの地域をお答えください。

全体では撫養町が最も多くなっています。特に中学2年生については、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の件数が少ないため、回答のばらつきが出やすくなっています。



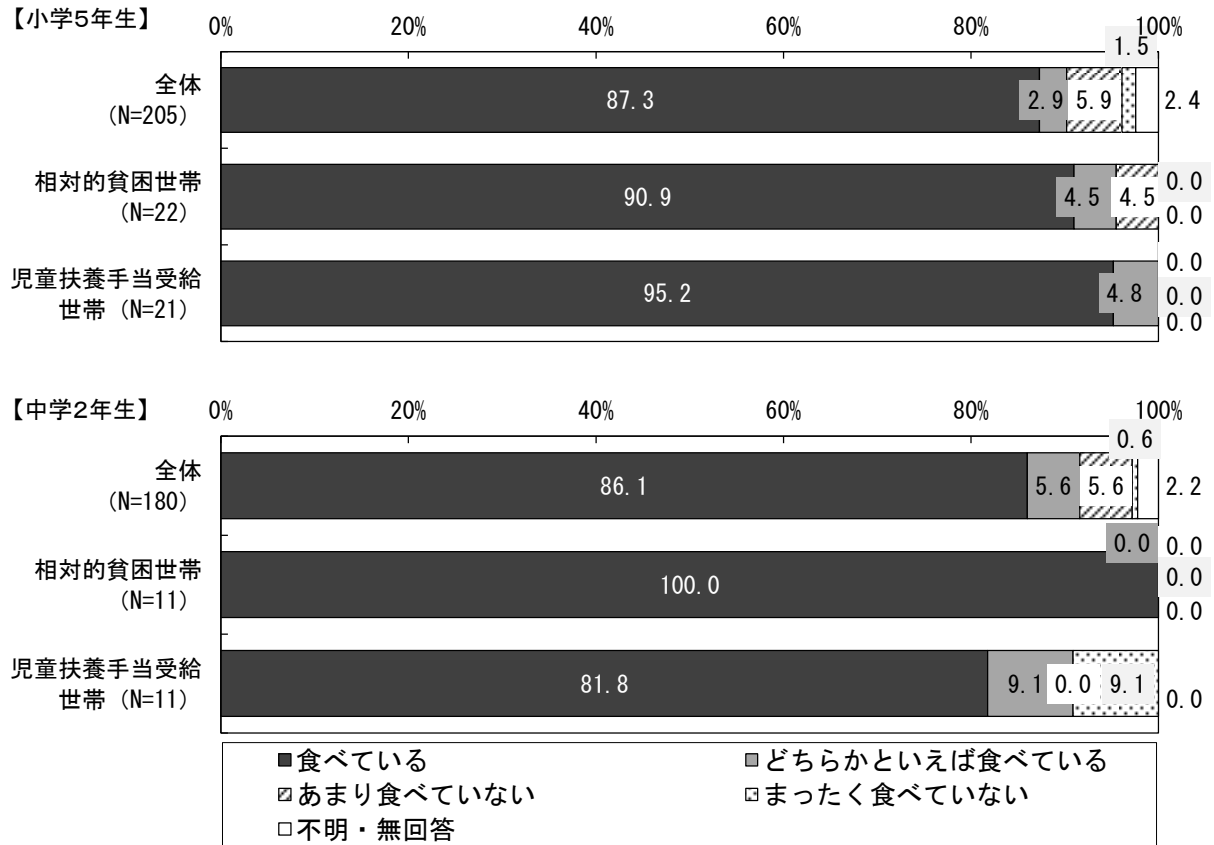
質問4 あなたは学校がある日は何時に起きますか。

中学生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で、起床時刻がやや遅い傾向があります。



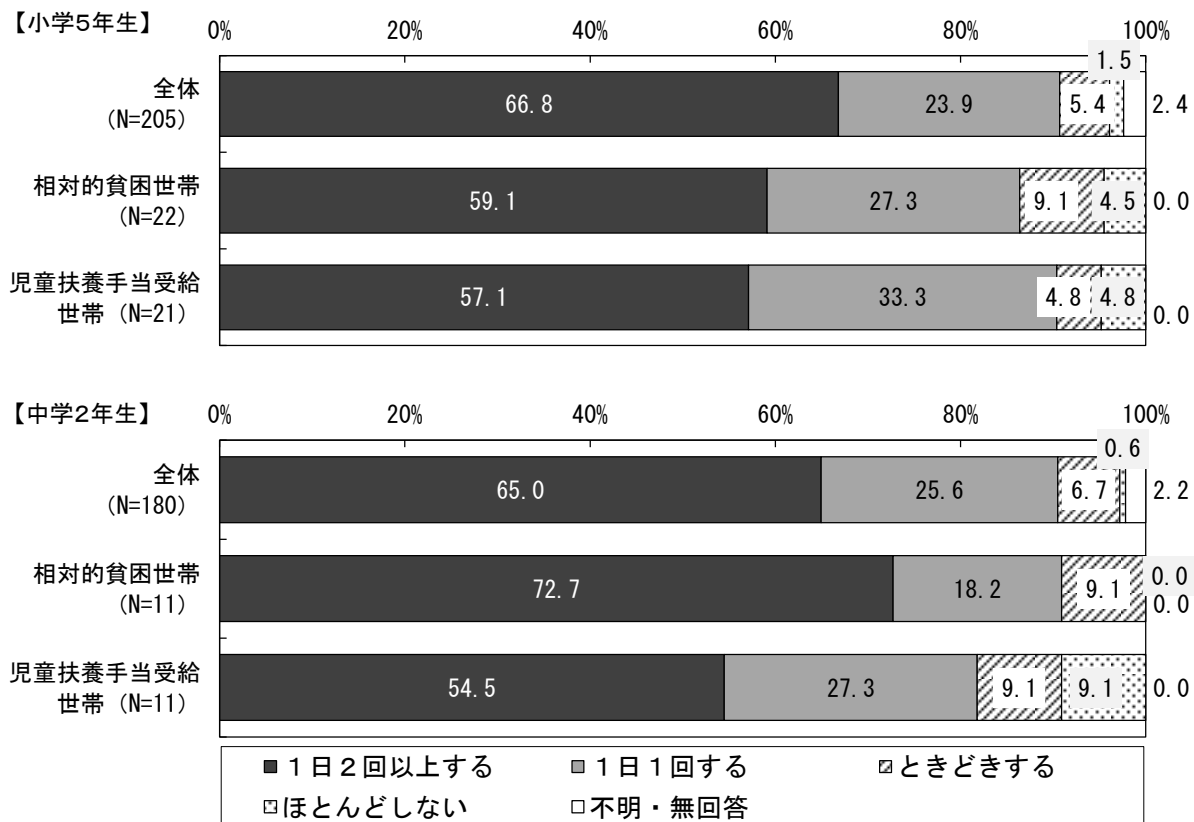
質問5 あなたは朝ごはんを毎日食べていますか。

小学5年生では「食べている」は全体で87.3%ですが、児童扶養手当受給世帯ではやや多くなっています。



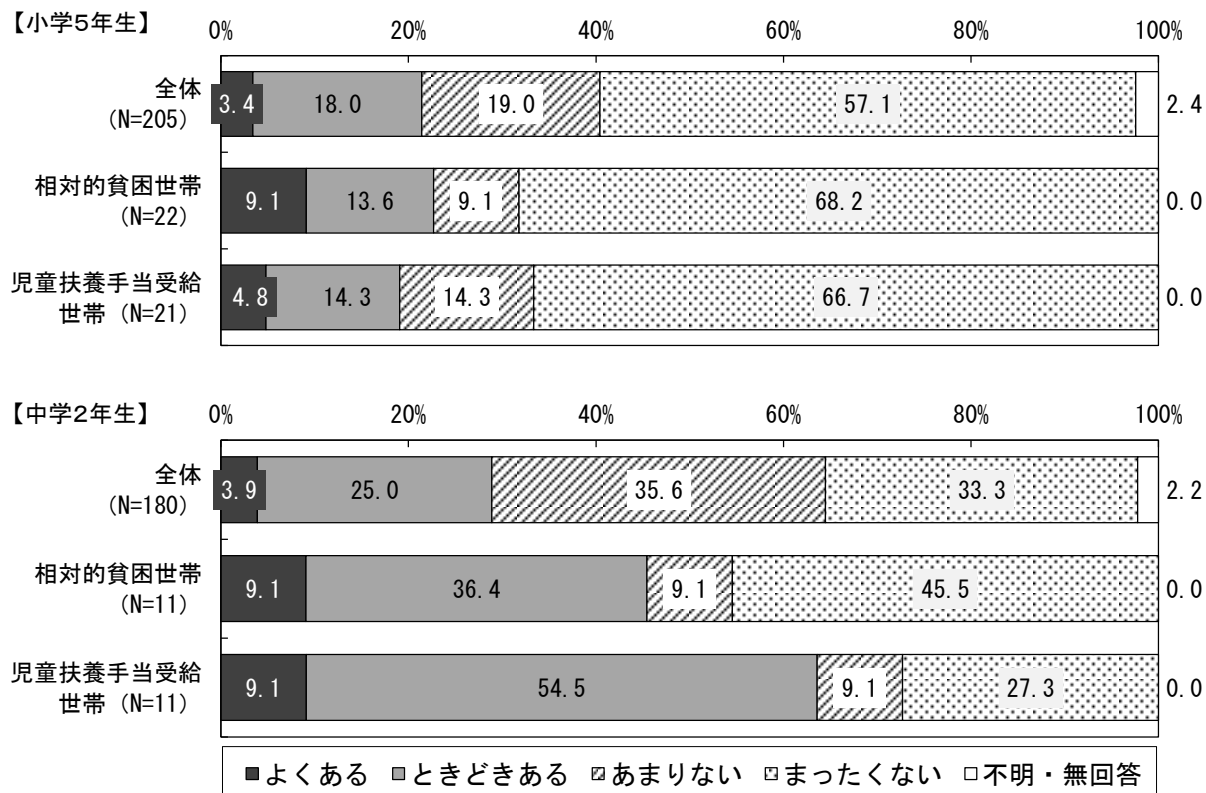
質問6 あなたは歯磨きをどのくらいしますか。

小学5年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で歯磨きの頻度がやや低くなっています。中学2年生では児童扶養手当受給世帯でやや頻度が低くなっています。



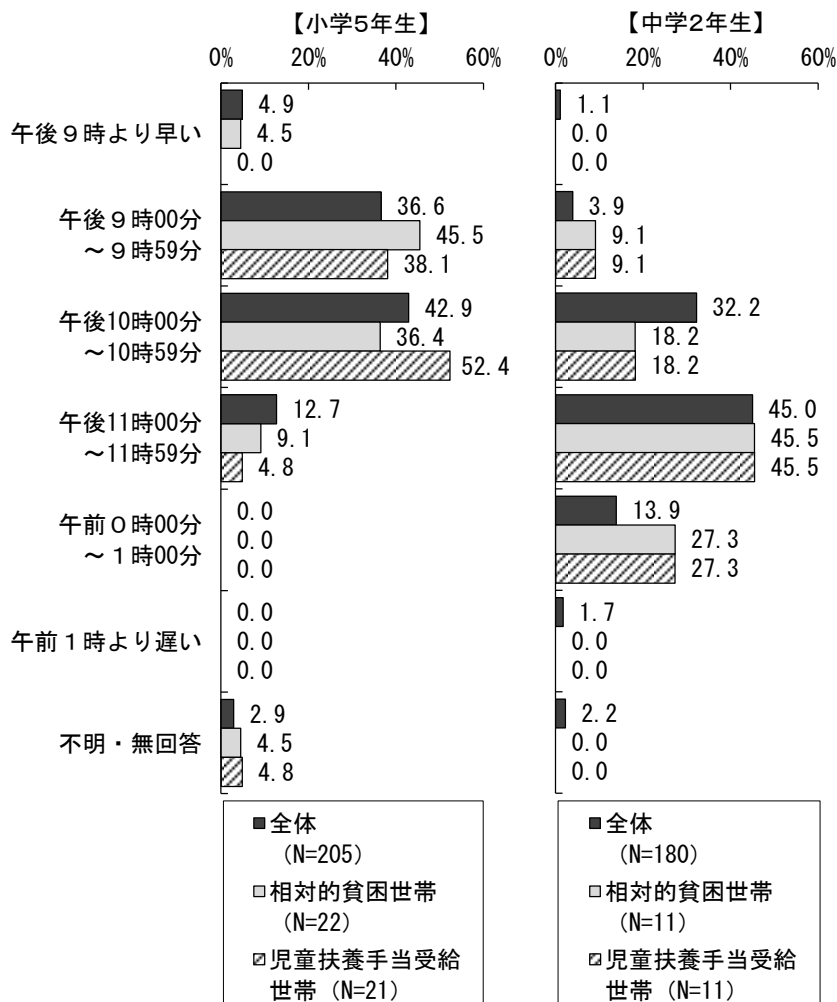
質問7 あなたは夕ごはんを子どもだけで食べることがありますか。

小学5年生では世帯の経済状況による差はあまりみられませんが、中学2年生では、特に児童扶養手当受給世帯で、子どもだけで食べるが多くなっています。



質問8 あなたは次の日に学校がある日は、何時に寝ますか。

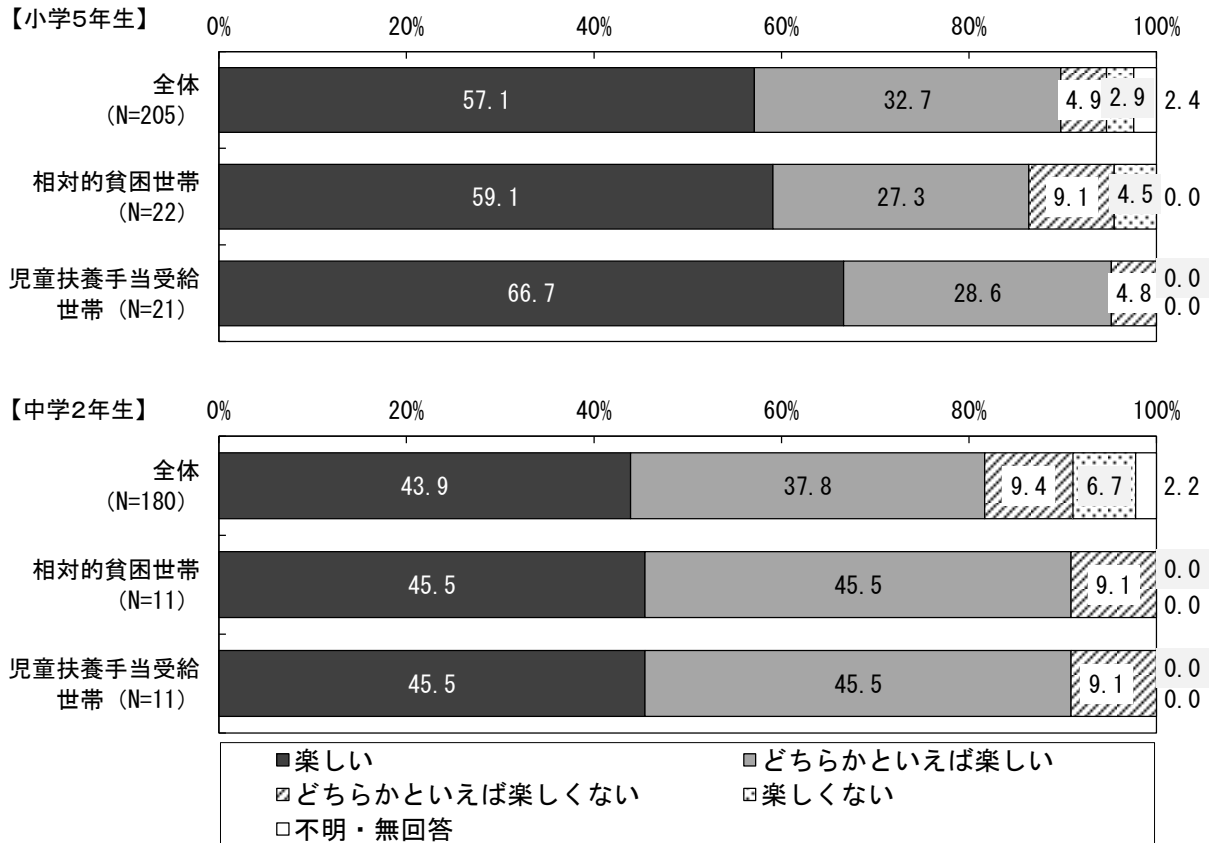
世帯の経済的な状況による差は明確ではありませんが、中学2年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯でやや就寝時刻が遅い傾向です。



2. 学校や勉強について

質問9 あなたは学校にいる時間が楽しいですか。

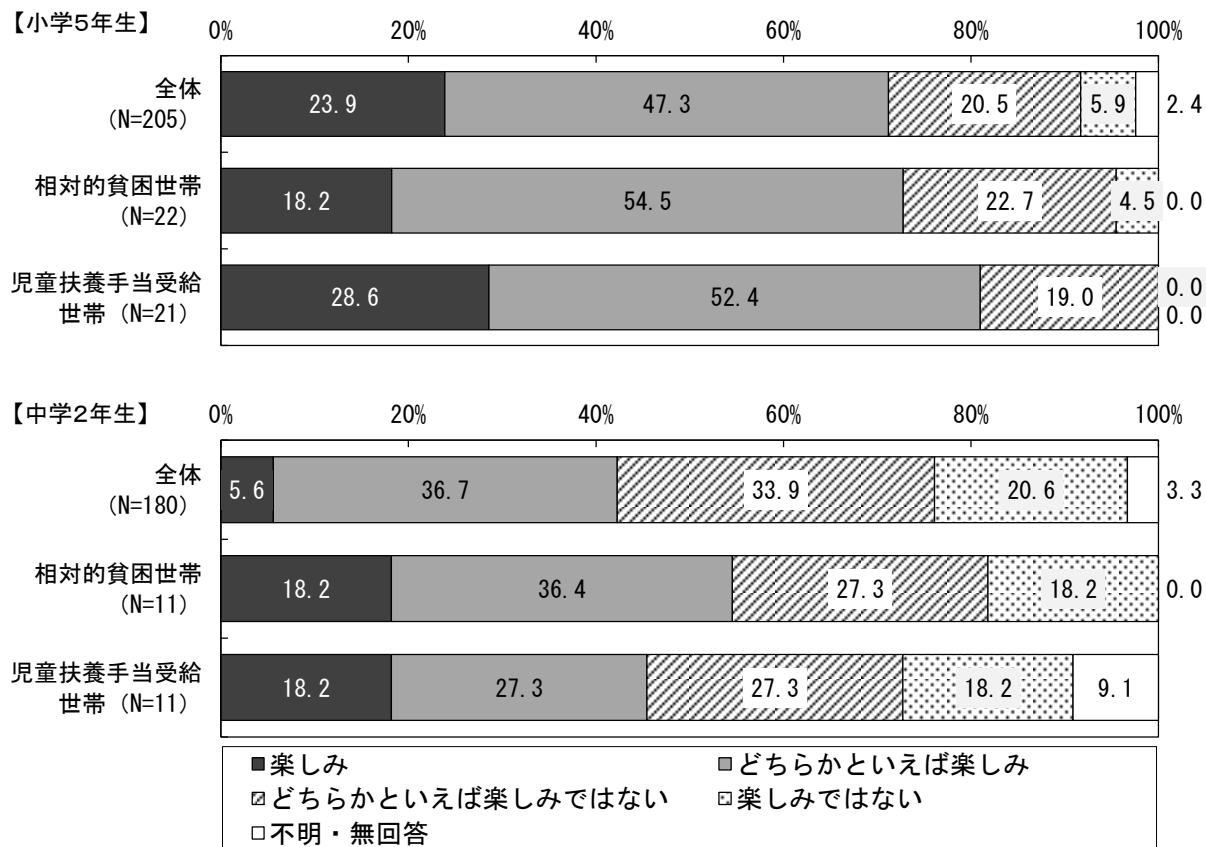
家庭の経済的な状況による差はあまりみられません。



質問10 あなたが学校で楽しみにしていることは何ですか。

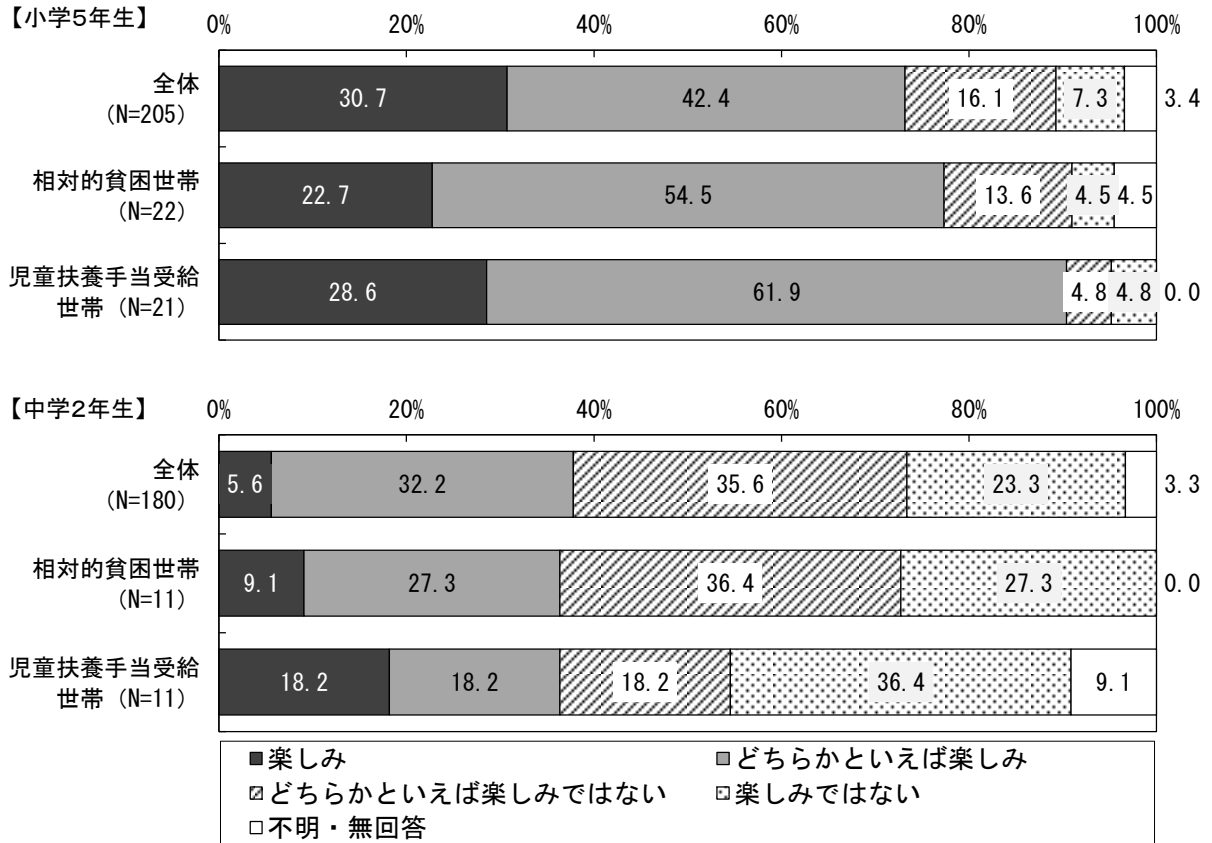
①授業

家庭の経済状況による差はあまりみられません。



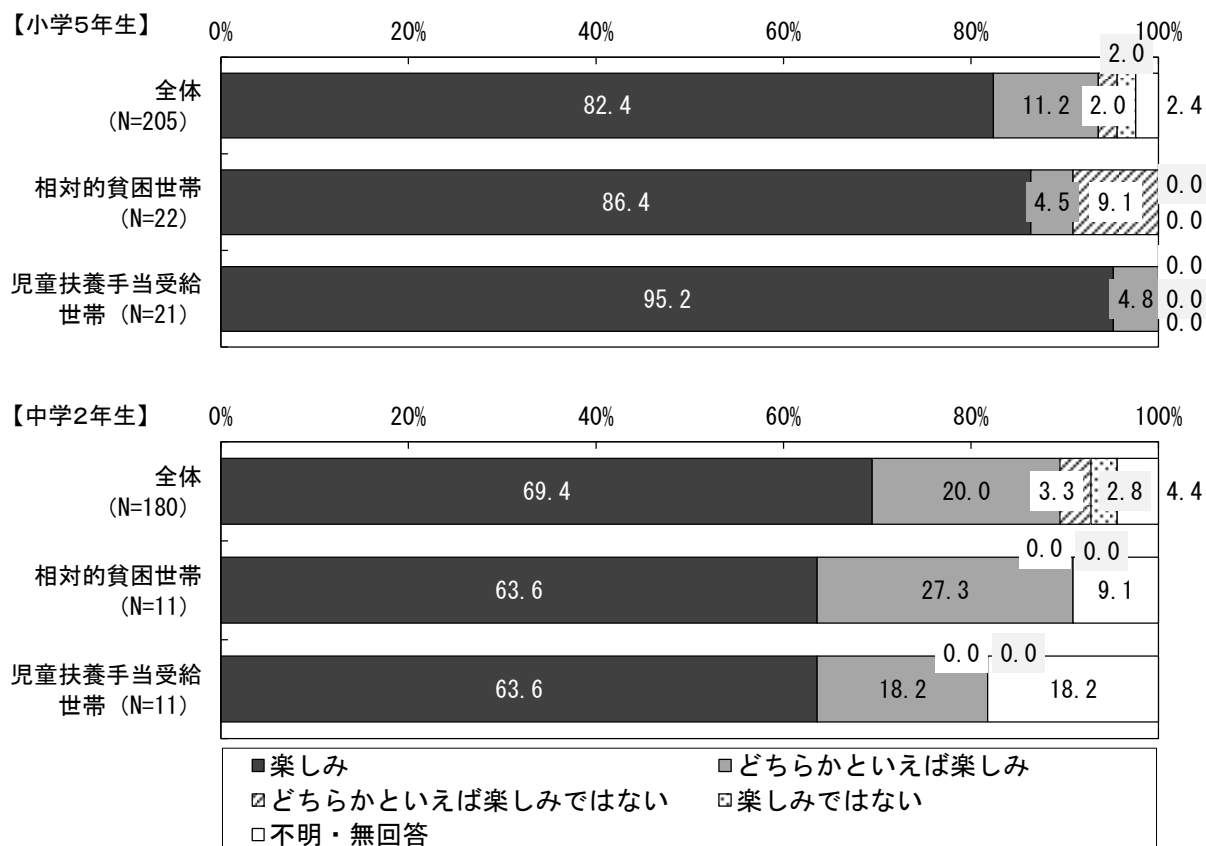
②先生に会うこと

小学5年生の児童扶養手当受給世帯では、肯定的な回答（「楽しみ」と「どちらかといえば楽しみ」の合計）がやや多くなっています。



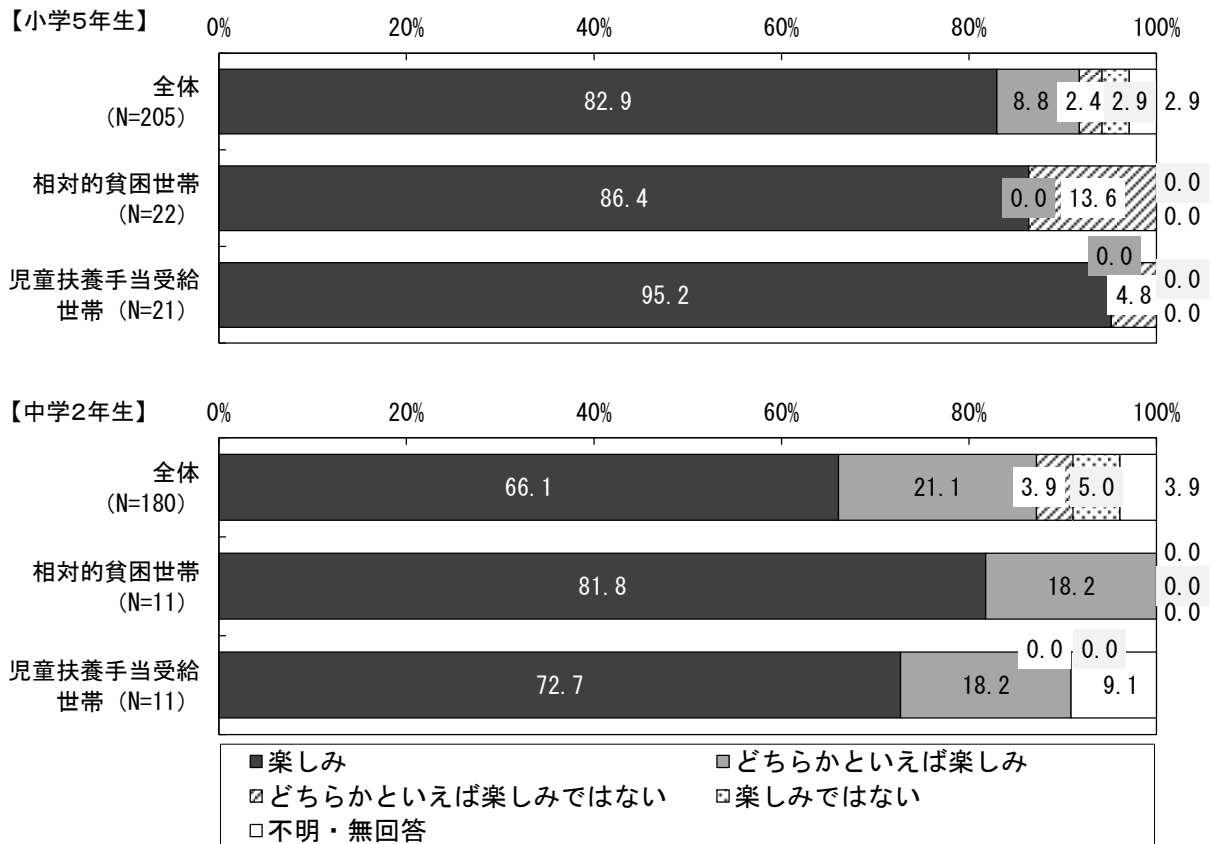
③友だちに会うこと

小学5年生の児童扶養手当受給世帯では、「楽しみ」という回答がやや多くなっています。



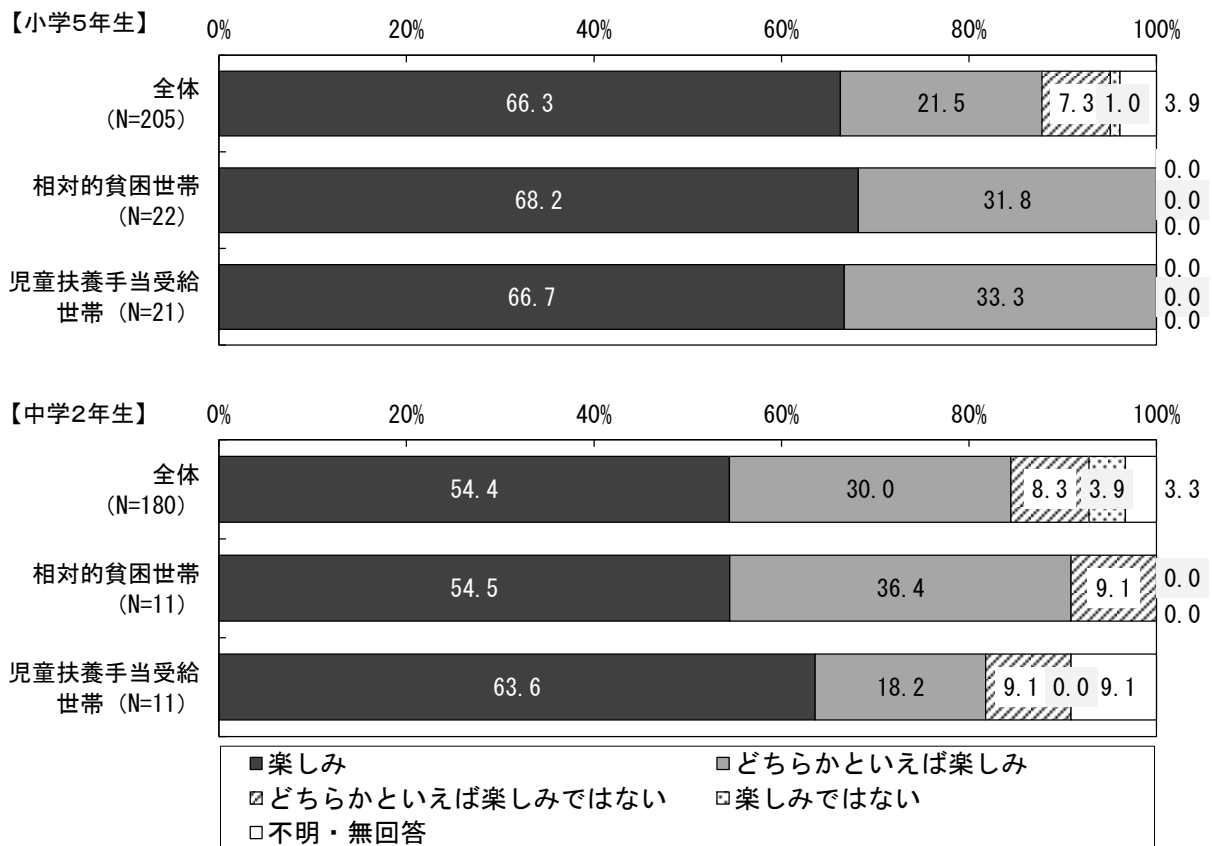
④休み時間

小学5年生の児童扶養手当受給世帯では、「楽しみ」という回答がやや多くなっています。



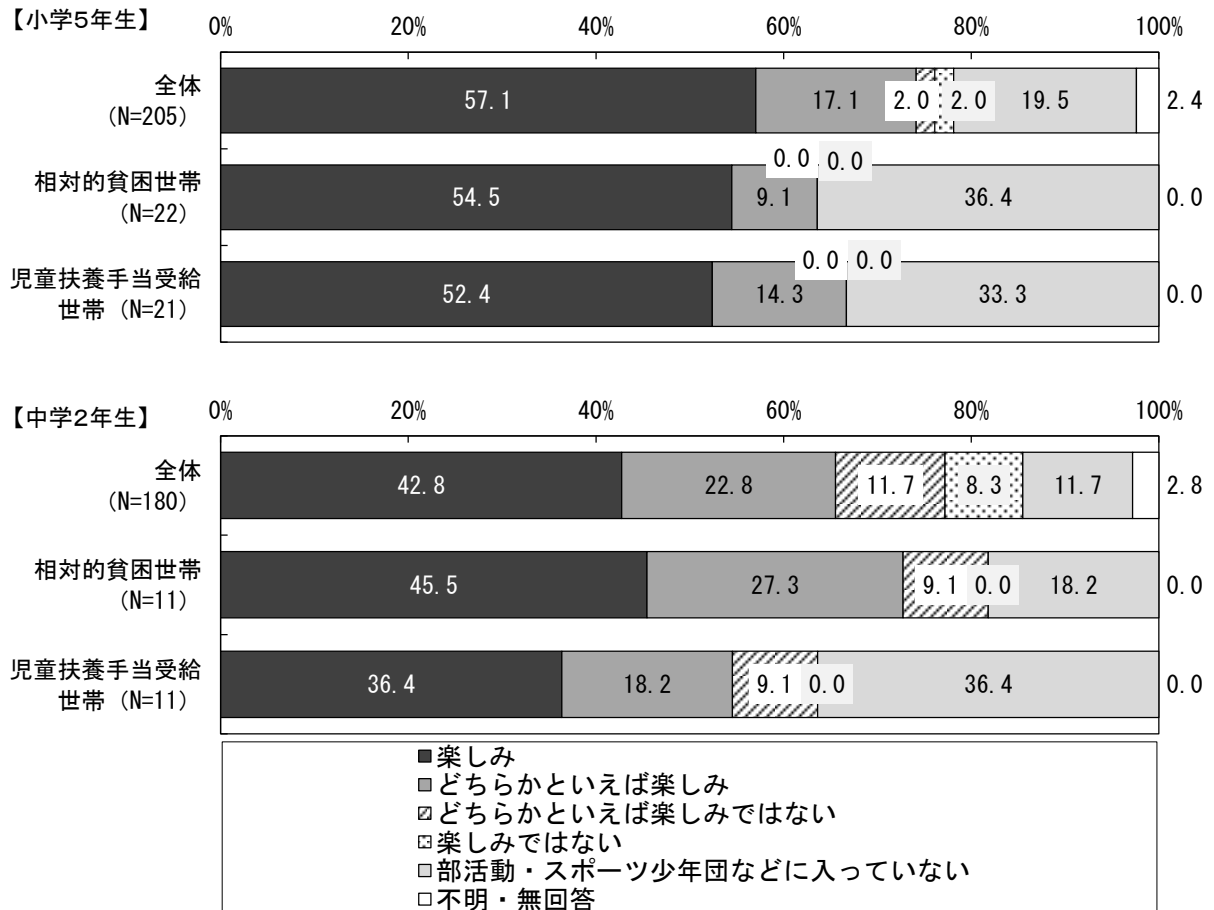
⑤給食

家庭の経済的な状況による差はあまりみられません。



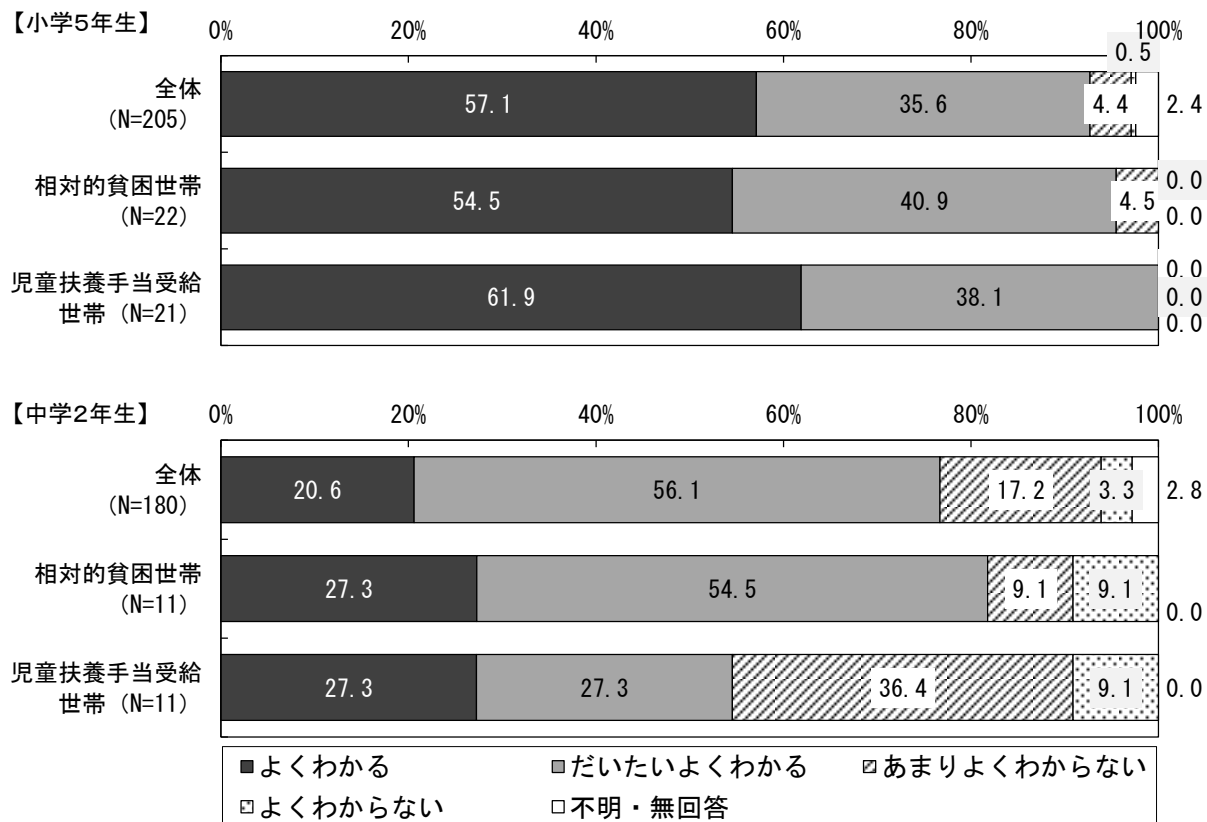
⑥部活動・スポーツ少年団など

小学5年生の相対的貧困世帯と児童扶養手当受給世帯、中学2年生の児童扶養手当受給世帯では、「部活動・スポーツ少年団などに入っていない」が多くなっています。



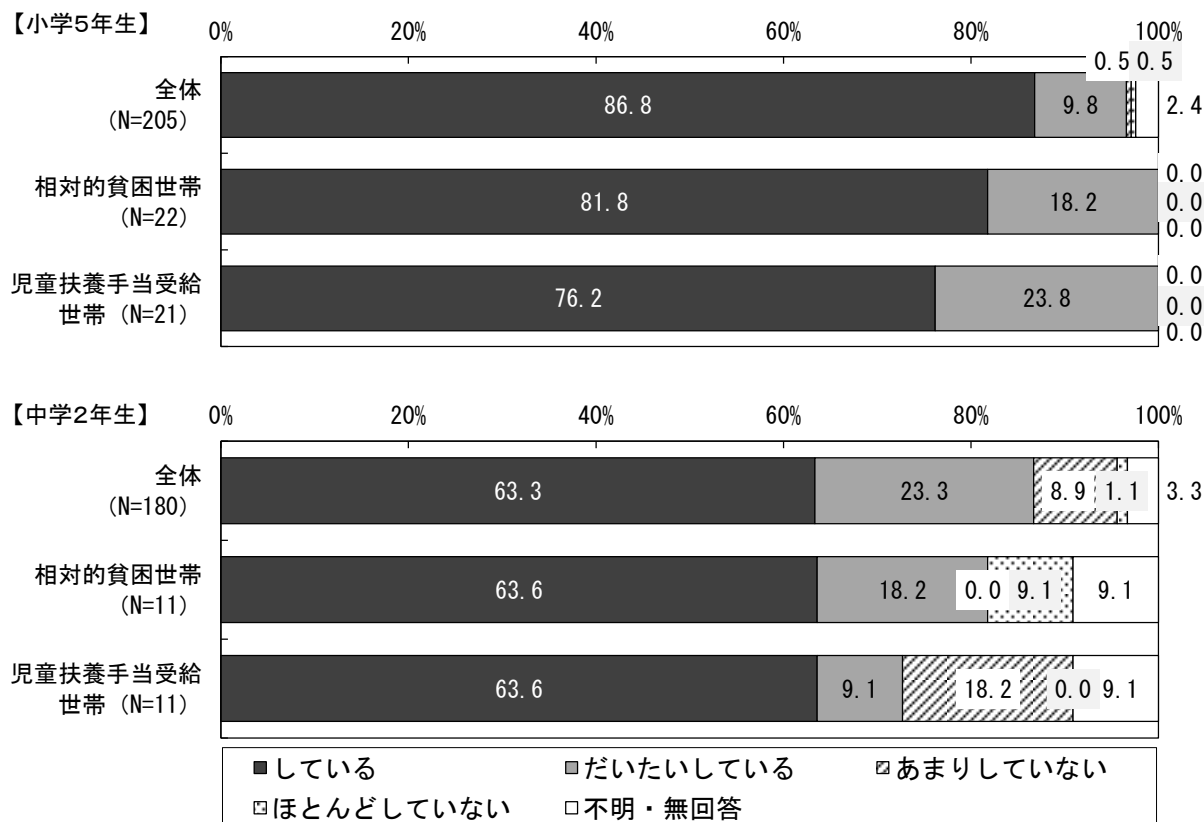
質問 1 1 あなたは学校の授業がよくわかりますか。

小学5年生では家庭の経済状況による差はみられませんが、中学2年生の児童扶養手当受給世帯では、「あまりよくわからない」または「よくわからない」という回答が多くなっています。



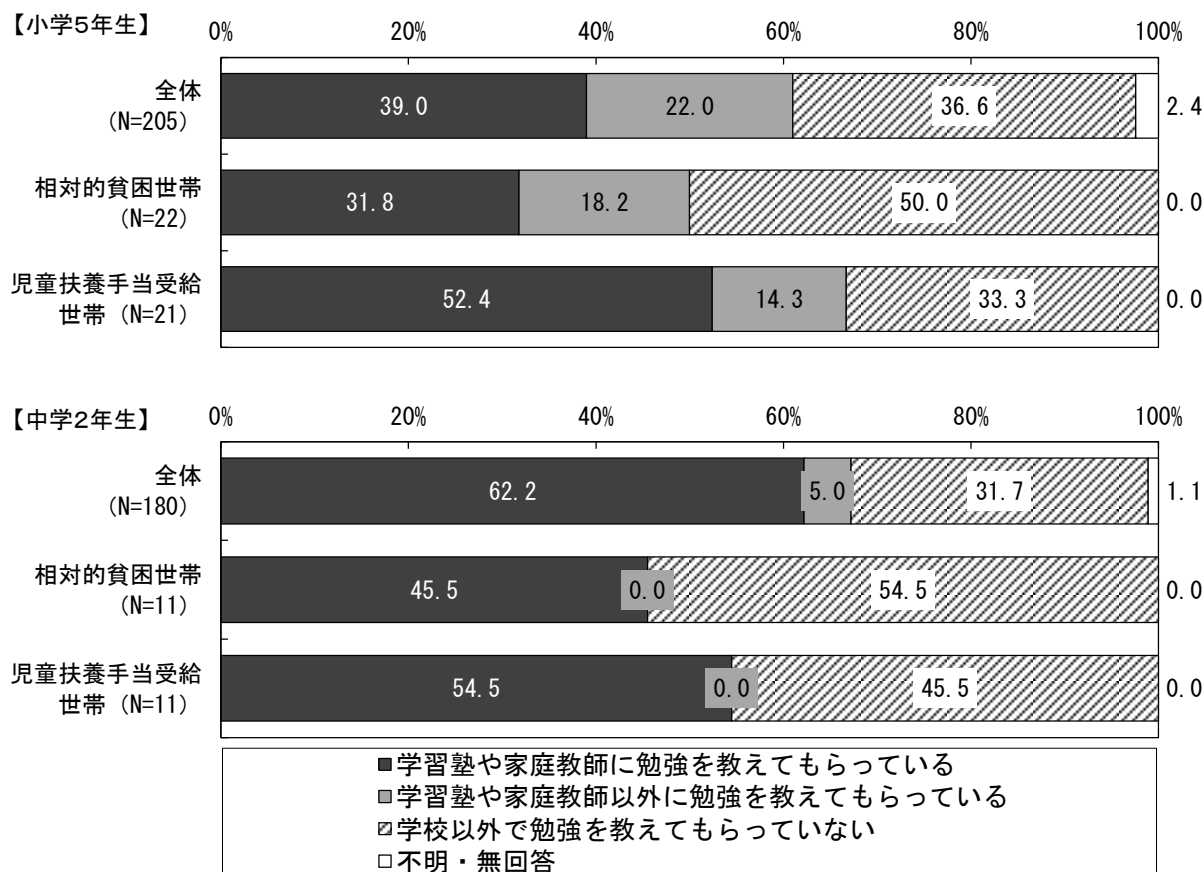
質問12 あなたは学校の宿題をしていますか。

小学5年生の児童扶養手当受給世帯では、「している」がやや少なくなっています。また中学2年生の児童扶養手当受給世帯では、「している」または「だいたいしている」がやや少なく、「あまりしていない」または「ほとんどしていない」がやや多くなっています。



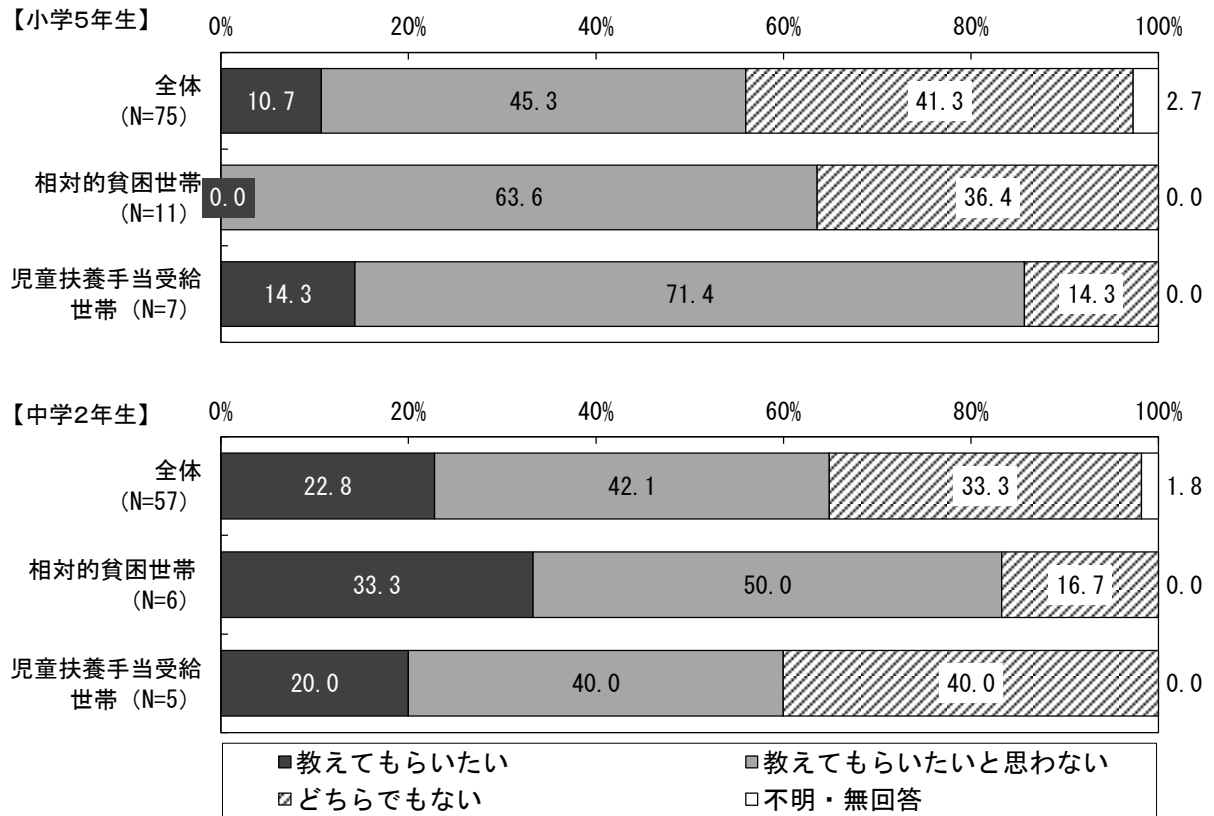
質問13-1 あなたは学習塾や家庭教師に勉強を教えてもらっていますか。

小学5年生の相対的貧困世帯では、「学校以外で勉強を教えてもらっていない」が多く、児童扶養手当受給世帯では「学習塾や家庭教師に勉強を教えてもらっている」が多くなっています。中学2年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で、「学校以外で勉強を教えてもらっていない」が多くなっており、通塾率が低くなっています。



質問13-2 質問13-1で「学校以外で勉強を教えてもらっていない」と答えた人にお聞きします。学校以外で勉強を教えてもらいたいと思いますか。

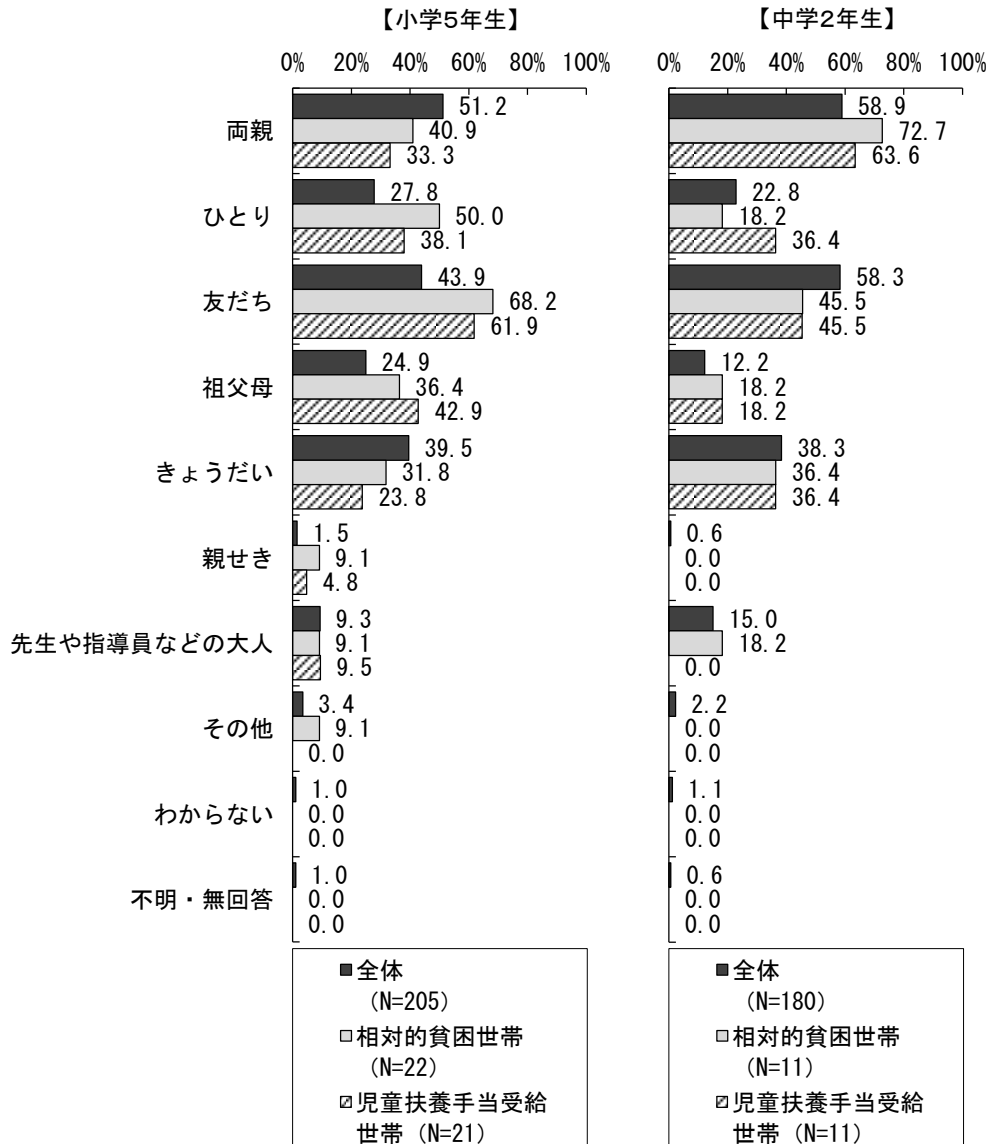
回答件数が少ないため、明確な傾向とは言えませんが、学校以外で勉強を教えてもらっていない児童生徒の中では、「教えてもらいたい」は、「教えてもらいたくない」より少なくなっています。



3. 放課後のすごしかたについて

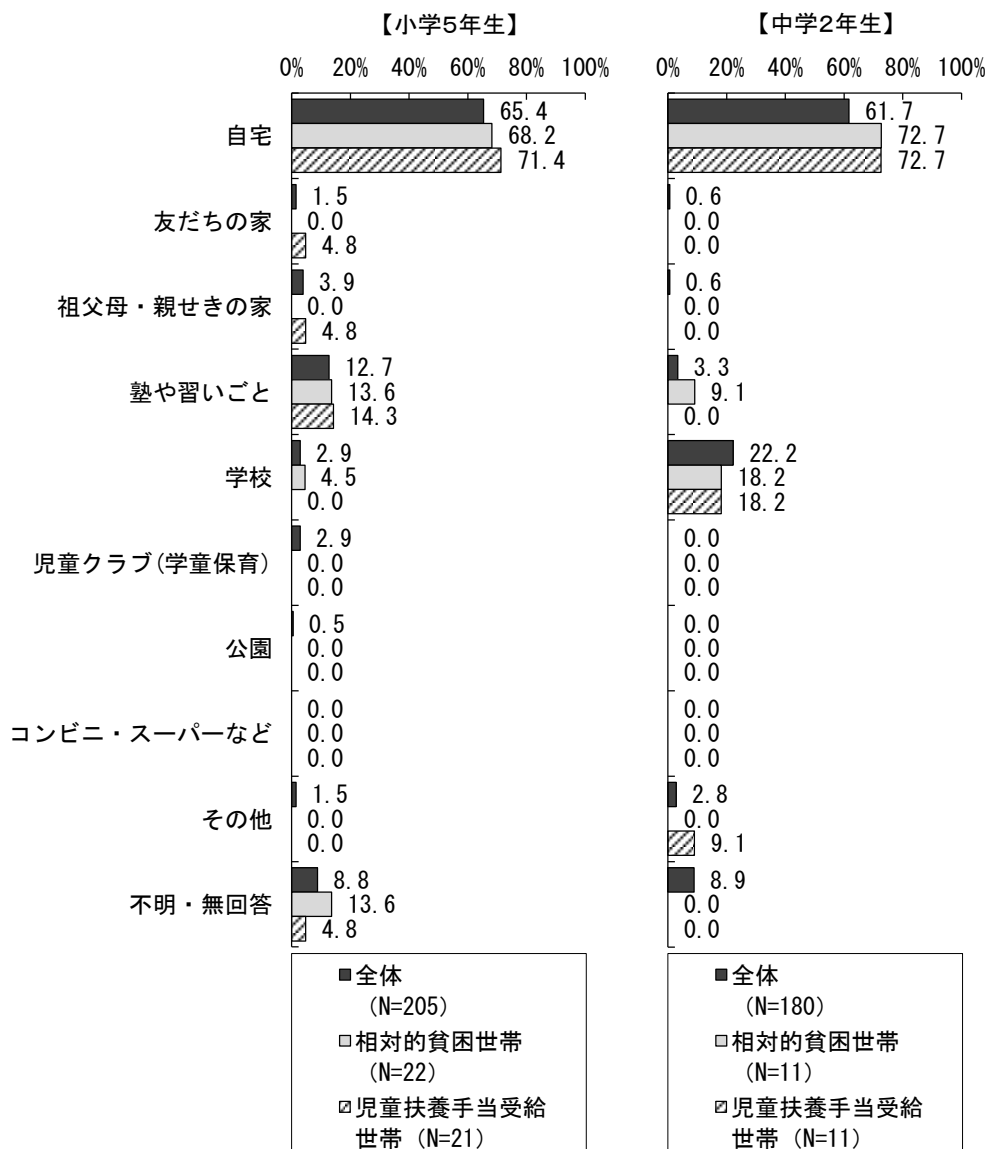
質問14 あなたは放課後、誰とすごすことが多いですか。（複数回答）

小学5年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「両親」「きょうだい」が少なく、「ひとり」「友だち」「祖父母」が多くなっています。中学2年生では「両親」がやや多く、「友だち」がやや少なくなっています。



質問15 あなたは放課後に、どこですごすことが一番多いですか。（複数回答）

いずれの学年も「自宅」が多くなっています。世帯の経済状況による明確な差はみられません。



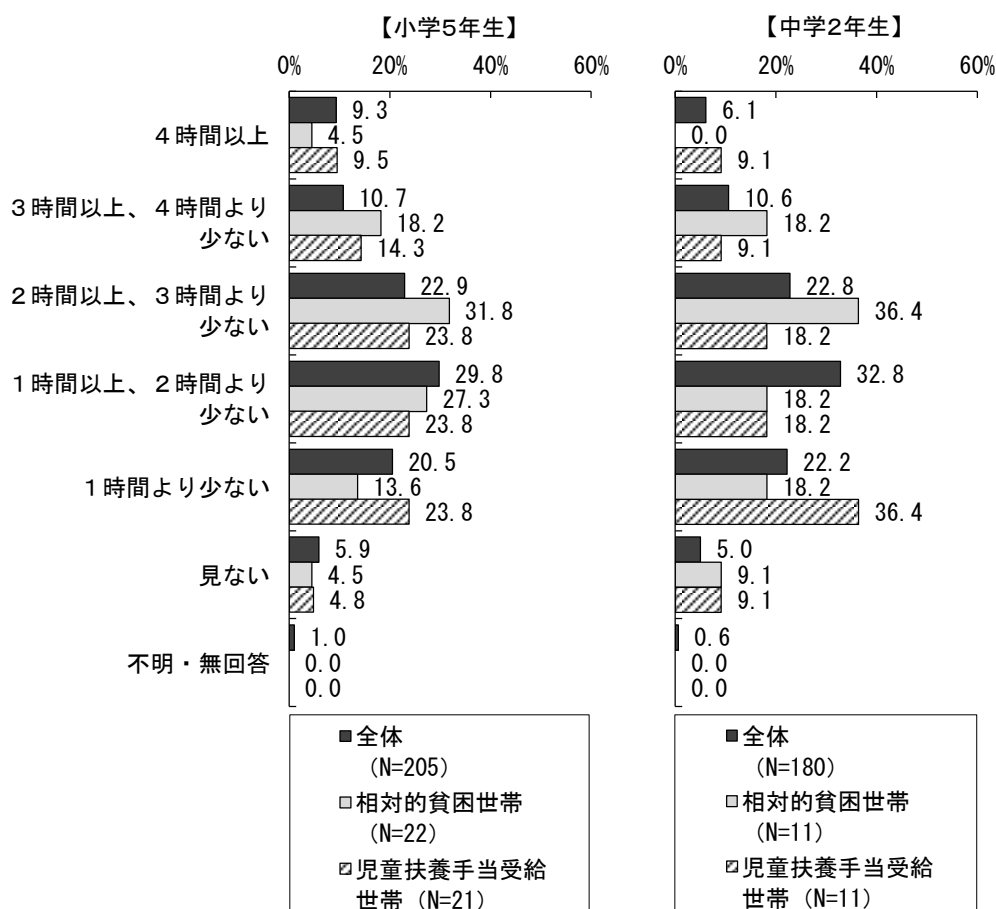
4. 平日（月曜日～金曜日）のすごしかたについて

質問16 あなたは平日に、1日にどのくらいテレビを見たり、勉強をしたりしますか。

①テレビ・DVDを見る

※テレビ画面での勉強やゲームの時間をのぞく

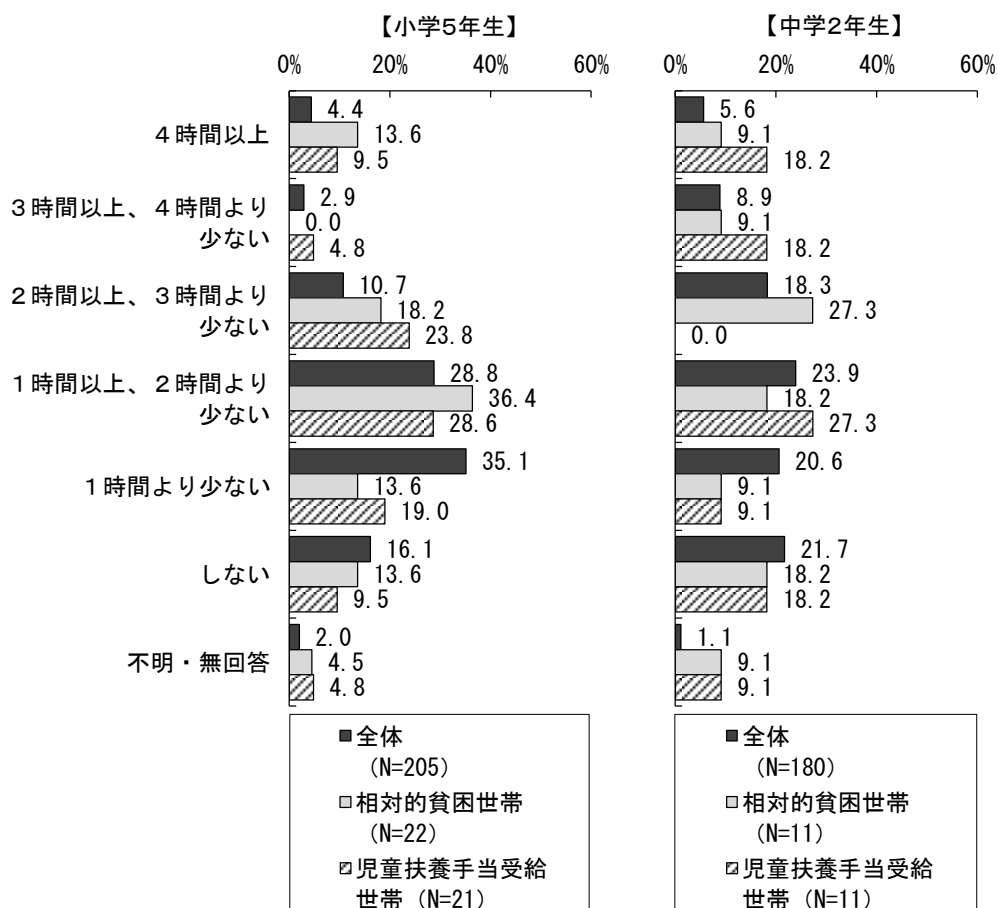
小学5年生は世帯の経済状況による明確な差はみられません。中学2年生では、2時間以上の回答は全体では約4割ですが、相対的貧困世帯では5割を超えており、視聴時間が長い傾向があります。



②ゲームをして遊ぶ

※テレビ、パソコン、ゲーム機、スマートフォンなど

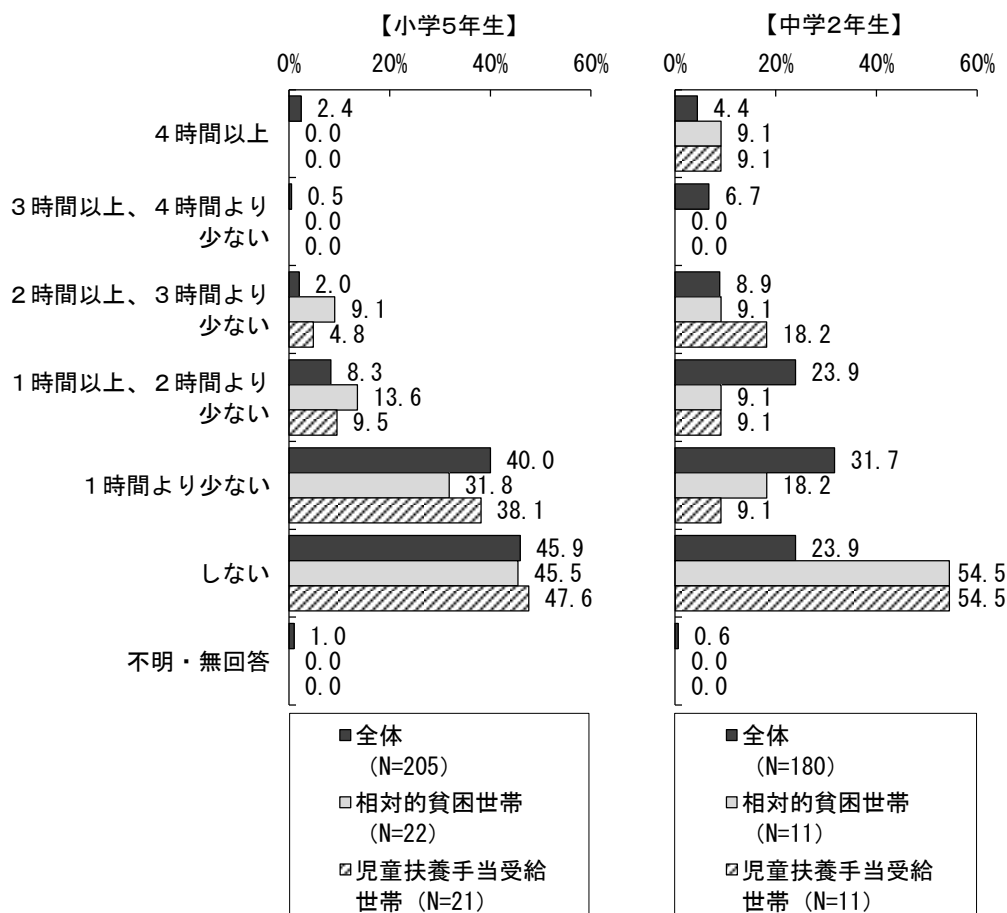
小学5年生の相対的貧困世帯では、「1時間より少ない」が少なく1時間以上の回答が多くなっており、全体的にゲームをする時間が長くなっています。中学2年生の児童扶養手当受給世帯でも、3時間以上の回答が多くなっています。



③インターネット、電話、メールをする

※ゲームの時間をのぞく

小学5年生の相対的貧困世帯では、1時間以上という回答がやや多くなっています。中学2年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で「しない」が半数を超えています。

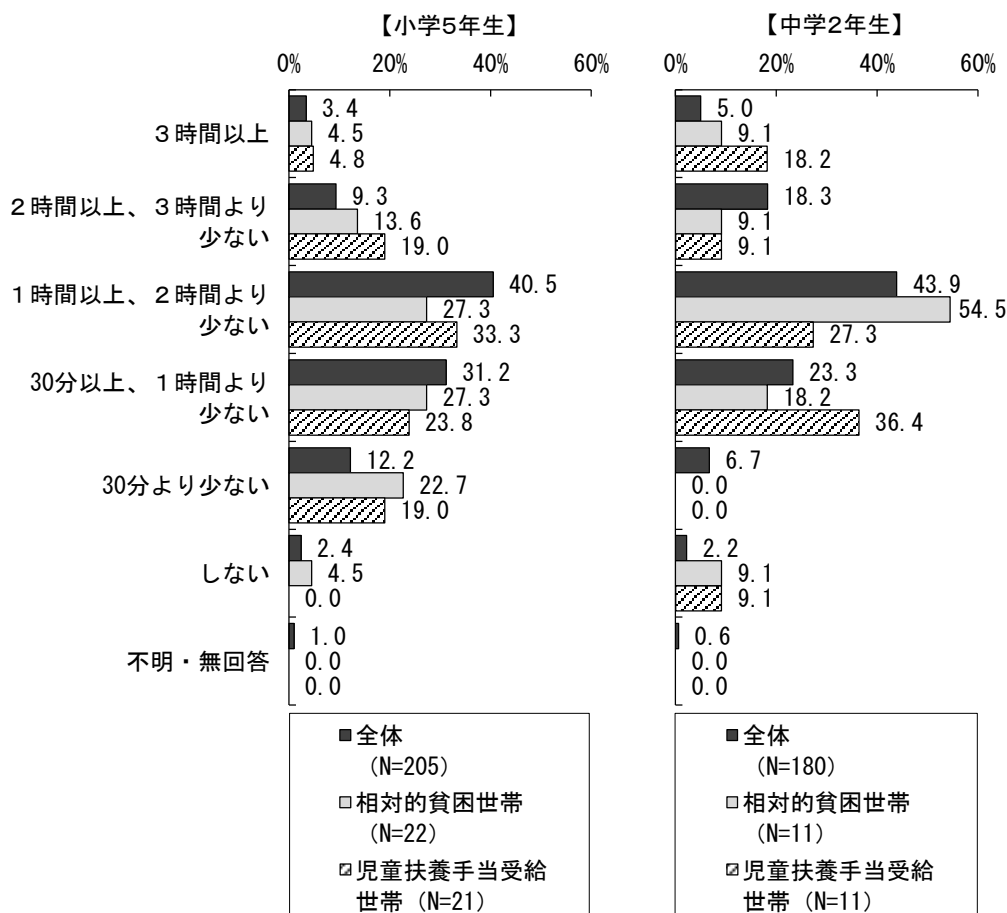


④勉強する

※学校の授業をのぞく

※宿題をする時間や、塾、家庭教師の時間をふくむ

家庭の経済状況による明確な傾向はみられません。



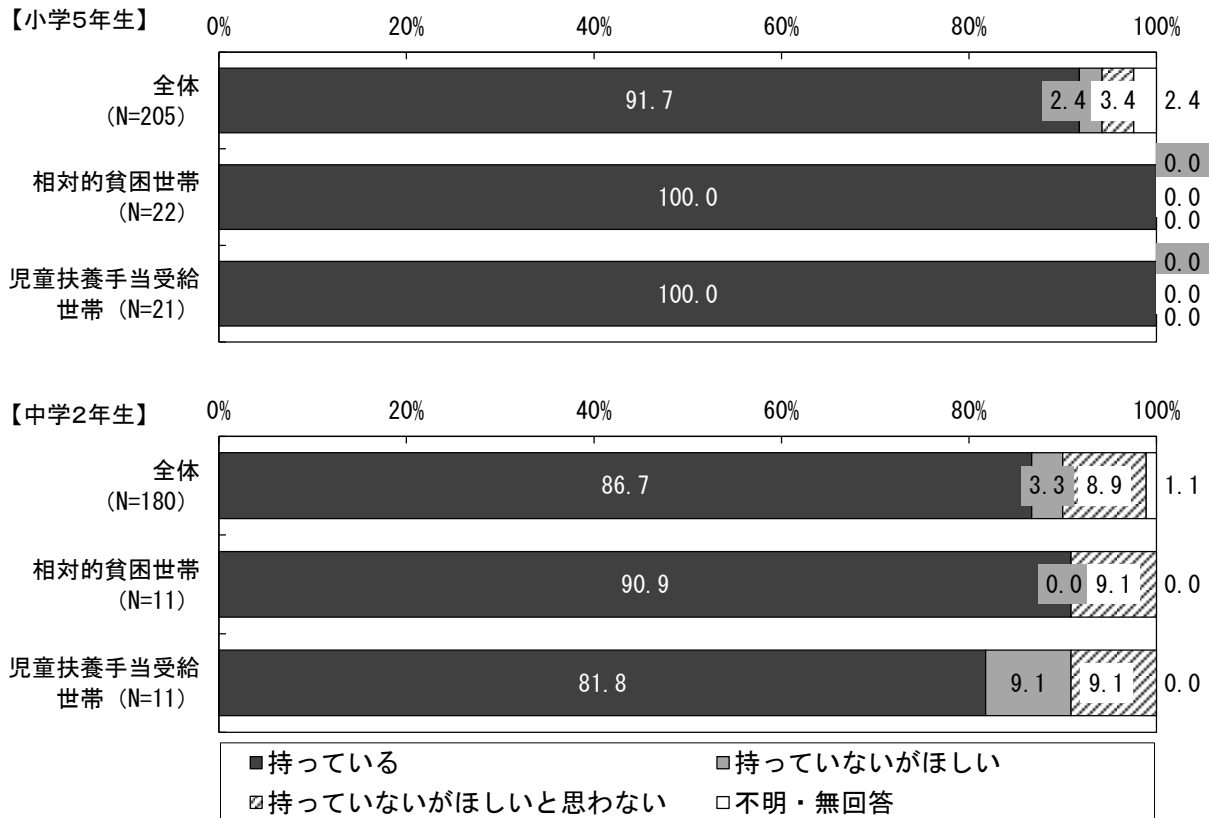
5. 家でのことについて

質問17 あなたは次に書いてあるものを持っていますか。

①自分だけの本

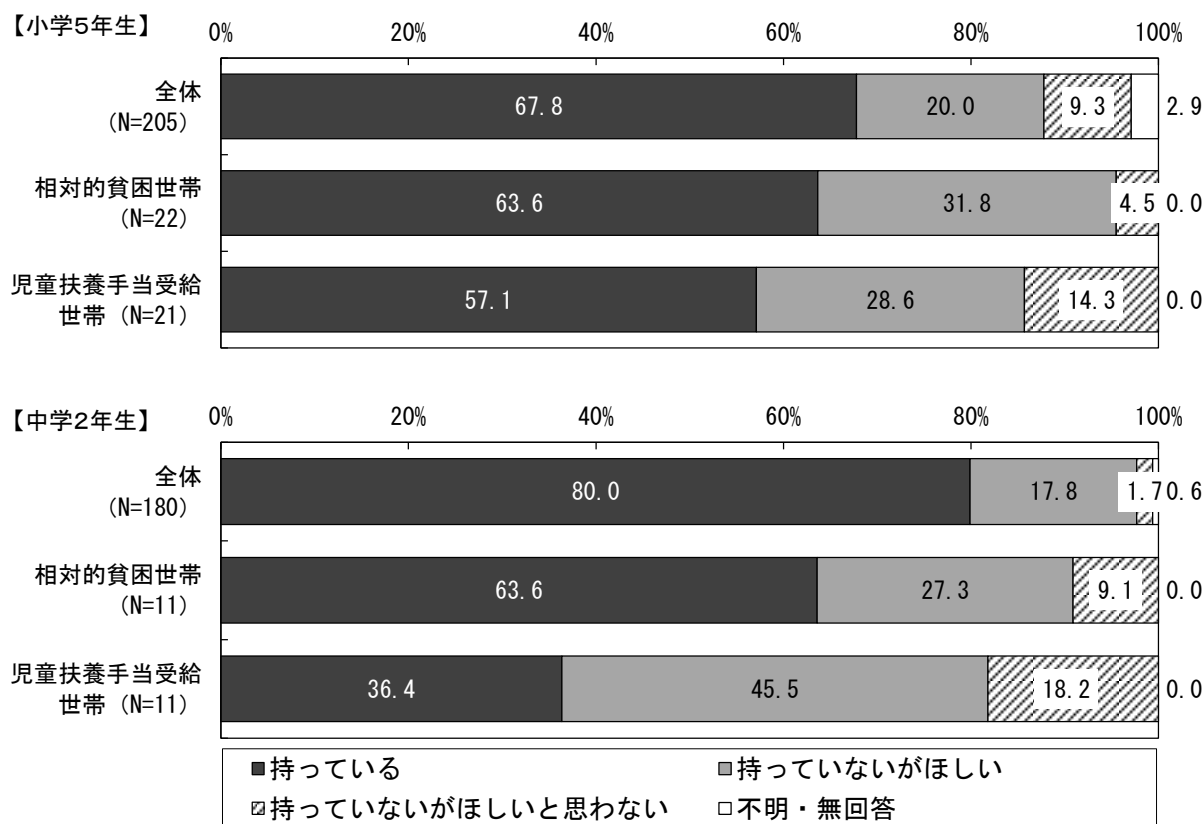
※教科書をのぞく

小学5年生、中学2年生ともに9割前後が「持っている」と回答しています。家庭の経済状況による明確な傾向はみられません。



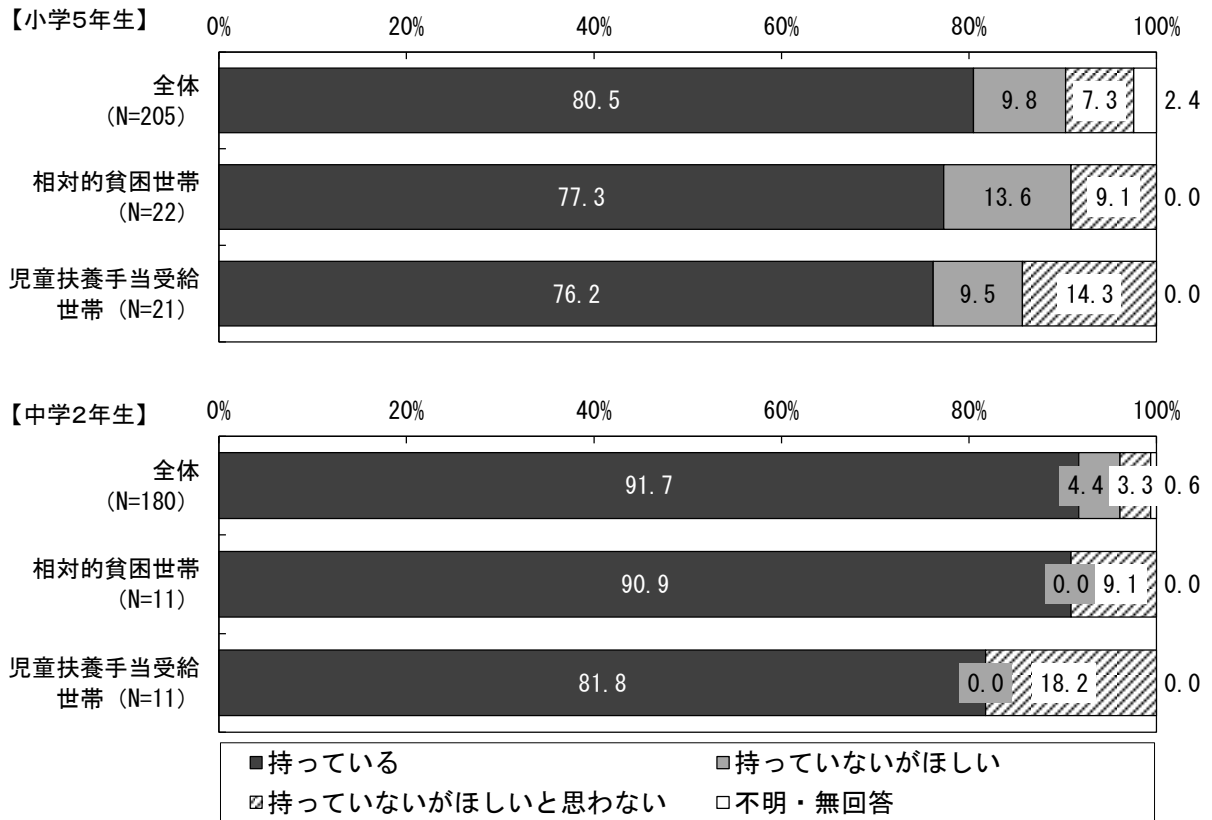
④自分の部屋

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「持っている」が少なくなっています。中学2年生では特に差が大きくなっています。



⑤自分の勉強づくえ

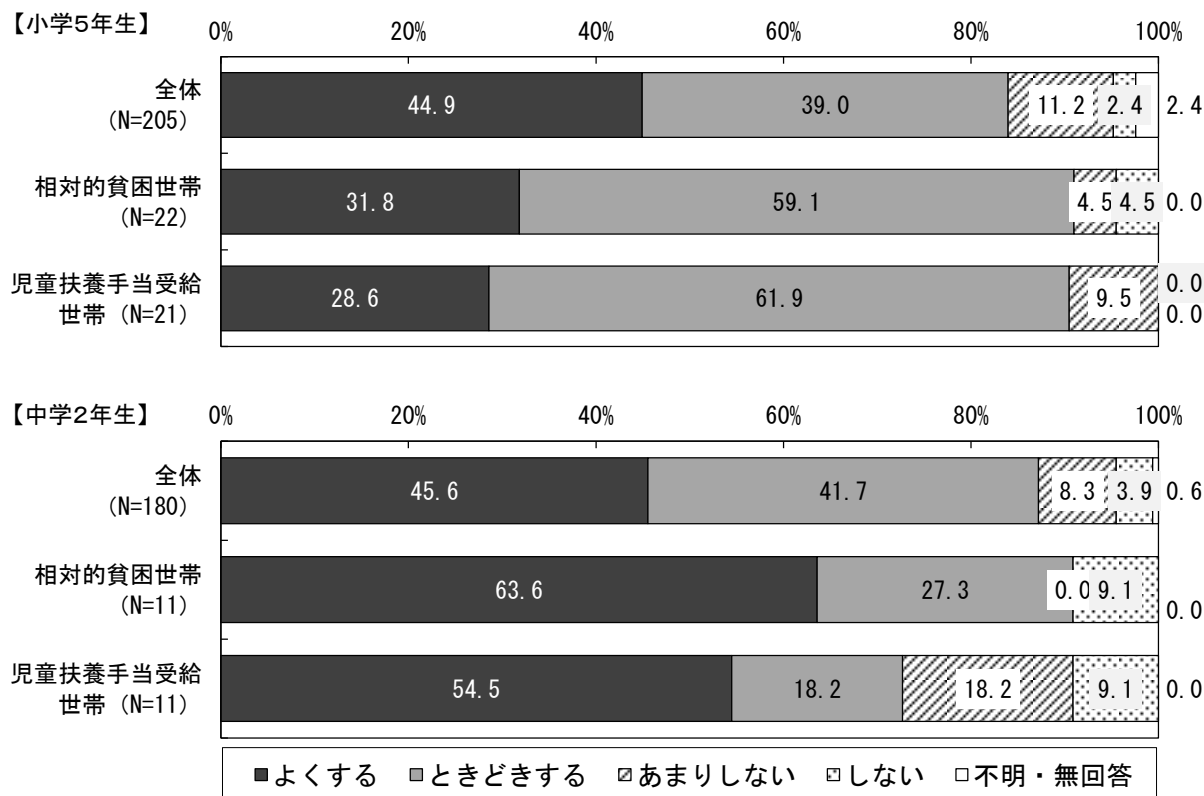
小学5年生より中学2年生の方が、所持率が高くなっています。中学2年生の児童扶養手当受給世帯では「持っている」がやや少なくなっています。



質問18 あなたは家で学校のことを話したり、手伝いをしたりしますか。

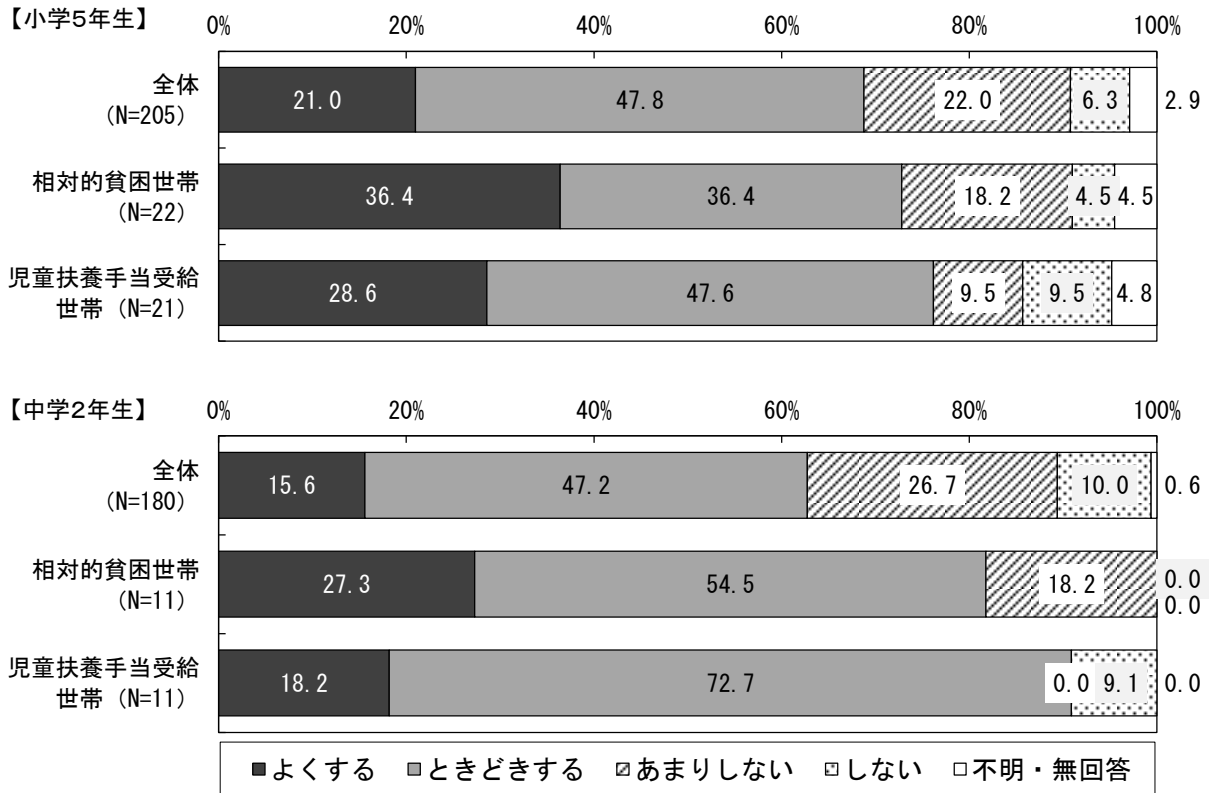
①家族に学校のことを話す

小学5年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「よくする」が少なくなっています。中学2年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の方が「よくする」が多くなっています。



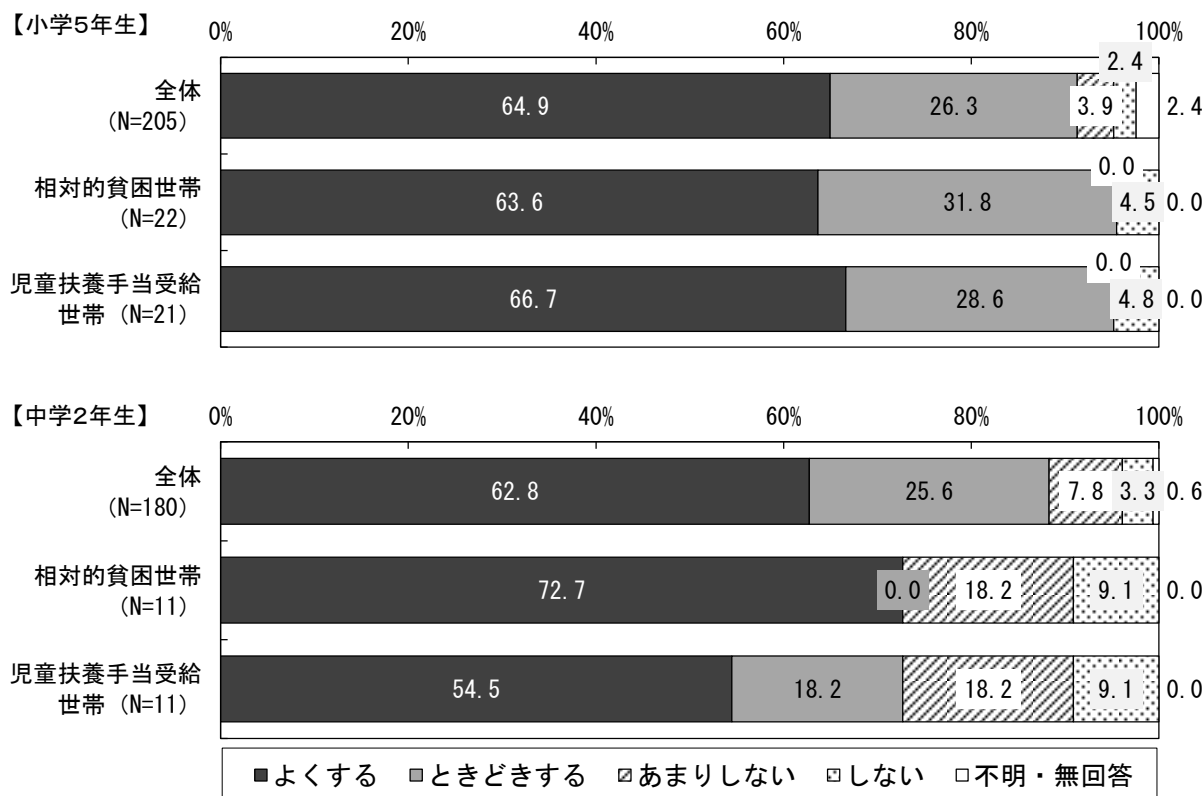
②家の手伝いをする

小学5年生では、相対的貧困世帯で「よくする」が多くなっています。中学2年生でも、「相対的貧困世帯で「よくする」が多く、「ときどきする」との合計では、児童扶養手当受給世帯でも多くなっています。



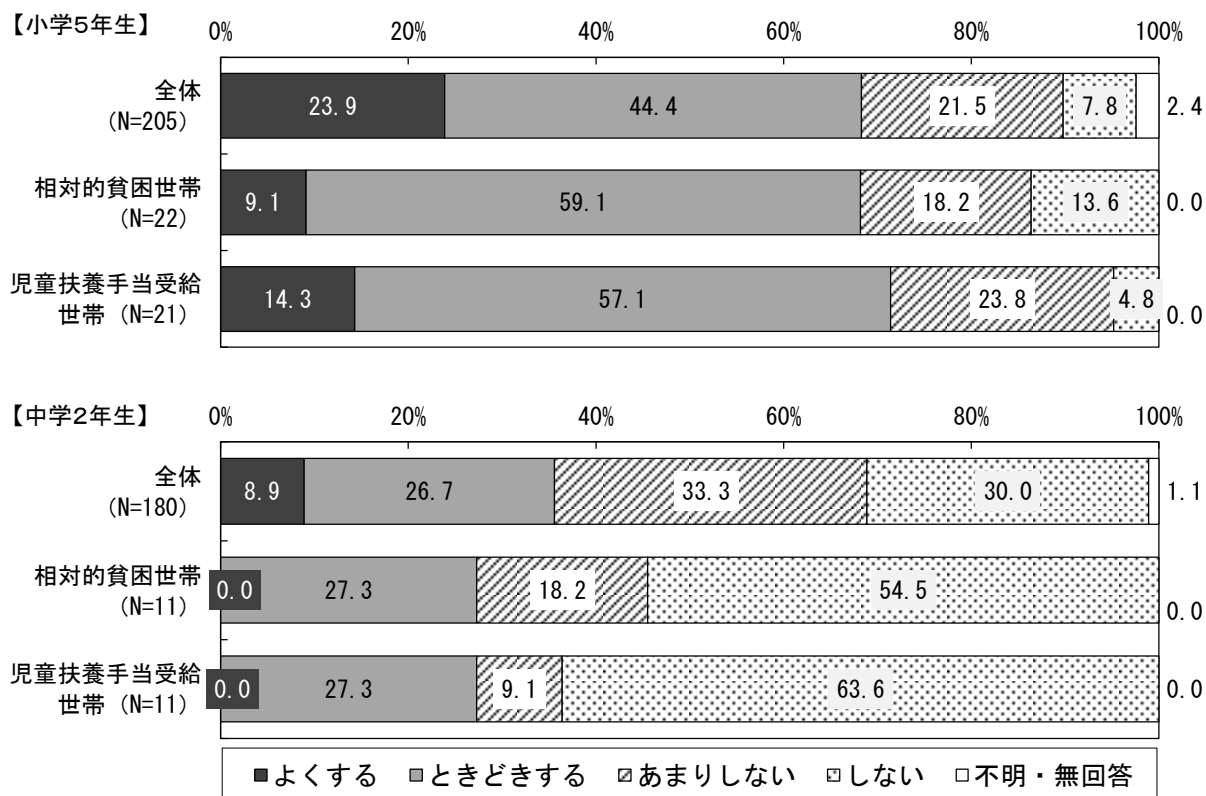
③家族そろって食事をする

中学2年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「あまりしない」または「しない」が多くなっています。



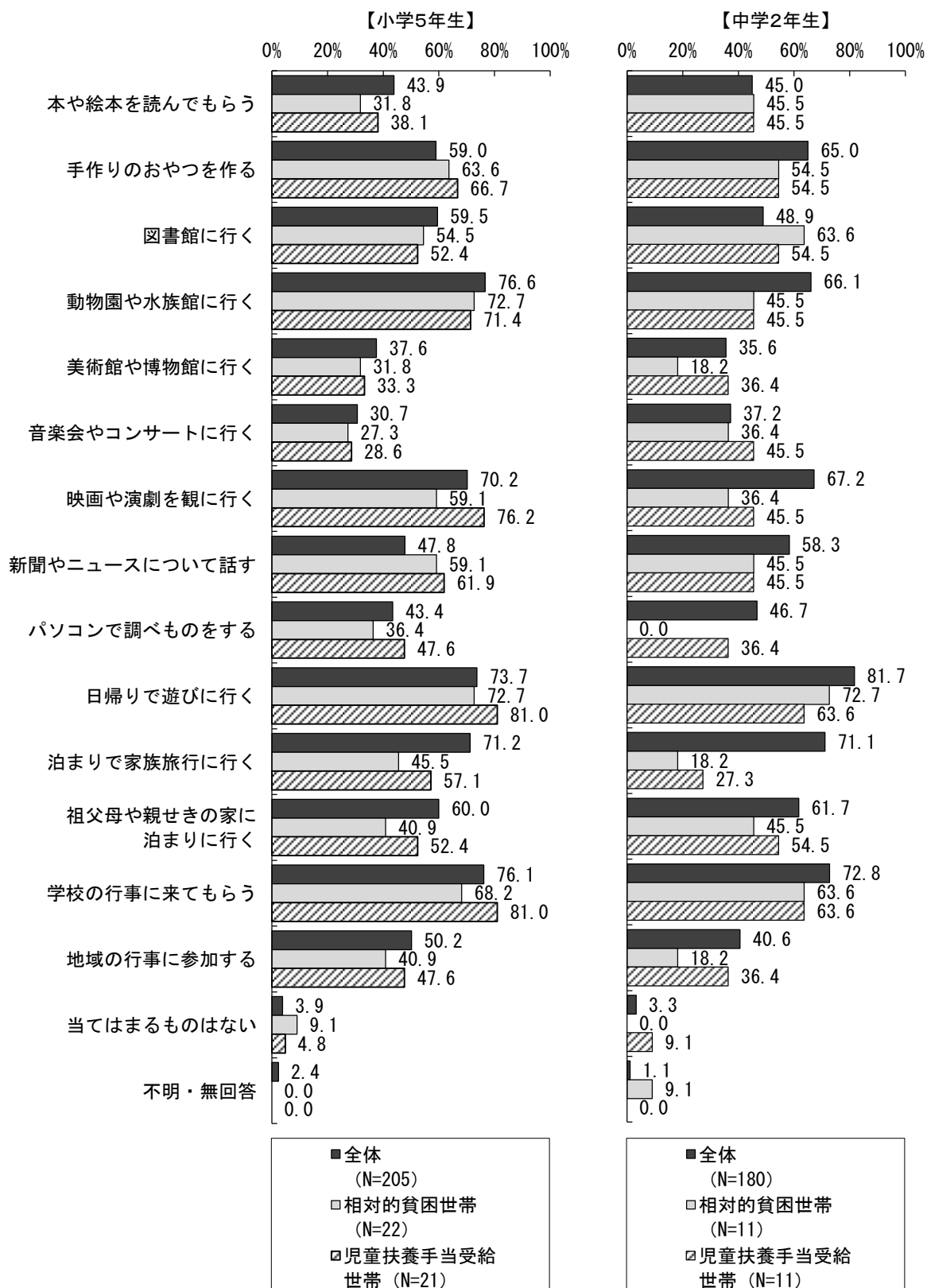
④家族に勉強を教えてもらう

小学5年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「よくする」が少なくなっています。また、中学2年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「しない」が多くなっています。



**質問19 あなたは次に書いてあることを家族とすること（したこと）がありますか。
（複数回答）**

いずれの学年についても、多くの項目で相対的貧困世帯の回答が少なくなっています。特に中学2年生では差が大きい項目が多く、「美術館や博物館に行く」「映画や演劇を観に行く」「パソコンで調べ物をする」「泊まりで家族旅行に行く」「地域の行事に参加する」は全体の半分以下の回答となっています。

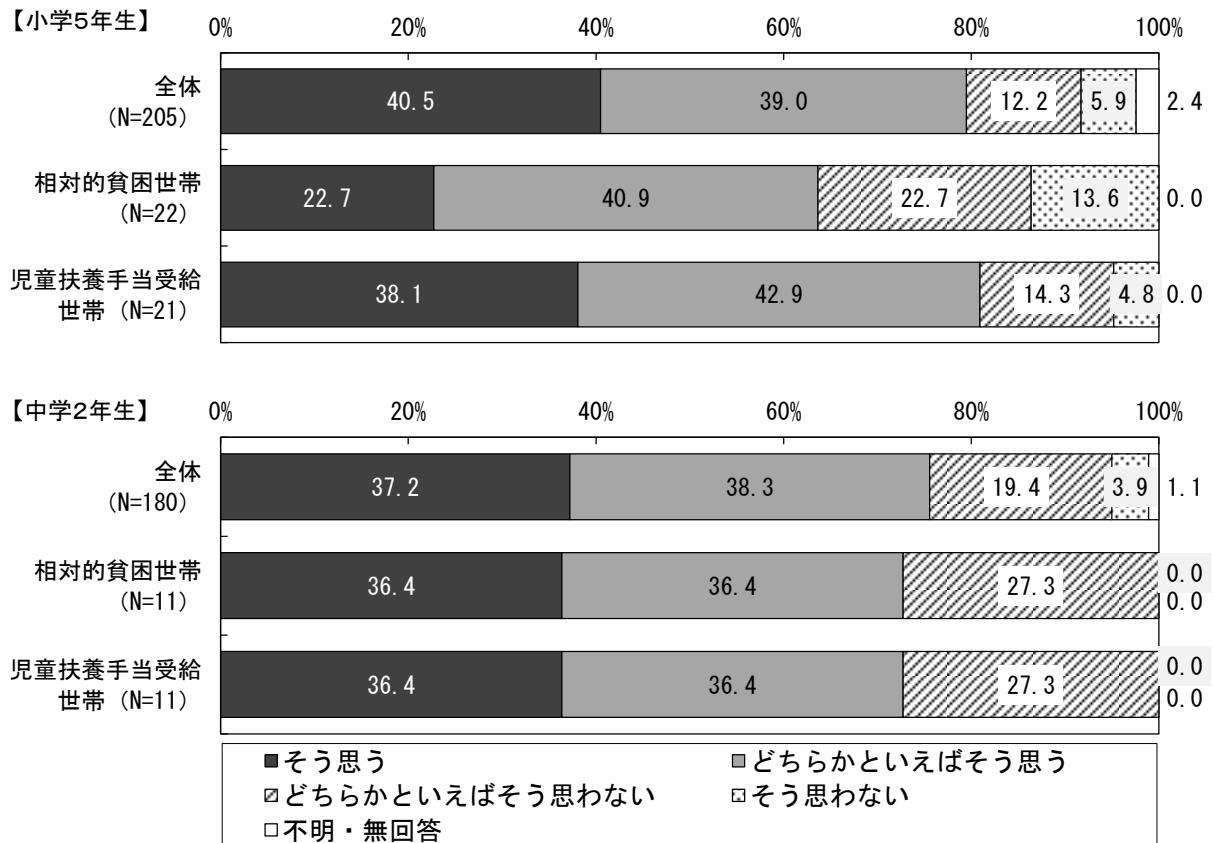


6. 回答者の考えについて

質問20 あなたは自分のことについてどう思いますか。

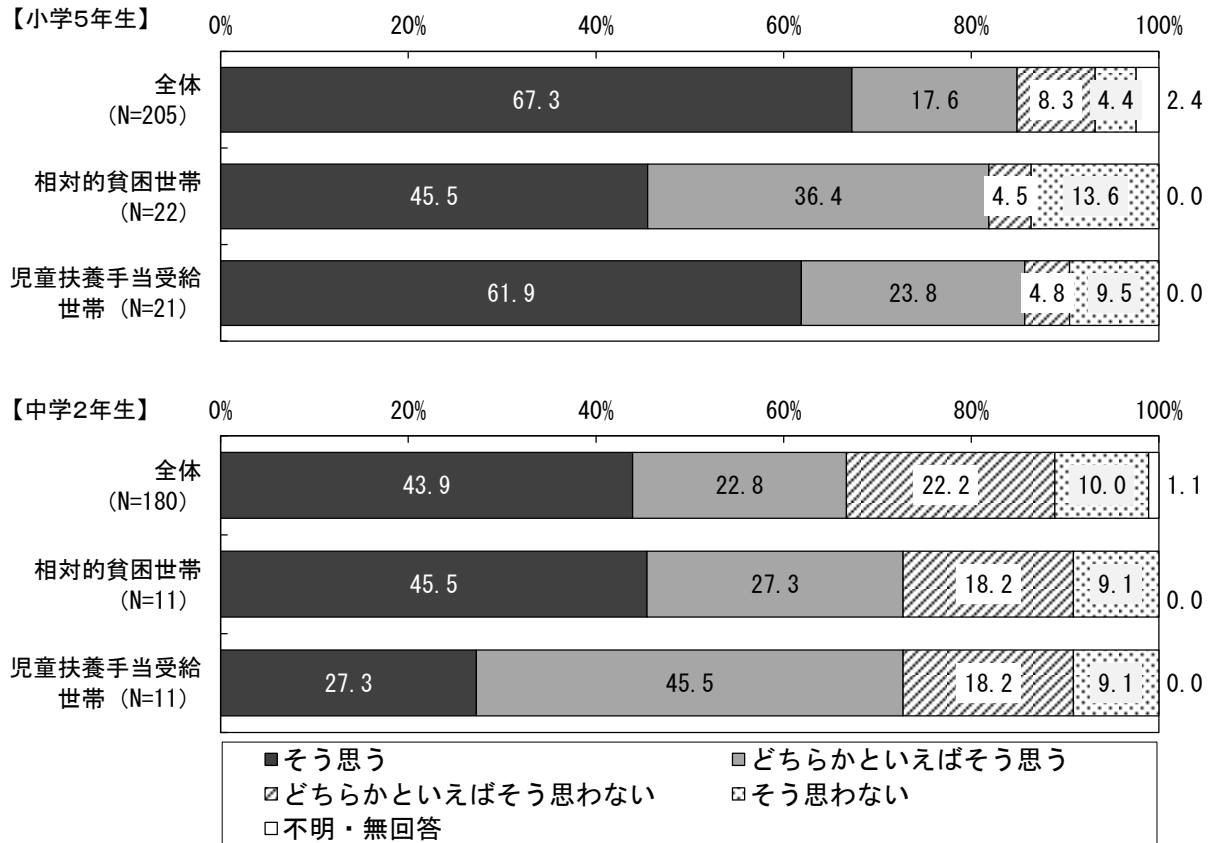
①自分には良いところがある

小学5年生の相対的貧困世帯では「そう思う」が少なく、肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）も少なくなっています。中学2年生では家庭の経済状況による差はみられません。



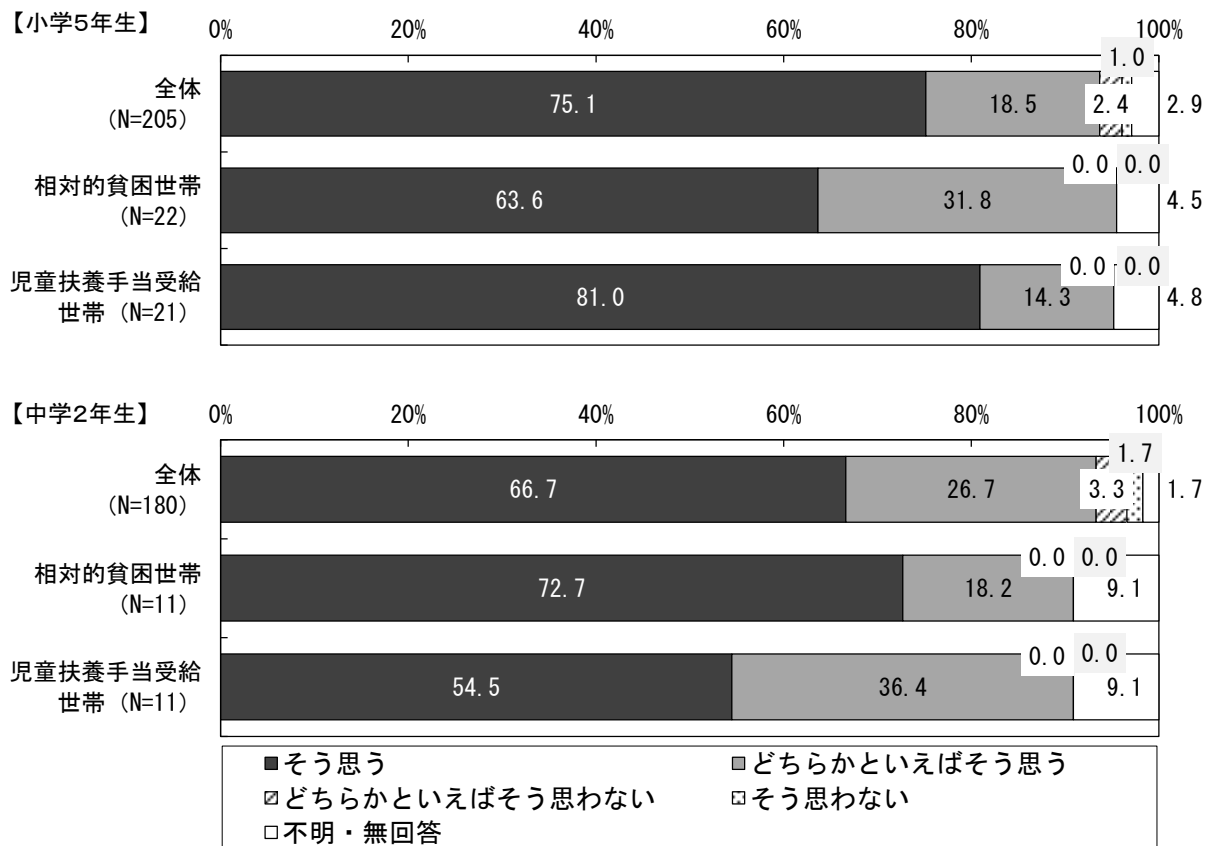
②自分には将来の夢や目標がある

小学5年生の相対的貧困世帯、中学2年生の児童扶養手当受給世帯では「そう思う」が少なくなっていますが、肯定的な回答（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合で見ると、家庭の経済状況による差はみられません。



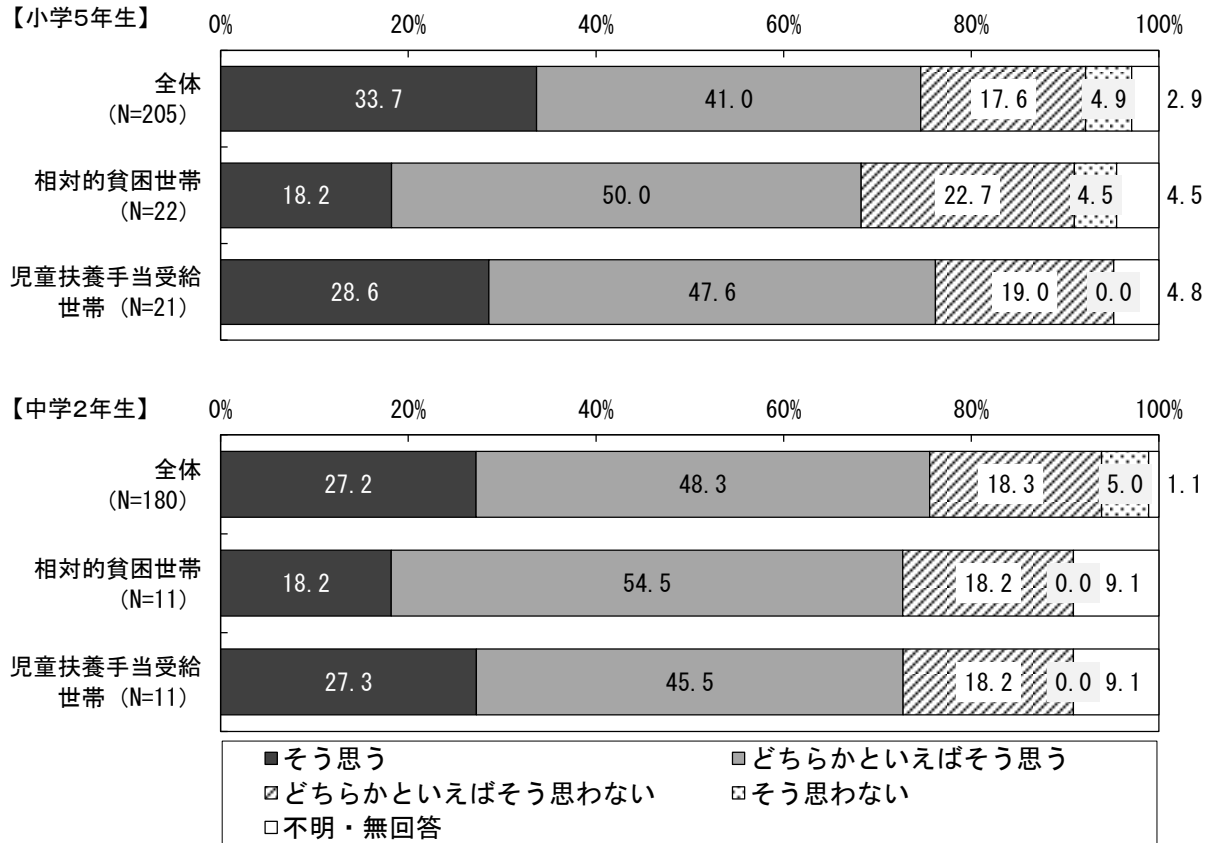
④家族は自分を大切にしている

家庭の経済状況による明確な差はみられません。



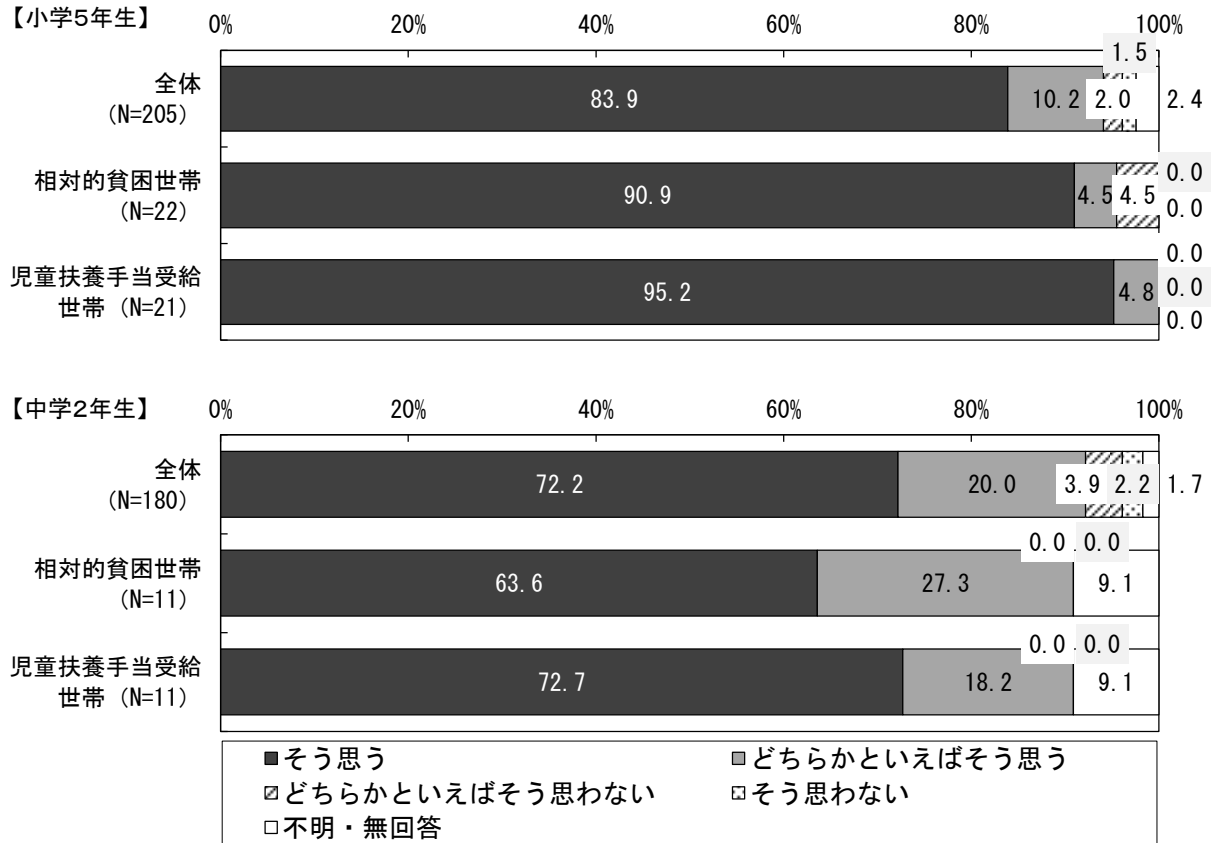
⑤自分と友だちから好かれている

小学5年生の相対的貧困世帯では「そう思う」が少なくなっています。中学2年生では家庭の経済状況による差はみられません。



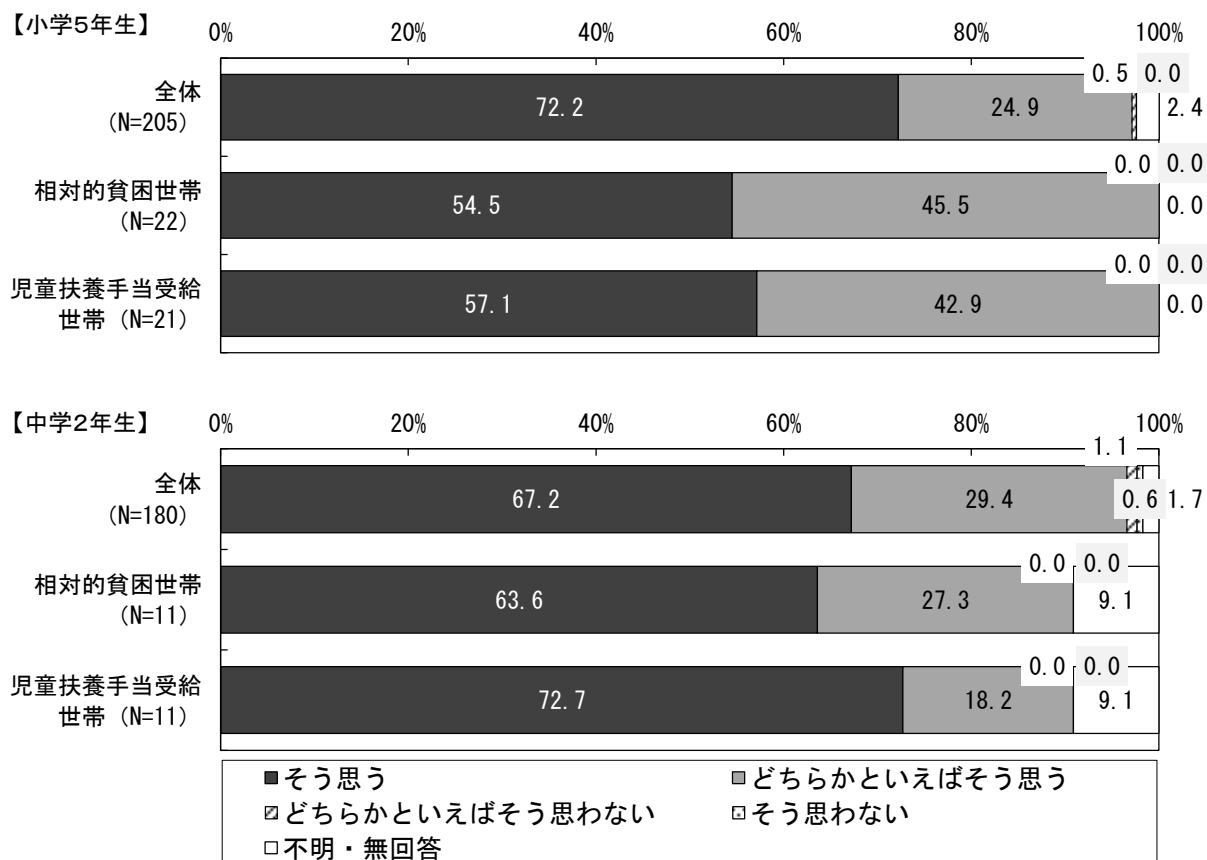
⑥友だちと会うのは楽しい

小学5年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「そう思う」がやや多くなっています。



⑦友だちとの約束は守っている

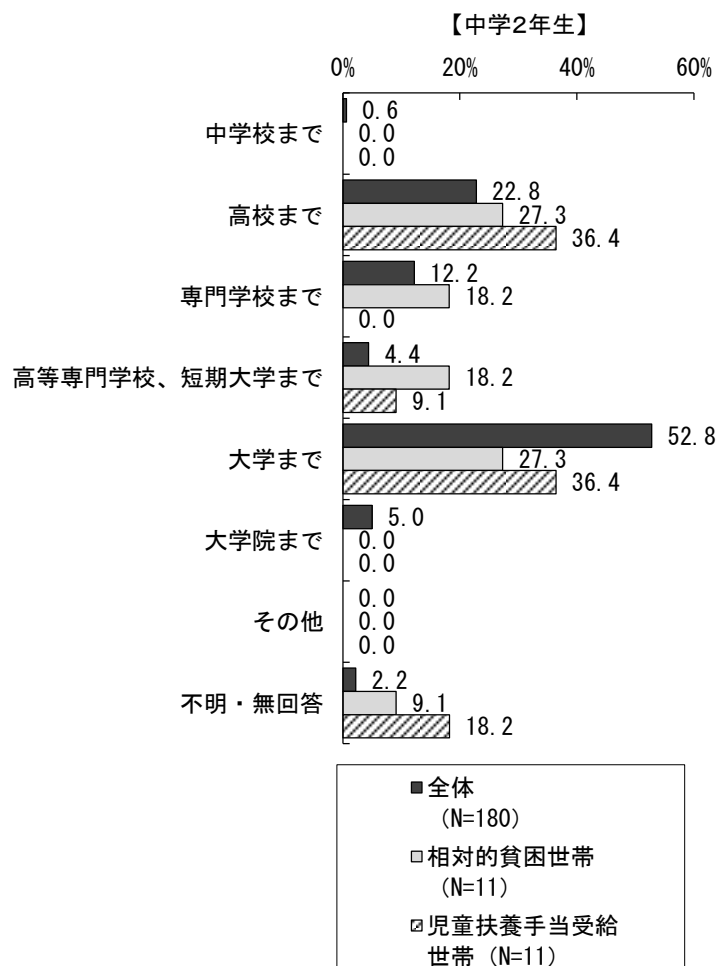
小学5年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で「そう思う」が少なくなっています。



質問21 あなたは将来どれくらいまで進学したいと思いますか。

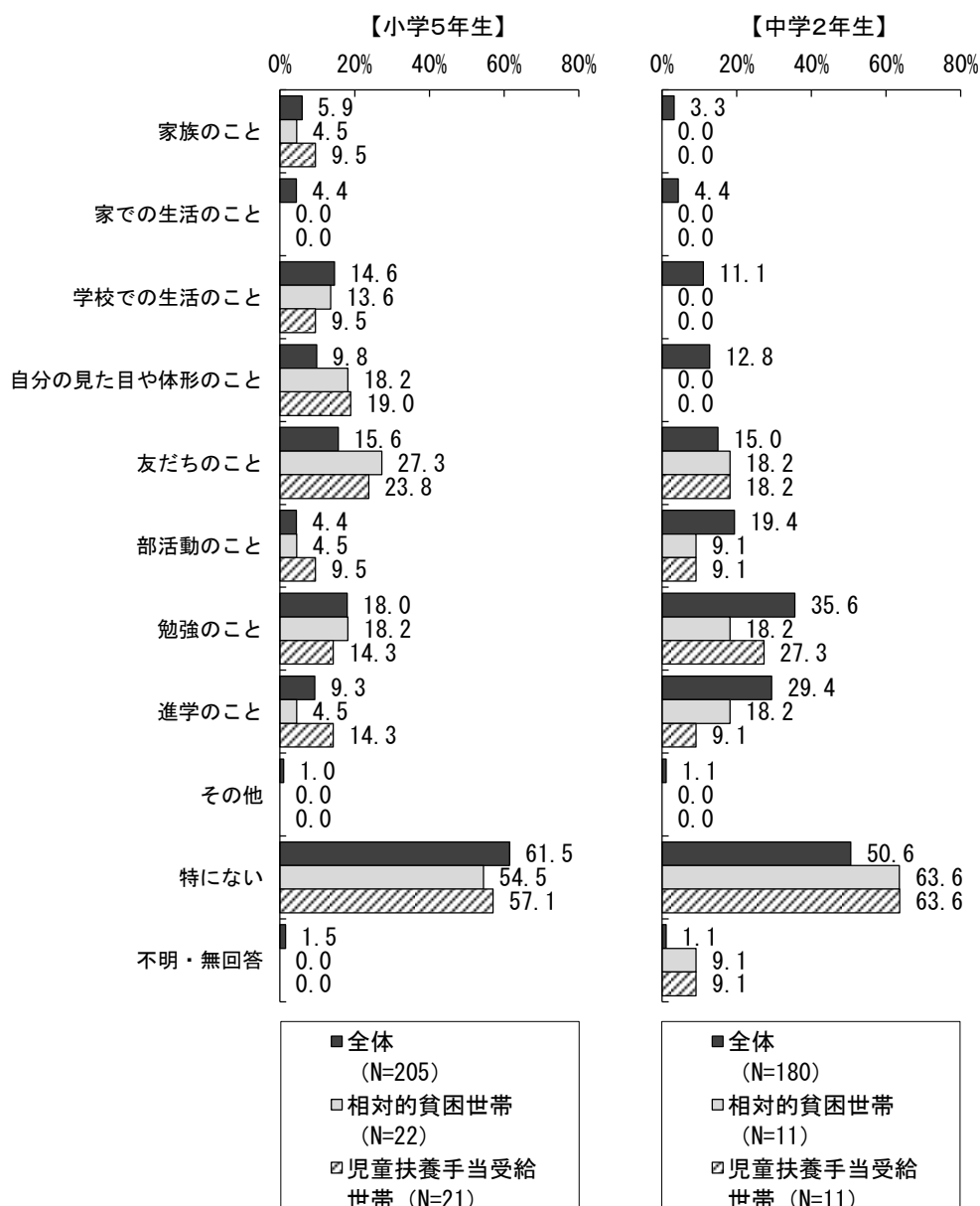
※中学生のみ回答してください。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「大学まで」が少なくなっています。保護者調査の同様の質問と比べて、差が大きくなっています。



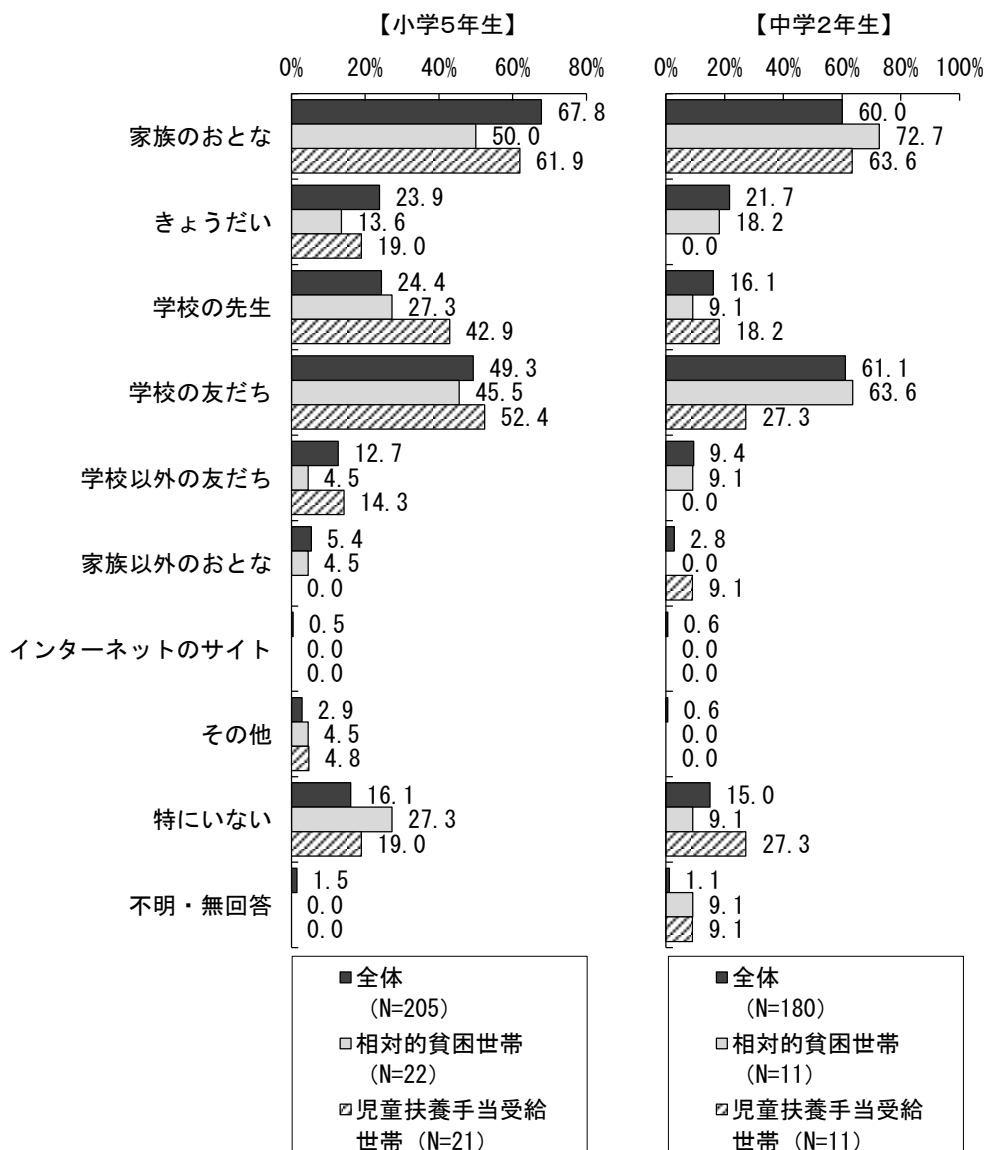
質問22 あなたは悩みごと、心配なこと、困っていること、誰かに相談したいと思っていることがありますか。（複数回答）

小学5年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で「自分の見た目や体形のこと」「友だちのこと」がやや多くなっています。中学2年生では、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の方が「特にない」が多く、「友だちのこと」以外のいずれの項目についても回答が少なくなっています。



質問23 あなたは悩みごとや心配なことがあるとき、誰に話したり、相談したりできますか。（複数回答）

小学5年生では相対的貧困世帯で「特にいない」がやや多くなっています。また、「家族のおとな」「きょうだい」「学校以外の友だち」という回答が少なくなっています。中学2年生では、児童扶養手当受給世帯で「特にいない」が多く、「きょうだい」「学校の友だち」という回答が少なくなっています。



IV 分析・考察

1. 経済的な支援について

①主な調査結果

- ・平成 28 年国民生活基礎調査においては、子どもの相対的貧困率は 13.9%となっています。本調査における子どもの相対的貧困率は、10.5%で、国平均を下回っていますが、調査方法が異なるため単純な比較はできません。
- ・相対的貧困世帯の多くを児童扶養手当受給世帯（ひとり親世帯）が占めており、ひとり親であることが貧困の大きな要因になっていることがうかがえます。
- ・世帯収入の中央値（全回答を収入順に並べたときに中央に位置する値）は「450 万円以上～500 万円未満」となっています。相対的貧困世帯では「150 万円以上～200 万円未満」、児童扶養手当受給世帯では「200 万円以上～250 万円未満」となっています。
- ・相対的貧困世帯では、急な出費に備える「急な出費のための貯金または現金（5 万円以上）」がない世帯が約 3 割、過去 1 年間に「公的年金、健康保険料」を経済的理由で払えなかったことがある世帯が約 2 割あります。
- ・相対的貧困世帯では、過去 1 年間に経済的理由で生活必需品を買うことができなかった経験について、食料は 14.3%、衣類は 15.0%が「よくあった」または「ときどきあった」と回答しており、児童扶養手当受給世帯についてもこれに近い結果となっています。
- ・相対的貧困世帯の約半数が、就学援助を「受けたことがない」と回答しています。
- ・児童扶養手当受給世帯の 6 割以上が離婚後の養育費を「受けたことがない」と回答しています。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、病気や怪我の際に「受診しなかったことがある」という回答がやや多くなっており、その理由として、約 3 割が「医療費の支払いが不安だった」と回答しています。
- ・相対的貧困世帯や児童扶養手当受給世帯では、現在の暮らしに経済的苦しさを感じている割合が高く、「やや苦しい」または「大変苦しい」と回答した割合は、全体では約 4 割ですが、相対的貧困世帯では約 7 割、児童扶養手当受給世帯では約 6 割となっています。
- ・子どもに必要な支援について、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「安い家賃で住める住居」「生活や就学のための給付金や貸付などの経済的援助」「子どものみで無料または安い料金で食事することができる場所の提供」といった経済的支援に関する回答が多く、保護者に必要な支援についても、「住居を探したり、住居の費用を軽減するための支援が受けられること」「一時的に必要な資金が容易に借りられること」といった経済的支援へのニーズが高くなっています。

②調査結果に基づく現状と課題

調査の結果をみる限り、本市は経済的に厳しい状況にある世帯が多い自治体だとは言えませんが、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の中には、一般的な生活を送る上で必要なものが不足していたり、必要な料金の支払い困難、生活必需品の購入困難を経験している世帯が含まれており、経済的に非常に厳しい状況があることが示されています。

保護者調査では、特に住まいや経済的支援に関するニーズが高くなっています。一方で、就学援助を受けたことがない世帯や、医療費の支払いが不安で医療機関を受診しなかったことがある世帯が多くなっており、経済的な支援の制度について、十分に知られていない可能性があります。

近年注目されている「子ども食堂」等の支援は、経済的に非常に厳しい状況にある世帯にとっては有効な支援になると考えられます。また、経済的な支援のニーズが高い一方で、既存の経済的な支援制度について、十分に知られていなかったり、利用されていなかったりすることが考えられます。経済的に厳しい状況にある世帯については、保護者が公的な支援制度の情報を受け取ったり、申請の手続きを行うことが難しい状況にある場合も少なくないと考えられ、支援が必要な人に支援の制度を確実に届けるための周知や利用支援の取り組みが課題だと考えられます。

施策化に向けた検討課題

- 子ども食堂等の貧困世帯への支援の充実
- 就学援助、医療費助成等の経済的支援に関する既存の制度の周知の徹底と利用支援
- 支援制度の運用や申請方法の見直し

2. 保護者への支援について

①主な調査結果

- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、保護者自身が成人前の生活上の困難や経済的困窮を経験していることが多くなっています。
- ・保護者の学歴についてはばらつきがあるものの、相対的貧困世帯では父母ともに大学卒が少ない傾向があります。
- ・相対的貧困世帯の母親の就労状況では、母親の働き方として「正社員、正規職員」が少なくなっています。一方で、「働いていない」母親は少なくなっています。児童扶養手当受給世帯では、母親の「正社員、正規職員」がやや多くなっています。
- ・保護者に必要な支援について、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、経済的な支援以外では、「離婚や養育費のことなどについて、専門的な相談ができること」「就職、転職のための相談や情報提供などが受けられること」が多くなっています。

②調査結果に基づく現状と課題

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、保護者自身が成人前の生活上の困難や経済的困窮を経験していることが多く、貧困の連鎖があることがうかがえます。現在の貧困が、保護者自身の責任のみに帰する問題ではないという観点から、適切な支援を行うことが求められます。また、経済的な支援制度を活用できていない可能性が示されていたように、支援の対象となることを十分認識していない保護者もいると考えられ、利用可能な支援制度の活用について、情報提供や働きかけが課題となります。

就労面では、ひとり親であることや、非正規雇用で十分な収入を得られないことが経済状況の厳しさにつながっていることが示されています。児童扶養手当受給世帯の母親では、「正社員、正規職員」がやや多くなっていますが、非正規雇用も多く、家族の生活を支えるための十分な収入を得られていない世帯が多いことが考えられます。子育てに必要な時間を確保するために、非正規雇用を選択している保護者も多いと考えられ、保護者の就労を支える保育・子育ての支援についても充実が求められます。

保護者に必要な支援については、各種の相談支援のニーズが高くなっており、相談窓口の周知や相談支援の充実が課題となります。

施策化に向けた検討課題

- 支援の必要性や利用可能な支援制度についての保護者への情報提供・働きかけ
- 就労支援の充実
- 保育・子育て支援の充実
- 相談窓口の周知と相談支援の充実

3. 子育て支援について

①主な調査結果

- ・児童扶養手当受給世帯では、母親の帰宅時刻が遅い傾向があります。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、子どもの勉強をみる、子どもと学校生活の話をする、子どもと一緒に料理を作るといった、子どもとのかかわりの頻度がやや低い傾向があります。
- ・子育てや教育にかかる費用について、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では払えなかったり支払いを遅らせたりしたことがあるという経験のある保護者が多くなっています。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、子どもに治療していない虫歯があることが多くなっています。
- ・中学2年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯で、起床時刻、就寝時刻ともにやや遅い傾向があります。また、歯磨きの頻度がやや低く、夕食を子どもだけで食べることが多い傾向がみられます。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、子どもがテレビを見たりゲームをしたりする時間がやや長い傾向がみられます。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、自分の部屋や勉強機の所持率が低い一方、小学5年生のゲーム機や携帯電話、スマートフォンの所持率は高くなっています。
- ・相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、子どもが家の手伝いをするという回答が多い一方で、家族に勉強を教えてもらうことは少なくなっています。
- ・小学5年生の相対的貧困世帯では、「自分には良いところがある」「自分には将来の夢や目標がある」「自分は友だちから好かれている」「友だちとの約束は守っている」と考える子どもの割合がやや低くなっており、家庭の経済状況が子どもの自己評価や自尊感情にも影響していることがうかがわれます。
- ・子どもが感じる悩みごとや心配なこと、困っていることについて、小学5年生の相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「自分の見た目や体形のこと」「友だちのこと」がやや多くなっています。

②調査結果に基づく現状と課題

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、早寝早起きや歯磨きといった基本的な生活習慣の確立の面で一部に課題があると考えられます。保護者と子どもとのかかわりがやや少ない傾向があることが示されており、保護者が子どもにかかわる時間を十分に取れないなどの理由で、家庭が担う基本的な役割が十分に発揮できていない一方で、手伝いをしている子どもが多いなど、子どもにとっての負担が大きくなっている可能性があります。家庭における子育てや教育に関する支援が課題であると同時に、保育施設や学校、地域等における子育て支援や家庭の教育力向上に向けた支援が、子どもへの不利益を防ぐためには課題となります。

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、自分の部屋や勉強机を持っていない子どもが多い一方で、ゲーム機や携帯電話・スマートフォンを早い段階から所持している子どもが多くなっています。携帯電話等については、特にひとり親世帯では保護者が家庭にいる時間が少ないことから生活上の必要性が高いことも考えられますが、一方でお金の使い道の優先順位として、教育面への優先順位が低くなっていることも考えられます。また、テレビ、ゲーム、インターネット等の子どもの利用について、経済的に厳しい状況にある世帯ほど、時間が長くなっており、家庭における教育的な働きかけが十分にできていないことが考えられます。

小学5年生の相対的貧困世帯では、子どもの自己評価が低く、自分の見た目や友だちのことで悩んでいることも多い傾向が示されています。家庭の経済状況が子どもの孤立につながるような支援助けや働きかけも課題となります。

施策化に向けた検討課題

- 基本的な生活習慣の確立に向けた子育ての支援
- 家庭が担う基本的な役割についての働きかけ
- 家庭の教育力の向上のための情報提供や働きかけ
- 子どもの人間関係からの孤立を防ぐ取り組み

4. 学習・進学の実支援について

①主な調査結果

- ・中学2年生の児童扶養手当受給世帯では授業の理解度が低く、宿題をしているという回答も少ない傾向があります。
- ・進学の実望については、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、保護者、子どもともに「大学まで」が少なくなっています。保護者の調査では、その差はあまり大きくありませんが、中学2年生の回答では家庭の経済状況による差が大きくなっており、家庭の経済状況を考慮して子どもが進学をあきらめていることも考えられます。
- ・相対的貧困世帯では、学習塾等に通う子どもが少ない傾向があります。
- ・保護者が教育に関して心配に思うことについて、「塾等に通わせたいがお金がない」「勉強をみてあげることができない」という回答が多くなっています。
- ・相対的貧困世帯の小学生では通塾の割合が低くなっています。

②調査結果に基づく現状と課題

児童生徒調査については、全体として進学や学習について、家庭の経済状況がマイナスの影響を及ぼしていることがうかがえます。相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、保護者の大卒率も低くなっています。また経済的に通塾等が十分にできないことや、進学が厳しい家庭状況であることを子どもが感じ取り、学習や進学をあきらめてしまうことが、子どもの学業への姿勢にも影響している可能性があります。

相対的貧困世帯の経済状況は、保護者自身が両親との離別・死別や経済的困窮を経験してきたことによる、貧困の連鎖の結果という側面も有しており、次世代への貧困の連鎖を防ぐためには、進学の実支援は重要な課題となります。高校卒業後の進学のための奨学金については、貸付型の奨学金を受けることによる負担の大きさが課題とされており、給付型の奨学金の拡充も求められます。

施策化に向けた検討課題

- 学力の向上・進路の保障に向けた取り組み
- 経済的に厳しい世帯を対象とした学習支援事業の充実
- 学校外での学習支援の場の提供
- 給付型奨学金の拡充

5. 多様な体験・経験の場づくりについて

①主な調査結果

- ・子どもの習いごとについては、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では「していない」が多く、学習以外の芸術やスポーツで、差が大きくなっています。
- ・部活動についても、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、「部活動・スポーツ少年団などに入っていない」が多くなっています。
- ・家庭における文化的な活動や体験については、一部に例外はあるものの、経済的な負担を伴わないものを含めて、多くの項目について相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯の回答が少なくなっています。
- ・子どもに必要な支援について、相対的貧困世帯や児童扶養手当受給世帯では、住まいや経済面など、より基礎的なニーズに対する回答が多く、一方で「自然体験や集団遊びなど多様な活動機会の提供」「地域における子どもの居場所の提供」といったニーズは低くなっています。

②調査結果に基づく現状と課題

相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では、文化的な活動や体験が全体的に乏しくなりがちであることが示されています。習いごとについては、家庭の経済状況が子どもの経験に直接影響していることが示されており、部活動についても家庭の経済的な状況が影響している可能性があります。家族旅行や芸術鑑賞等の文化的な活動についても、家庭の経済状況等が関係していると考えられますが、一方で、絵本の読み聞かせや地域行事への参加など、経済的な負担を必ずしも伴わないと考えられる活動についても、回答率が低くなっており、家庭の文化的・教育的な環境や保護者の考え方が反映されている側面もあると考えられます。保護者の意識においては、相対的貧困世帯、児童扶養手当受給世帯では住まいや経済的な支援のニーズが高く、多様な活動機会の提供等のニーズはやや低くなっており、経済的に厳しい状況にある世帯が、これらの活動の機会を十分子どもに与えることは、現状では難しいと考えられます。

一方で、多様な体験・経験の機会を持ててきたかどうかということは、子ども自身の視野を広げたり自尊感情を高めたりすることにも関連していると考えられ、学校教育・社会教育・子育て支援等の取り組みを通じて、多様な体験・経験の場の提供を充実させていくことが求められます。また、子ども食堂等の取り組みについても、単なる食事の提供だけではなく、こうした多様な体験の場や学習の場、地域における人間関係づくりの場として機能させることができれば、より効果の高い支援になると考えられます。

施策化に向けた検討課題

- 子どもが多様な体験・経験ができる場の提供の充実
- 地域における子どもを支援するネットワークの構築



鳴門市子どもの生活に関するアンケート調査結果報告書

平成30年3月

**鳴門市 健康福祉部 福祉事務所 子どもいきいき課
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
電話 088-684-1537 FAX 088-684-1337
Email kodomoikiiki@city.naruto.i-tokushima.jp**